

は し が き

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成18年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇、定年制などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年 3 月

新潟市経済・国際部

雇用対策課

目 次

調査の概要.....	1	第2 新規学卒者.....	14
第1 調査の内容.....	1	1 新規学卒者の採用状況.....	14
1 調査の目的.....	1	2 初任給.....	14
2 調査対象産業.....	1	第3 賃金.....	15
3 調査対象事業所.....	1	1 賃金.....	15
4 調査項目.....	1	2 所定内賃金の概況.....	16
5 調査時点.....	1	3 規模別所定内賃金.....	17
6 調査労働者.....	2	4 産業別所定内賃金.....	17
7 集計方法.....	2	5 男女別所定内賃金.....	18
8 賃金の分類.....	2	6 年齢別所定内賃金.....	19
9 公表.....	2	7 学歴別所定内賃金.....	20
第2 用語の説明.....	3	8 職種別所定内賃金.....	21
1 企業規模.....	3	9 勤続年数別所定内賃金.....	22
2 労働者.....	3	10 標準労働者の所定内賃金.....	23
3 就業形態.....	3	11 所定外賃金.....	24
4 職種.....	3	第4 労働日数，労働時間.....	25
5 労働時間.....	3	1 実労働日数，実労働時間数.....	25
6 賃金.....	4	2 労働時間の推移（年所定・ 月所定内・月所定外）...26	
7 1か月単位の変形労働時間制...4		3 所定労働時間.....	27
8 1年単位の変形労働時間制.....4		第5 休日・休暇.....	33
9 1週間単位の非定型的変形労働 時間制.....	4	1 休日数.....	33
10 再雇用.....	4	2 週休2日制.....	34
11 勤務延長.....	4	3 年次有給休暇.....	37
12 育児休業制度.....	4	4 特別休暇.....	38
13 介護休業制度.....	4	第6 育児休業制度.....	39
14 表中の符号等.....	4	1 育児休業制度の規定状況.....	39
第3 調査の結果.....	5	2 育児休業制度の利用状況.....	41
1 集計事業所，労働者の構成.....	5	第7 介護休業制度.....	44
2 新規学卒者.....	5	1 介護休業制度の規定状況.....	44
3 賃金.....	5	2 介護休業制度の利用状況.....	46
4 労働日数，労働時間.....	5	第8 仕事と家庭の両立のための支援制度	47
5 休日・休暇.....	6	第9 賃金の支払い形態.....	49
6 育児休業制度.....	6	1 賃金の支払い形態.....	49
7 介護休業制度.....	6	第10 定年制度.....	50
8 仕事と家庭の両立のための 支援制度.....	7	1 定年制の有無と定年年齢.....	50
9 賃金の支払い形態.....	7	2 定年延長の予定.....	51
10 定年制度.....	7	3 継続雇用.....	53
11 パートタイム労働者の賃金等...7		第11 パートタイム労働者の賃金等.....	55
調査結果の分析.....	8	1 集計労働者数等.....	55
第1 集計事業所，労働者の構成.....	8	2 パートタイム労働者の賃金支給 総額.....	56
1 集計事業所数及び一般労働者規模	8	調査票.....	57
2 集計労働者数.....	8	付属統計表	
3 労働組合.....	13	付録	

調査の概要

第1 調査の内容

1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施している。なお、新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。

2 調査対象産業

建設業、製造業、情報サービス業、運輸・郵便業、卸売・小売業、金融・保険業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（一部業種を除く）

3 調査対象事業所

平成18年事業所・企業統計調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、1,012事業所（有効回答率50.6%）であった。

4 調査項目

(1) 事業所票

- ア 企業全体の現況
- イ 事業所の現況
- ウ 初任給
- エ 労働時間制度
- オ 年間休日数
- カ 年次有給休暇
- キ 特別休暇制度
- ク 育児休業制度
- ケ 介護休業制度
- コ 仕事と家庭の両立のための支援制度
- サ 賃金の支払い形態
- シ 定年制

(2) 個人票

- ア 性別
- イ 年齢
- ウ 勤続年数
- エ 就業形態
- オ 最終学歴
- カ 労働者の職種
- キ 実労働日数
- ク 所定内労働時間数
- ケ 所定外労働時間数
- コ 所定内賃金額
- サ 所定外賃金額

5 調査時点

平成23年7月31日現在

6 調査労働者

調査事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者17,704人（うちパートタイム労働者2,955人）について調査し、これを一般労働者とパートタイム労働者に区分して集計した。

7 集計方法

(1) 事業所票の調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。

ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。

また、賃金の支払い形態については、労働者を1単位とする単純算術平均とした。

(2) 個人票の調査事項については、各労働者を1単位とする単純算術平均とした。

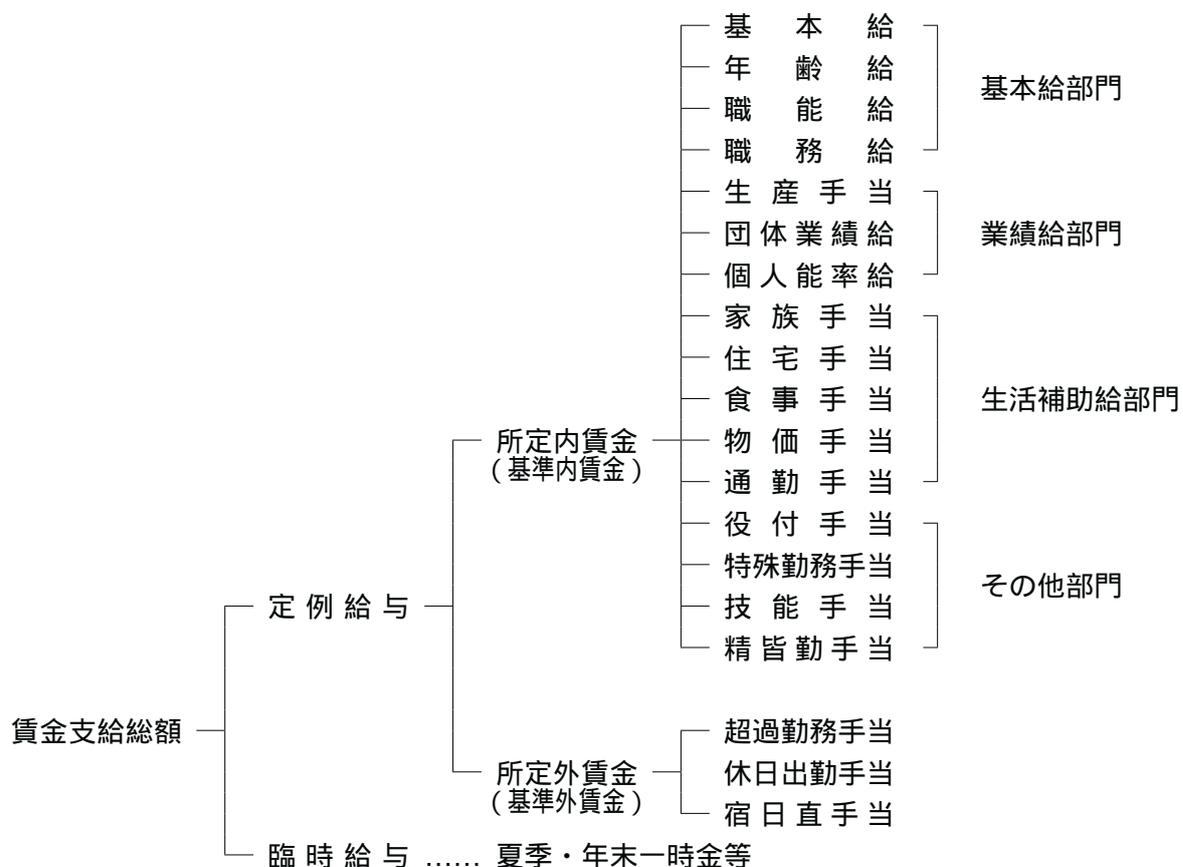
単純算術平均...単純に数値の合計を数値の個数で除した値

加重算術平均...データの個数に重みをかけた和を数値の個数で除した値

8 賃金の分類

労働協約や就業規則などで定めた所定労働時間の労働に対して支払われる賃金を所定内賃金、それ以外に支払われる賃金を所定外賃金として扱うこととし、その分類は次表のとおりである。

ただし、初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。



9 公表

調査結果報告書及びウェブページによる。

第2 用語の説明

1 企業規模

中小企業... 企業全体において常時使用する従業員が300人未満(情報サービス業, 卸売業, 宿泊・飲食サービス業, 医療・福祉, 複合サービス事業及びサービス業では100人未満, 小売業では50人未満), または資本金3億円未満(卸売業では1億円未満, 情報サービス業, 小売業, 宿泊・飲食サービス業, 医療・福祉, 複合サービス事業及びサービス業では5,000万円未満)の企業をいう。

大企業... 中小企業以外の企業をいう。

2 労働者

次のうちいずれかに該当する労働者で, 就業形態が一般の労働者をいう。

(1) 期間を定めずに雇われている労働者

(2) 4か月以上継続して雇われている労働者

(3) 重役・理事等の役付であっても, 一般の労働者と同じ規定(賃金表が同じ等)によって賃金の支払いを受けている者(事業主は除く)

3 就業形態

一般... 一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで, パート以外の労働者をいう。

パート... 1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が, 同一の事業所に雇用される通常の労働者より少ない者をいう。

4 職種

管理... 会社の事務部門, 生産部門の中で, 部長, 課長, 係長などのように監督的業務に従事する者をいう。なお, 生産部門においては作業に従事しない職長, 組長などの監督的地位にある者も含む。

事務・技術... 経理, 営業, 人事, 福利厚生等の事務的業務に従事する者や, 研究, 設計, 看護等の高度な技術を必要とする業務に従事する者をいう。

生産... 生産現場, 建設現場, 販売及び自動車の運転等に従事する者をいう。

5 労働時間

実労働日数... 調査対象期間中(7月分)に実際に出勤した日数をいい, たとえ勤務が1時間, 半日でも1日と計算した。

実労働時間数... 調査対象期間中(7月分)に実際に働いた時間をいい, 宿直, 日直の時間は除く。

所定外労働時間数... 早出, 残業, 休日出勤等の超過労働時間をいう。

所定労働時間... 就業規則で定められた, 始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を除いた時間とした。

6 賃 金

賃金支給総額 ... 調査対象期間中（7月分）に支払われた給与のうち、賞与、現物給与と宿日直手当を除いたものをいう。

所定外賃金 ... 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間に対して支払われた賃金をいう。

7 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる勤務制度。

8 1年単位の変形労働時間制

1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる勤務制度。

9 1週間単位の変形労働時間制

規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる勤務制度。

10 再 雇 用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

11 勤 務 延 長

定年年齢到達者を退職させずに退職の時期を延長すること。

12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

13 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

14 表中の符号等

「 」該当なし

「 」回答数が少ないため秘匿

「0」、又は「0.0」単位未満

第3 調査の結果

1 集計事業所，労働者の構成

～全事業所の19.1%で障がい者を雇用～

- (1) 集計対象となった事業所は1,012事業所で，このうち中小企業は750事業所（74.1%），大企業は262事業所（25.9%）となっている。（第1表）
- (2) 一般労働者は14,749人で，男女別構成は男性10,153人（68.8%），女性4,596人（31.2%）となっている。また，規模別では中小企業10,858人（73.6%），大企業3,891人（26.4%）となっている。（第2表，第3表）
- (3) 平均年齢は41.5歳で，規模別では中小企業42.2歳，大企業39.7歳と中小企業の方が高い。一方，勤続年齢は中小企業12.2年，大企業13.6年と大企業の方が長くなっている。（第4表，第6図）
- (4) 障がい者を雇用している事業所は，中小企業122事業所，大企業71事業所で，これらは全体の19.1%を占めている。また，常用労働者43,323人のうち障がい者は，中小企業224人，大企業161人で，これらは全体の0.9%となっている。（第5表，第6表）

2 新規学卒者

～大学卒初任給の平均は事務・技術，生産ともに前年に比べ減少～

新規学卒者の学歴別初任給の平均は，高校卒事務・技術151,608円，高校卒生産151,123円，専門学校卒事務・技術173,795円，専門学校卒生産160,571円，短大・高専卒事務・技術166,549円，短大・高専卒生産164,463円，大学卒事務・技術188,105円，大学卒生産181,395円となり，前年に比べ事務・技術は全てで減少，生産は専門学校卒を除き減少している。（短大・高専卒生産は22年度回答無し）（第9表）

3 賃 金

～所定内賃金は262,029円，所定外賃金は16,262円で，ともに前年に比べ減少～

- (1) 平成23年7月の所定内賃金は262,029円となり，前年に比べ672円減少している。規模別では中小企業が253,154円，大企業が286,796円であり，大企業を100とした場合の規模間格差は88.3となっている。（第4図，第5図，第6図）
- (2) 男女間格差（男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金）は，中小企業が75.4，大企業が71.6となっている。産業別では，最も格差が小さいのは中小企業，大企業ともに医療・福祉で，逆に最も格差が大きいのは，中小企業では金融・保険業，大企業では建設業となっている。（第11表）
- (3) 平成23年7月の所定外賃金は16,262円となり，前年に比べ790円減少している。規模別では中小企業が14,358円，大企業が21,575円となっている。（第17表，第4図）

4 労働日数，労働時間

～実労働日数は21.7日，総実労働時間数は175.2時間で，いずれも前年に比べ減少～

- (1) 平成23年7月の実労働日数は21.7日，規模別では中小企業が22.0日，大企業が21.0日となっている。産業別では，中小企業，大企業ともに宿泊・飲食サービス業が最も多くなっている。（第18表）

- (2) 平成23年7月の総実労働時間数は175.2時間(所定内165.9時間,所定外9.3時間)となり,前年に比べ2.7時間減少(所定内1.8時間減少,所定外0.9時間減少)している。規模別では中小企業が176.8時間(所定内167.9時間,所定外8.9時間),大企業が170.8時間(所定内160.2時間,所定外10.6時間)となっている。産業別では,中小企業,大企業とも運輸・郵便業が最も多くなっている。(第18表)
- (3) 年所定労働時間は1,958時間02分となっている。規模別では中小企業が1,976時間49分,大企業が1,904時間36分となっている。産業別では,中小企業,大企業とも運輸・郵便業が最も多くなっている。(第19表)
- (4) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は63.4%で,規模別では中小企業が67.1%,大企業が52.7%となっている。また,「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合は,42.5%と最も多い。(第23表)

5 休日・休暇

~全事業所の60.8%で「完全週休2日制」を実施,年次有給休暇の取得率は35.4%~

(1) 年間休日数の平均は,107.3日(中小企業104.7日,大企業114.7日)となっている。産業別では,中小企業は金融・保険業,大企業では建設業が最も多くなっている。(第24表)

(2) 何らかの形での週休2日制を採用している事業所の割合は,全体の98.2%となっている。規模別では中小企業が98.0%,大企業が98.4%となっている。

また,週休2日制の形態別では「完全週休2日制」を採用している事業所の割合が,全体の60.8%と最も多い。規模別でも中小企業,大企業ともに「完全週休2日制」が最も多く,それぞれ52.3%,84.7%となっている。(第25表)

なお,何らかの形での週休2日制の適用を受けている労働者は全体で99.3%となっている。(第26表)

(3) 年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は全体で16.4日(中小企業16.2日,大企業16.8日)となっている。取得日数をみると,全体で5.8日(取得率35.4%),中小企業で5.5日(同33.7%),大企業で6.6日(同39.1%)となっている。取得率を産業別でみると,最も高いのは中小企業で医療・福祉(49.2%),大企業で製造業(57.4%)であり,一方,最も低いのは中小企業では卸売・小売業で22.7%,大企業では宿泊・飲食サービス業で13.6%となっている。(第28表)

6 育児休業制度

~育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は,女性で93.0%,男性で1.2%~

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は87.5%となっている。また,平成22年7月1日から平成23年6月30日までに出産した者(配偶者が出産した男性を含む)のうち,育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は,女性で93.0%,男性で1.2%となっている。(第31表,第33表)

7 介護休業制度

~介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は2.0%~

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は82.7%となっている。また,平成22年7月1日から平成23年6月30日までに同制度の規定のある事業所で,利用者のいた事業所の割合は2.0%と

なっており、同制度を利用した男女の割合は、女性が81.0%、男性が19.0%となっている。(第34表、第35表、第36表)

8 仕事と家庭の両立のための支援制度

～「育児」「介護」の支援制度のある事業所の割合は6割を超える～

仕事と家庭の両立のための支援制度のある事業所は、育児については66.5%、介護についても66.5%となっている。(第37表)

9 賃金の支払い形態

～賃金の支払い形態は「月給制」の割合が7割以上～

賃金の支払い形態別労働者の割合は、月単位で給与が決まっている労働者が70.6%と最も多くなっている。(第38表)

10 定年制度

～継続雇用を制度化している事業所の割合は9割を超える、形態別では「再雇用」が72.7%～

(1) 定年制を実施している事業所は96.1%、規模別でみると中小企業が94.8%、大企業が100%となっている。(第39表)

(2) 定年制を採用している事業所のうち、定年延長の予定がある事業所は14.6%となり、前年に比べ1.3ポイント減少している。延長後の定年予定年齢は、平均で65.4歳となっている。(第40表)

(3) 定年制を採用している事業所のうち、継続雇用を制度化している事業所は94.0%となり、前年に比べ1.5ポイント増加している。継続雇用の形態別では、再雇用制度のみ採用している事業所が72.7%、勤務延長のみを採用している事業所が9.0%、再雇用と勤務延長を併用している事業所が11.0%となっている。(第41表、第28図)

11 パートタイム労働者の賃金等

～総実労働時間数は109.4時間、1時間当たりの所定内賃金は905円～

(1) 集計対象となったパートタイム労働者は2,955人で、男性456人(15.4%)、女性2,499人(84.6%)と、女性が非常に高い割合となっている。(第42表)

(2) パートタイム労働者の平成23年7月の総実労働時間数は109.4時間(所定内108.0時間、所定外1.4時間)となっている。(第43表)

(3) パートタイム労働者の平成23年7月の1時間当たりの所定内賃金(月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除したものは)905円となっている。(第45表)

調査結果の分析

第1 集計事業所，労働者の構成

1 集計事業所数及び一般労働者規模

集計対象となった事業所数は1,012事業所で，このうち産業別の事業所数は，建設業199事業所（19.7%）製造業217事業所（21.4%）情報サービス業9事業所（0.9%）運輸・郵便業58事業所（5.7%）卸売・小売業241事業所（23.8%）金融・保険業57事業所（5.6%）宿泊・飲食サービス業17事業所（1.7%）生活関連サービス・娯楽業23事業所（2.3%）医療・福祉113事業所（11.2%）複合サービス事業19事業所（1.9%）サービス業59事業所（5.8%）となっている。

規模別の事業所内訳は，全体では中小企業が750事業所（74.1%）で7割以上となっている。産業別では，建設業，製造業は中小企業が8割以上と高くなっているが，金融・保険業，複合サービス事業は2割以下と，他の産業に比べ中小企業の割合は低くなっている。（第1表）

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

単位：事業所

区 分	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
前 年 産 業 計	966 (100.0%)	725 (75.1%)	241 (24.9%)
産 業 計	1,012 (100.0%)	750 (74.1%)	262 (25.9%)
建 設 業	199 (19.7%)	178 89.4%	21 10.6%
製 造 業	217 (21.4%)	208 95.9%	9 4.1%
情 報 サ ー ビ ス 業	9 (0.9%)	7 77.8%	2 22.2%
運 輸 ・ 郵 便 業	58 (5.7%)	43 74.1%	15 25.9%
卸 売 ・ 小 売 業	241 (23.8%)	158 65.6%	83 34.4%
金 融 ・ 保 険 業	57 (5.6%)	9 15.8%	48 84.2%
宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	17 (1.7%)	13 76.5%	4 23.5%
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	23 (2.3%)	10 43.5%	13 56.5%
医 療 ・ 福 祉	113 (11.2%)	79 69.9%	34 30.1%
複 合 サ ー ビ ス 事 業	19 (1.9%)	3 15.8%	16 84.2%
サ ー ビ ス 業	59 (5.8%)	42 71.2%	17 28.8%

（注）（ ）内は全体に占める割合， 内は各区分に占める割合

2 集計労働者数

（1）男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は14,749人で，男性が10,153人（68.8%），女性が4,596人（31.2%）となっている。産業別構成比で見ると，製造業24.1%，建設業22.4%，卸売・小売業17.4%が上位を占めている。（第2表）

第2表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性	女 性	男女別構成比	
	集 計 数	構 成 比			男 性	女 性
前 年 産 業 計	14,959 人	100.0 %	10,391 人	4,568 人	69.5 %	30.5 %
産 業 計	14,749	100.0	10,153	4,596	68.8	31.2
建 設 業	3,309	22.4	2,894	415	87.5	12.5
製 造 業	3,559	24.1	2,592	967	72.8	27.2
情 報 サービス業	173	1.2	127	46	73.4	26.6
運 輸 ・ 郵 便 業	869	5.9	782	87	90.0	10.0
卸 売 ・ 小 売 業	2,559	17.4	1,837	722	71.8	28.2
金 融 ・ 保 険 業	698	4.7	376	322	53.9	46.1
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	126	0.9	78	48	61.9	38.1
生 活 関 連 サービス・娯楽業	305	2.1	204	101	66.9	33.1
医 療 ・ 福 祉	1,995	13.5	473	1,522	23.7	76.3
複 合 サービス事業	299	2.0	159	140	53.2	46.8
サ ー ビ ス 業	857	5.8	631	226	73.6	26.4

(2) 規模別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が10,858人(73.6%)、大企業が3,891人(26.4%)となっている。産業別にみると、製造業、建設業、情報サービス業で中小企業の割合がそれぞれ90.6%、86.7%、86.1%と高く、一方、複合サービス事業、金融・保険業で大企業の割合がそれぞれ84.6%、79.7%と高くなっている。(第3表)

第3表 集計労働者の産業別・規模別構成

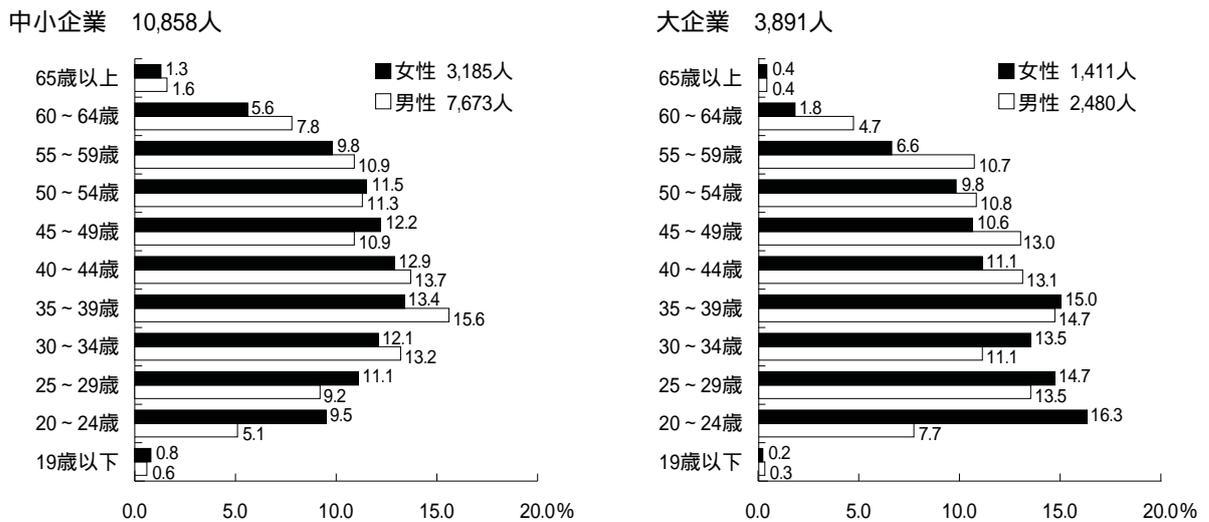
区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	集 計 数	構 成 比	集 計 数	構 成 比
前 年 産 業 計	11,312 人	75.6 %	3,647 人	24.4 %
産 業 計	10,858	73.6	3,891	26.4
建 設 業	2,869	86.7	440	13.3
製 造 業	3,223	90.6	336	9.4
情 報 サービス業	149	86.1	24	13.9
運 輸 ・ 郵 便 業	630	72.5	239	27.5
卸 売 ・ 小 売 業	1,626	63.5	933	36.5
金 融 ・ 保 険 業	142	20.3	556	79.7
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	68	54.0	58	46.0
生 活 関 連 サービス・娯楽業	122	40.0	183	60.0
医 療 ・ 福 祉	1,387	69.5	608	30.5
複 合 サービス事業	46	15.4	253	84.6
サ ー ビ ス 業	596	69.5	261	30.5

(3) 年齢別構成

集計労働者の平均年齢は、全労働者平均で41.5歳（男性42.2歳，女性39.9歳）となっている。規模別では中小企業が42.2歳（男性42.7歳，女性41.1歳），大企業が39.7歳（男性40.9歳，女性37.4歳）となっており，中小企業が大企業よりも高くなっている。（第6図）

集計労働者の年齢別構成をみると，男性の場合は，中小企業では30歳代，大企業では40歳代の割合が最も高く，中小企業では28.8%（2,216人），大企業では26.1%（639人）となっている。女性の場合は，中小企業では30歳代の割合が最も高く，25.5%（811人），大企業では20歳代の割合が最も高く31.0%（437人）となっている。（第1図）

第1図 集計労働者の年齢別構成



(4) 勤続年数

集計労働者の平均勤続年数は12.6年（男性13.4年，女性10.8年）となっている。規模別にみると，大企業（13.6年）の方が中小企業（12.2年）よりも長くなっている。産業別にみると，複合サービス事業が14.8年と最も長く，一方，生活関連サービス・娯楽業が7.2年と最も短くなっている。（第4表）

第4表 集計労働者の平均勤続年数

単位：年

区分	規模計			中小企業			大企業		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
前年産業計	12.3	13.1	10.5	12.1	12.6	10.7	13.1	14.9	10.1
産業計	12.6	13.4	10.8	12.2	12.8	10.9	13.6	15.3	10.6
建設業	13.2	13.5	11.4	12.6	12.8	11.4	17.4	18.2	11.9
製造業	14.1	14.3	13.6	13.9	14.0	13.6	16.7	17.3	13.4
情報サービス業	10.2	11.2	7.3	8.6	9.5	6.2	20.1	21.7	15.2
運輸・郵便業	12.3	12.4	11.3	11.6	11.4	14.9	14.0	15.3	6.8
卸売・小売業	13.8	14.7	11.7	13.5	14.2	11.7	14.4	15.5	11.8
金融・保険業	13.6	15.1	11.9	13.1	14.6	10.6	13.7	15.2	12.2
宿泊・飲食サービス業	8.8	10.8	5.8	8.6	10.0	7.2	9.1	11.4	2.7
生活関連サービス・娯楽業	7.2	7.7	6.3	8.0	8.6	7.1	6.7	7.1	5.8
医療・福祉	9.3	9.7	9.2	8.8	8.4	8.9	10.4	12.0	9.8
複合サービス事業	14.8	16.8	12.6	8.5	8.9	7.7	16.0	18.8	13.2
サービス業	9.3	10.1	7.2	8.9	9.1	8.1	10.4	12.4	5.6

(5) 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は193事業所で、全体の19.1%を占めている。

障がい者雇用割合の高い産業は、医療・福祉（31.9%）、製造業（24.0%）、サービス業（18.6%）とつづいている。（第5表）

また、平成15年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると、平成19年度以降横ばい傾向にあったが23年度は2.2ポイント増と大幅増となり、15年度以降で過去最高となった。（第2図）

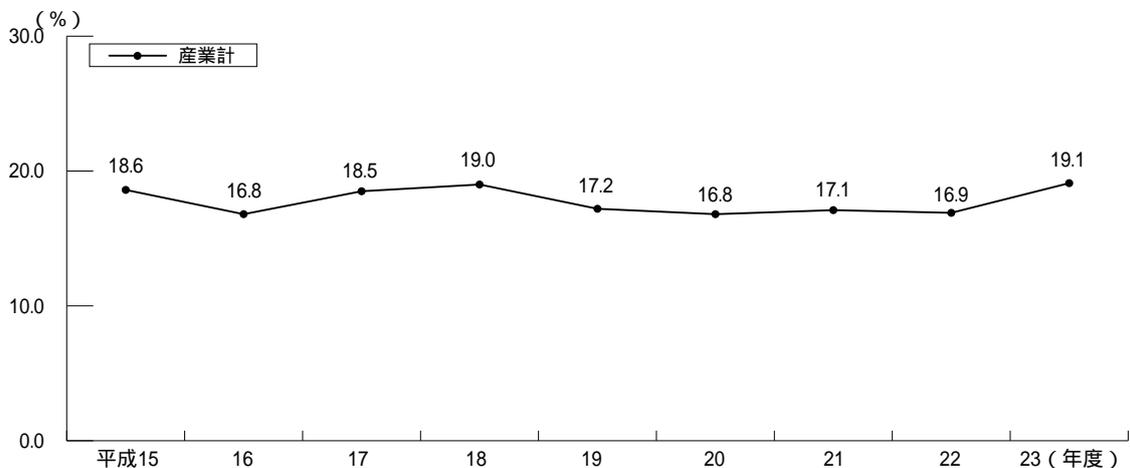
障がい者の雇用状況について、常用労働者43,323人のうち障がい者は385人（0.9%）となっている。（第6表）

また、平成15年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると、19年度の減少以降、増加の傾向となっている。（第3図）

第5表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	事業所数	雇 用 事業所数	割合	事業所数	雇 用 事業所数	割合	事業所数	雇 用 事業所数	割合
前 年 産 業 計	966	163	16.9%	725	112	15.4%	241	51	21.2%
産 業 計	1,012	193	19.1%	750	122	16.3%	262	71	27.1%
建 設 業	199	31	15.6%	178	22	12.4%	21	9	42.9%
製 造 業	217	52	24.0%	208	45	21.6%	9	7	77.8%
情 報 サービス業	9	1	11.1%	7	-	-	2	1	50.0%
運 輸 ・ 郵 便 業	58	7	12.1%	43	3	7.0%	15	4	26.7%
卸 売 ・ 小 売 業	241	40	16.6%	158	20	12.7%	83	20	24.1%
金 融 ・ 保 険 業	57	8	14.0%	9	2	22.2%	48	6	12.5%
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	17	1	5.9%	13	1	7.7%	4	-	-
生 活 関 連 サービス・娯楽業	23	4	17.4%	10	1	10.0%	13	3	23.1%
医 療 ・ 福 祉	113	36	31.9%	79	22	27.9%	34	14	41.2%
複 合 サービス事業	19	2	10.5%	3	-	-	16	2	12.5%
サ ー ビ ス 業	59	11	18.6%	42	6	14.3%	17	5	29.4%

第2図 障がい者雇用事業所割合の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

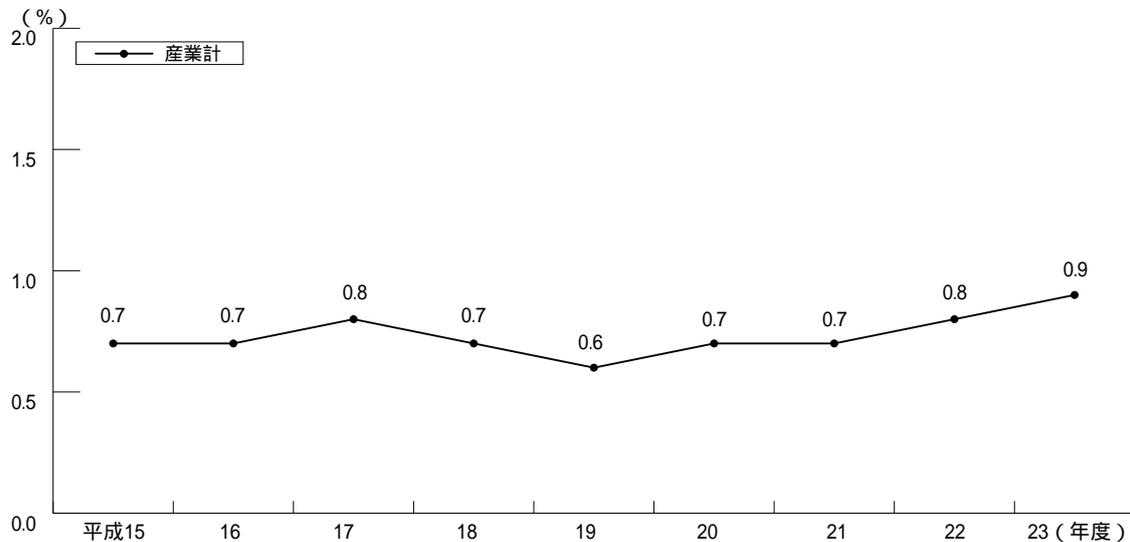
第6表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

単位：人

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合
前 年 産 業 計	43,004	347	0.8%	27,607	239	0.9%	15,397	108	0.7%
産 業 計	43,323	385	0.9%	26,467	224	0.8%	16,856	161	1.0%
建 設 業	6,125	47	0.8%	4,538	29	0.6%	1,587	18	1.1%
製 造 業	11,138	130	1.2%	8,531	94	1.1%	2,607	36	1.4%
情 報 サービス業	453	1	0.2%	321	-	-	132	1	0.8%
運 輸 ・ 郵 便 業	2,444	22	0.9%	1,514	5	0.3%	930	17	1.8%
卸 売 ・ 小 売 業	8,794	60	0.7%	3,969	26	0.7%	4,825	34	0.7%
金 融 ・ 保 険 業	1,322	11	0.8%	252	2	0.8%	1,070	9	0.8%
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	683	1	0.1%	410	1	0.2%	273	-	-
生 活 関 連 サービス・娯楽業	557	4	0.7%	285	1	0.4%	272	3	1.1%
医 療 ・ 福 祉	7,408	79	1.1%	4,379	52	1.2%	3,029	27	0.9%
複 合 サービス事業	575	3	0.5%	64	-	-	511	3	0.6%
サ ー ビ ス 業	3,824	27	0.7%	2,204	14	0.6%	1,620	13	0.8%

- (注) 1 上表の数値は、調査事業所に雇用されている全ての常用労働者数を計上しているため、本調査の集計対象となった調査労働者数(17,704人)以外も含む。
 2 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。

第3図 障がい者雇用状況割合の推移



- (注) 1 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

3 労働組合

回答のあった1,012事業所のうち、労働組合「有」が264事業所（26.1%）となっている。

これを産業別にみると、複合サービス事業で89.5%、金融・保険業で84.2%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が66.4%と中小企業より労働組合「有」の割合が高くなっている。（第7表）

第7表 労働組合組織状況

単位：事業所

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合のあ る事業所数	割 合
前 年 産 業 計	966	239	24.7%	725	100	13.8%	241	139	57.7%
産 業 計	1,012	264	26.1%	750	90	12.0%	262	174	66.4%
建 設 業	199	20	10.1%	178	7	3.9%	21	13	61.9%
製 造 業	217	35	16.1%	208	27	13.0%	9	8	88.9%
情報サービス業	9	-	-	7	-	-	2	-	-
運 輸 ・ 郵 便 業	58	29	50.0%	43	14	32.6%	15	15	100.0%
卸 売 ・ 小 売 業	241	63	26.1%	158	15	9.5%	83	48	57.8%
金 融 ・ 保 険 業	57	48	84.2%	9	1	11.1%	48	47	97.9%
宿泊・飲食サービス業	17	1	5.9%	13	1	7.7%	4	-	-
生活関連サービス・娯楽業	23	6	26.1%	10	1	10.0%	13	5	38.5%
医 療 ・ 福 祉	113	31	27.4%	79	17	21.5%	34	14	41.2%
複合サービス事業	19	17	89.5%	3	1	33.3%	16	16	100.0%
サ ー ビ ス 業	59	14	23.7%	42	6	14.3%	17	8	47.1%

第2 新規学卒者

1 新規学卒者の採用状況

回答のあった1,012事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、263事業所（26.0%）で、採用者数は669人となっている。（第8表）

第8表 産業別新規学卒者採用数

区 分	採 用 事業所数	採 用 者 数					
		計	中学卒	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒
前 年 産 業 計	263	643 ^人	2 ^人	159 ^人	143 ^人	82 ^人	257 ^人
産 業 計	263	669	-	124	126	128	291
建 設 業	37	87	-	22	14	4	47
製 造 業	47	121	-	56	11	10	44
情 報 サービス業	5	19	-	-	5	1	13
運 輸 ・ 郵 便 業	7	11	-	3	3	-	5
卸 売 ・ 小 売 業	51	86	-	16	18	9	43
金 融 ・ 保 険 業	33	48	-	-	1	6	41
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	6	31	-	13	10	3	5
生活関連サービス・娯楽業	5	7	-	2	2	-	3
医 療 ・ 福 祉	56	230	-	9	53	93	75
複 合 サービス事業	7	10	-	1	-	1	8
サ ー ビ ス 業	9	19	-	2	9	1	7

2 初 任 給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術151,608円、生産151,123円、専門学校卒事務・技術173,795円、生産160,571円、短大・高専卒事務・技術166,549円、生産164,463円、大学卒事務・技術188,105円、生産181,395円となっている。（第9表）

第9表 産業別・学歴別初任給

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒	
	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産
前 年 産 業 計	-	-	159,075	152,941	178,067	160,189	167,574	-	190,024	185,188
産 業 計	-	-	151,608	151,123	173,795	160,571	166,549	164,463	188,105	181,395
建 設 業	-	-	155,640	155,469	176,533	-	-	-	199,113	188,978
製 造 業	-	-	155,800	150,926	-	161,523	167,171	-	205,536	183,083
情 報 サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	174,662	-
運 輸 ・ 郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 ・ 小 売 業	-	-	158,925	148,783	164,953	-	-	-	188,344	183,350
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	153,900	-	177,200	-
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	-	-	142,664	-	-	150,000	-	-	-	-
生活関連サービス・娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	-	-	148,933	-	188,641	-	168,511	-	187,360	-
複 合 サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	167,133	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	134,689	-	-	-	-	-

第3 賃 金

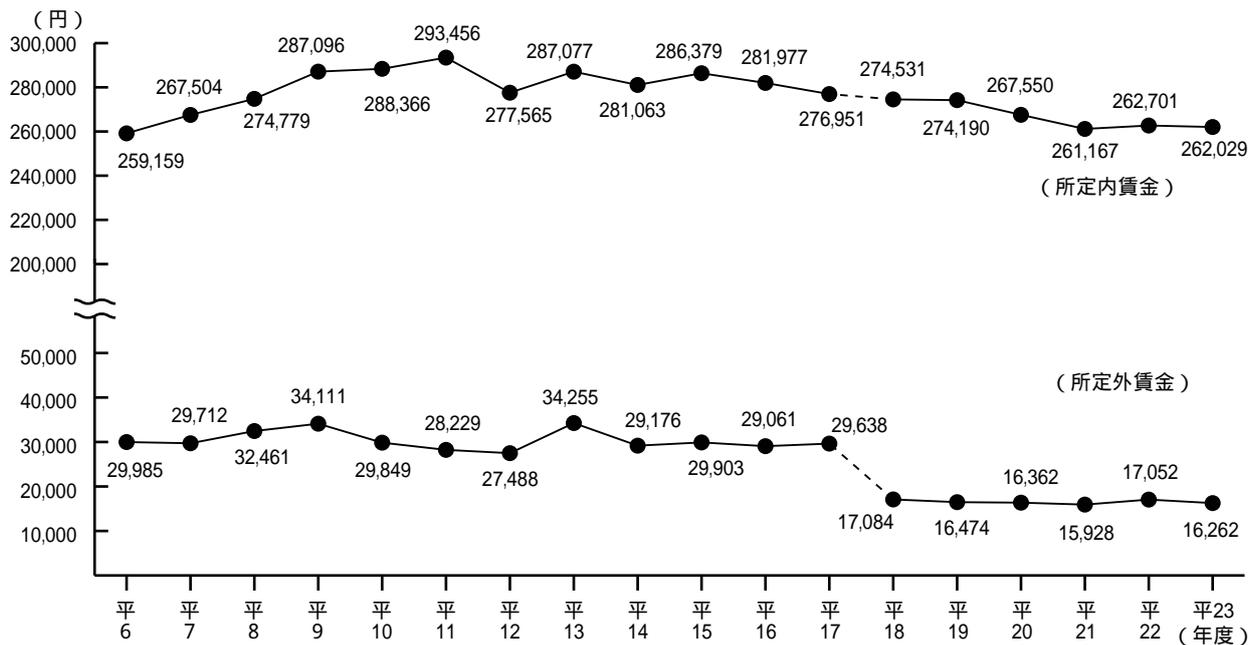
1 賃 金

平成6年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、平成11年度の293,456円をピークにその後は減少傾向となっている。

また、所定外賃金は、平成13年度の34,255円をピークにその後は29,000円台で推移してきた。

なお、平成18年度からは所定内賃金、所定外賃金の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。(第4図)

第4図 所定内・所定外賃金の推移



平均年齢(歳)	38.1	38.2	38.7	39.6	39.5	39.6	39.9	40.2	40.4	40.7	40.7	41.5	40.9	40.8	41.0	41.2	41.3	41.5
平均勤続年数(年)	11.6	11.9	12.5	13.3	13.1	13.0	13.1	14.2	13.2	13.3	13.0	13.5	12.5	12.2	12.0	12.1	12.3	12.6

- (注) 1 平成17年度以前は常用労働者数をウェイトとした加重算術平均で集計、平成18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

2 所定内賃金の概況

平成23年7月の集計労働者平均所定内賃金は、262,029円（平均年齢41.5歳，平均勤続年数12.6年）となっている。

男女別では，男性で284,290円（平均年齢42.2歳，平均勤続年数13.4年），女性で212,854円（平均年齢39.9歳，平均勤続年数10.8年）となっている。

平均年齢は運輸・郵便業の45.5歳が最も高く，生活関連サービス・娯楽業の34.6歳が最も低くなっている。

平均勤続年数では，複合サービス事業の14.8年，製造業の14.1年が長くなっており，逆に生活関連サービス・娯楽業の7.2年が最も短くなっている。（第5図）

第5図 産業別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	20	25	30	35	40	45万円
前年産業計	計	41.3	12.3	262,701					
	男性	42.1	13.1	284,532					
	女性	39.5	10.5	213,043					
産業計	計	41.5	12.6	262,029					
	男性	42.2	13.4	284,290					
	女性	39.9	10.8	212,854					
建設業	計	43.0	13.2	284,508					
	男性	43.2	13.5	295,331					
	女性	42.0	11.4	209,029					
製造業	計	42.9	14.1	248,614					
	男性	42.2	14.3	273,422					
	女性	44.5	13.6	182,117					
情報サービス業	計	37.3	10.2	273,996					
	男性	38.5	11.2	296,994					
	女性	33.9	7.3	210,501					
運輸・郵便業	計	45.5	12.3	234,917					
	男性	45.8	12.4	241,200					
	女性	42.5	11.3	178,449					
卸売・小売業	計	41.1	13.8	270,905					
	男性	41.9	14.7	294,858					
	女性	39.1	11.7	209,959					
金融・保険業	計	39.0	13.6	300,212					
	男性	40.6	15.1	359,999					
	女性	37.1	11.9	230,399					
宿泊・飲食サービス業	計	37.0	8.8	226,416					
	男性	39.2	10.8	253,229					
	女性	33.6	5.8	182,845					
生活関連サービス・娯楽業	計	34.6	7.2	257,101					
	男性	35.0	7.7	276,217					
	女性	33.9	6.3	218,489					
医療・福祉	計	37.9	9.3	248,102					
	男性	38.0	9.7	282,016					
	女性	37.9	9.2	237,563					
複合サービス事業	計	41.9	14.8	254,017					
	男性	42.9	16.8	285,390					
	女性	40.7	12.6	218,386					
サービス業	計	41.9	9.3	240,629					
	男性	42.1	10.1	261,129					
	女性	41.1	7.2	183,391					

3 規模別所定内賃金

所定内賃金を規模別にみると、中小企業が253,154円、大企業が286,796円で、大企業を100とした場合、規模間格差は88.3となっている。(第6図)

第6図 規模別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区 分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	15	20	25	30	35万円
前年産業計	計	41.3	12.3				262,701	
	男性	42.1	13.1				284,532	
	女性	39.5	10.5			213,043		
規 模 計	計	41.5	12.6				262,029	
	男性	42.2	13.4				284,290	
	女性	39.9	10.8			212,854		
中 小 企 業	計	42.2	12.2				253,154	
	男性	42.7	12.8				272,846	
	女性	41.1	10.9			205,715		
大 企 業	計	39.7	13.6				286,796	
	男性	40.9	15.3				319,697	
	女性	37.4	10.6			228,968		

4 産業別所定内賃金

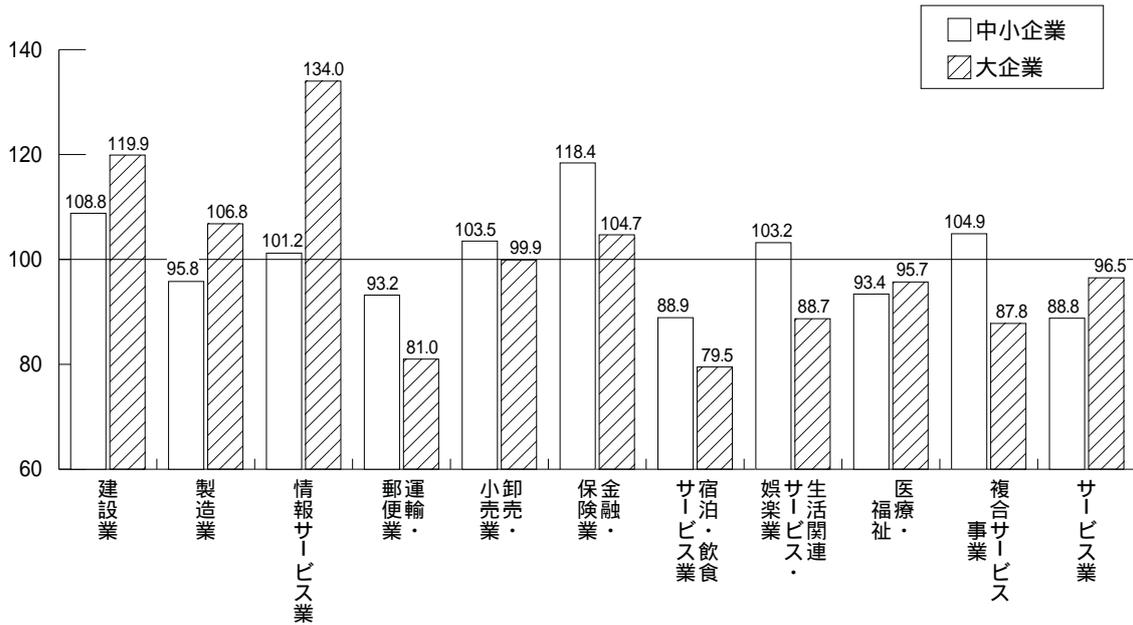
産業別で所定内賃金をみると、金融・保険業(300,212円, 39.0歳, 13.6年)が最も高く、以下、建設業、情報サービス業、卸売・小売業が続き、最も低いのは宿泊・飲食サービス業となっている。(第10表, 第5図)

第10表 産業別・規模別所定内賃金

単位：円

区 分	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
前 年 産 業 計	262,701	253,700	290,621
産 業 計	262,029	253,154	286,796
建 設 業	284,508	275,417	343,784
製 造 業	248,614	242,588	306,421
情 報 サービス業	273,996	256,208	384,430
運 輸 ・ 郵 便 業	234,917	235,914	232,290
卸 売 ・ 小 売 業	270,905	261,964	286,486
金 融 ・ 保 険 業	300,212	299,648	300,356
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	226,416	225,135	227,918
生 活 関 連 サービス・娯楽業	257,101	261,224	254,352
医 療 ・ 福 祉	248,102	236,517	274,532
複 合 サービス事業	254,017	265,672	251,897
サ ー ビ ス 業	240,629	224,768	276,848

第7図 産業間格差の状況（産業計 = 100）



5 男女別所定内賃金

男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金の割合は、規模計で74.9（男性284,290円，女性212,854円）となっている。規模別にみると，中小企業が75.4，大企業が71.6と大企業の方が男女格差は大きくなっている。また，産業別にみると，格差が最も小さいのは，中小企業，大企業とも医療・福祉で，逆に最も格差が大きいのは，中小企業では金融・保険業，大企業では建設業となっている。（第11表，第6図）

第11表 男女別所定内賃金

区 分	中 小 企 業						格差	大 企 業						格差
	男 性			女 性				男 性			女 性			
	年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金		年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金	
前年産業計	42.5	12.6	272,747	40.6	10.7	205,310	75.3	40.9	14.9	326,596	37.0	10.1	231,038	70.7
産業計	42.7	12.8	272,846	41.1	10.9	205,715	75.4	40.9	15.3	319,697	37.4	10.6	228,968	71.6
建設業	43.1	12.8	284,907	42.8	11.4	208,429	73.2	43.5	18.2	364,092	37.2	11.9	212,646	58.4
製造業	42.3	14.0	267,223	44.8	13.6	180,825	67.7	41.9	17.3	323,016	39.4	13.4	206,854	64.0
情報サービス業	37.6	9.5	275,395	32.2	6.2	203,922	74.0	44.3	21.7	427,785	45.7	15.2	254,364	59.5
運輸・郵便業	46.7	11.4	239,313	46.6	14.9	195,618	81.7	43.3	15.3	246,654	37.2	6.8	156,310	63.4
卸売・小売業	42.6	14.2	283,006	40.0	11.7	205,599	72.6	40.6	15.5	316,349	37.6	11.8	216,840	68.5
金融・保険業	45.4	14.6	344,143	39.1	10.6	227,137	66.0	39.2	15.2	364,844	36.7	12.2	231,056	63.3
宿泊・飲食サービス業	40.9	10.0	259,983	35.3	7.2	188,175	72.4	37.8	11.4	247,732	29.8	2.7	171,119	69.1
生活関連サービス・娯楽業	38.5	8.6	281,432	39.6	7.1	226,647	80.5	32.9	7.1	273,055	29.3	5.8	211,935	77.6
医療・福祉	36.6	8.4	264,709	37.7	8.9	228,669	86.4	40.4	12.0	312,581	38.2	9.8	259,644	83.1
複合サービス事業	47.7	8.9	290,487	45.5	7.7	214,388	73.8	41.8	18.8	284,155	40.1	13.2	218,865	77.0
サービス業	42.4	9.1	239,983	43.8	8.1	178,294	74.3	41.5	12.4	313,298	36.0	5.6	192,875	61.6

6 年齢別所定内賃金

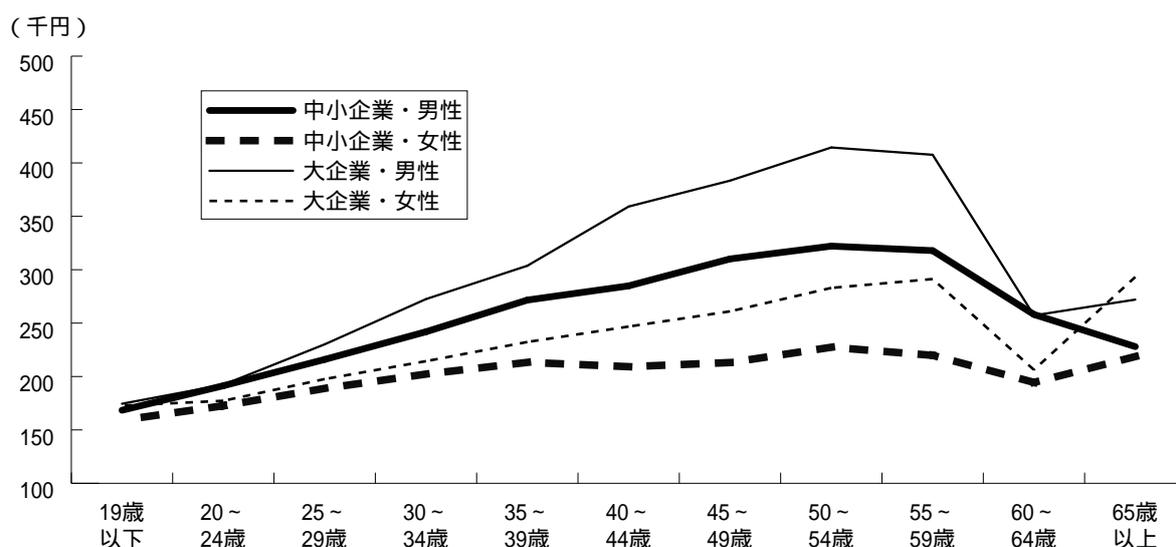
所定内賃金について年齢段階別の推移をみると、20～24歳を100とした場合、男性は中小企業、大企業とも「50～54歳」のピークまで一貫して上昇し、その後、下降に転じている。女性は、中小企業ではほぼ横ばいで推移し、「60～64歳」で一旦下降、その後「65歳以上」で上昇、大企業では「55～59歳」まで上昇し、その後、下降に転じるが、「65歳以上」で再上昇が見られ、男性に比べると年齢段階別格差は小さくなっている。

また、規模別では、男女とも大企業の方が年齢段階別格差が大きくなっている。（第12表、第8図）

第12表 年齢段階別所定内賃金

区 分	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差						
	円		円		円		円	
19歳以下	168,418	88.0	159,151	92.2	174,496	90.7	172,722	97.4
20～24歳	191,362	100.0	172,616	100.0	192,298	100.0	177,276	100.0
25～29歳	215,974	112.9	188,865	109.4	230,144	119.7	197,621	111.5
30～34歳	241,898	126.4	202,265	117.2	272,490	141.7	214,368	120.9
35～39歳	271,581	141.9	213,240	123.5	303,701	157.9	232,332	131.1
40～44歳	284,867	148.9	209,208	121.2	359,147	186.8	246,781	139.2
45～49歳	310,089	162.0	213,075	123.4	383,394	199.4	261,004	147.2
50～54歳	322,096	168.3	227,395	131.7	414,466	215.5	282,971	159.6
55～59歳	317,877	166.1	219,806	127.3	407,623	212.0	291,264	164.3
60～64歳	258,099	134.9	194,512	112.7	257,236	133.8	206,270	116.4
65歳以上	227,991	119.1	218,682	126.7	272,023	141.5	293,226	165.4

第8図 所定内賃金の年齢別推移



7 学歴別所定内賃金

学歴別の所定内賃金は下表のとおりとなっている。(第13表)

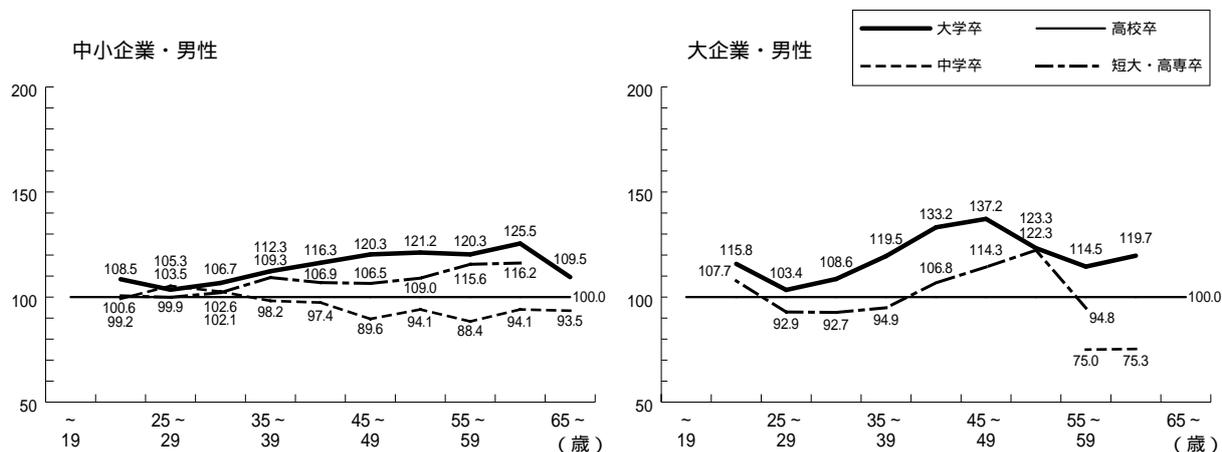
男性について、高校卒の所定内賃金を100とした場合の学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも一部を除き大学卒との格差が大きい。また、女性について学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも一部を除き概ね大学卒、短大・高専卒との格差が大きい。(第9図)

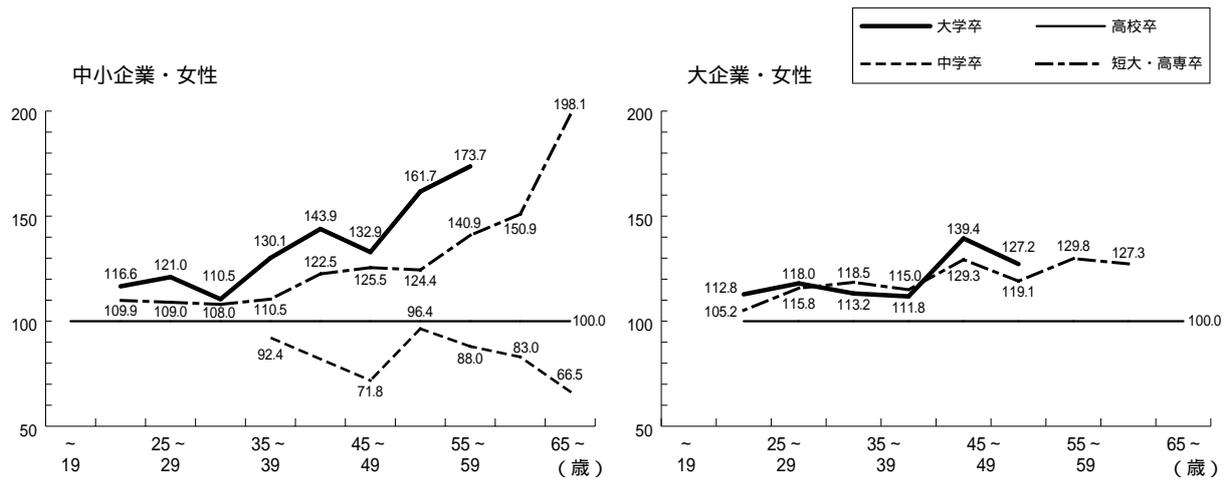
第13表 学歴別所定内賃金

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		短大・高専卒		大 学 卒	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	262,233	173,661	272,761	202,420	263,663	226,691	330,473	229,941
規 模 計	256,504	169,866	275,360	202,532	269,322	225,415	320,893	226,732
中 小 企 業	256,788	168,467	268,029	195,575	264,302	218,857	303,401	230,671
19歳以下	-	-	168,418	159,151	-	-	-	-
20～24歳	186,565	-	188,079	159,579	189,238	175,451	204,062	186,117
25～29歳	225,329	-	213,891	172,501	213,607	188,027	221,395	208,746
30～34歳	243,519	-	237,376	192,504	242,447	207,934	253,307	212,742
35～39歳	256,553	183,439	261,160	198,462	285,483	219,367	293,242	258,145
40～44歳	269,898	-	277,100	193,645	296,283	237,145	322,213	278,739
45～49歳	268,592	140,979	299,627	196,386	319,166	246,501	360,487	260,977
50～54歳	290,353	201,909	308,643	209,413	336,418	260,521	374,148	338,710
55～59歳	275,385	181,088	311,386	205,802	359,868	290,018	374,476	357,556
60～64歳	237,786	162,277	252,629	195,582	293,468	295,074	317,090	-
65歳以上	211,812	144,978	226,646	217,990	-	431,768	248,104	-
大 企 業	253,242	187,777	313,412	223,592	281,757	237,428	342,224	222,162
19歳以下	-	-	174,496	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	172,879	167,146	186,140	175,843	200,242	188,541
25～29歳	-	-	230,008	173,968	213,629	201,367	237,762	205,199
30～34歳	-	-	264,823	189,999	245,502	225,194	287,708	214,996
35～39歳	-	-	285,120	213,620	270,591	245,633	340,601	238,914
40～44歳	-	-	302,249	210,568	322,936	272,344	402,664	293,478
45～49歳	-	-	327,138	239,635	374,008	285,383	448,672	304,697
50～54歳	-	-	369,113	265,020	451,566	343,891	455,040	-
55～59歳	301,238	-	401,801	272,153	380,957	346,373	459,893	-
60～64歳	191,126	-	253,834	161,143	-	-	303,817	-
65歳以上	-	-	280,509	-	-	-	-	-

第9図 学歴間格差の年齢別推移





8 職種別所定内賃金

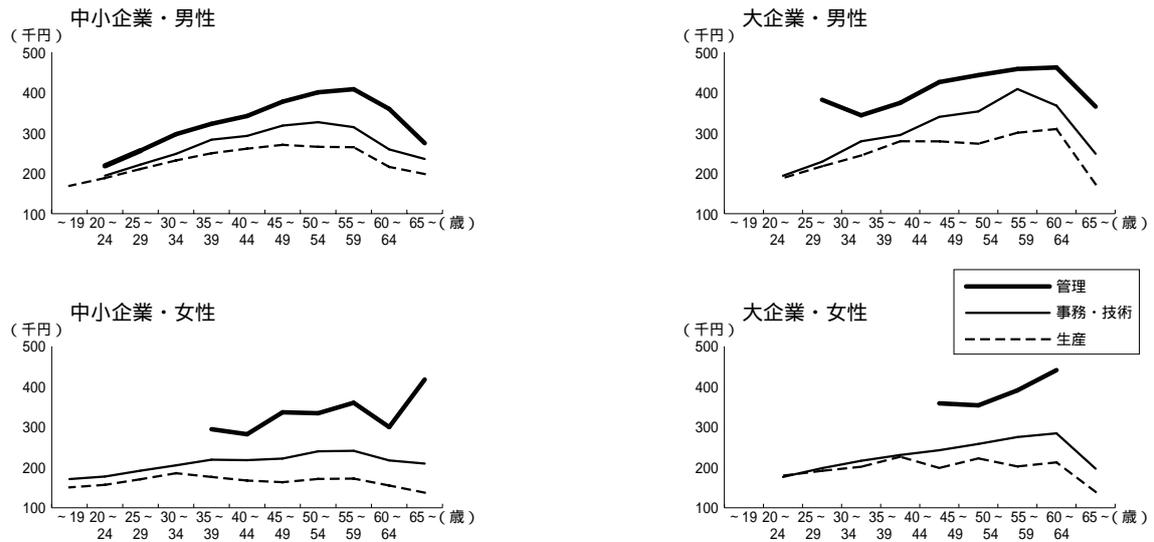
職種別にみると、中小企業、大企業ともに「管理」が高く、次いで「事務・技術」、「生産」の順になっている。(第14表、第10図)

第14表 職種別所定内賃金

単位：円

区 分	管 理		事務・技術		生 産	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	403,783	342,926	273,305	216,289	242,162	176,642
規模計	390,223	337,363	279,115	217,173	243,230	174,043
中 小 企 業	367,108	320,938	273,122	212,572	242,244	167,764
19歳以下	-	-	-	171,126	168,976	150,597
20～24歳	218,519	-	194,107	177,476	188,273	156,873
25～29歳	256,290	-	221,662	191,961	210,701	170,732
30～34歳	296,961	-	248,198	205,186	231,920	185,662
35～39歳	322,640	294,656	283,329	219,181	249,747	176,405
40～44歳	341,954	282,221	292,655	218,009	261,095	167,477
45～49歳	377,488	336,571	318,207	221,932	270,536	163,430
50～54歳	400,736	334,230	326,698	239,934	265,609	171,446
55～59歳	408,353	360,169	314,342	241,185	264,685	172,355
60～64歳	359,530	299,939	259,265	217,352	215,888	155,217
65歳以上	274,741	417,599	235,559	209,540	198,273	137,507
大 企 業	433,255	373,862	291,835	226,068	249,625	199,974
19歳以下	-	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	193,950	176,426	188,315	179,708
25～29歳	382,200	-	228,684	198,202	217,380	191,600
30～34歳	343,768	-	279,341	216,465	244,156	201,633
35～39歳	374,545	-	294,850	230,809	279,460	226,443
40～44歳	426,029	358,737	339,856	242,635	279,182	198,727
45～49歳	443,195	353,794	353,305	258,217	273,410	222,373
50～54歳	458,481	390,908	408,790	275,280	300,539	202,428
55～59歳	462,219	441,038	367,635	284,486	309,672	212,548
60～64歳	365,269	-	248,556	196,965	173,020	139,489
65歳以上	-	-	-	-	-	-

第10図 職種別所定内賃金の年齢別推移



9 勤続年数別所定内賃金

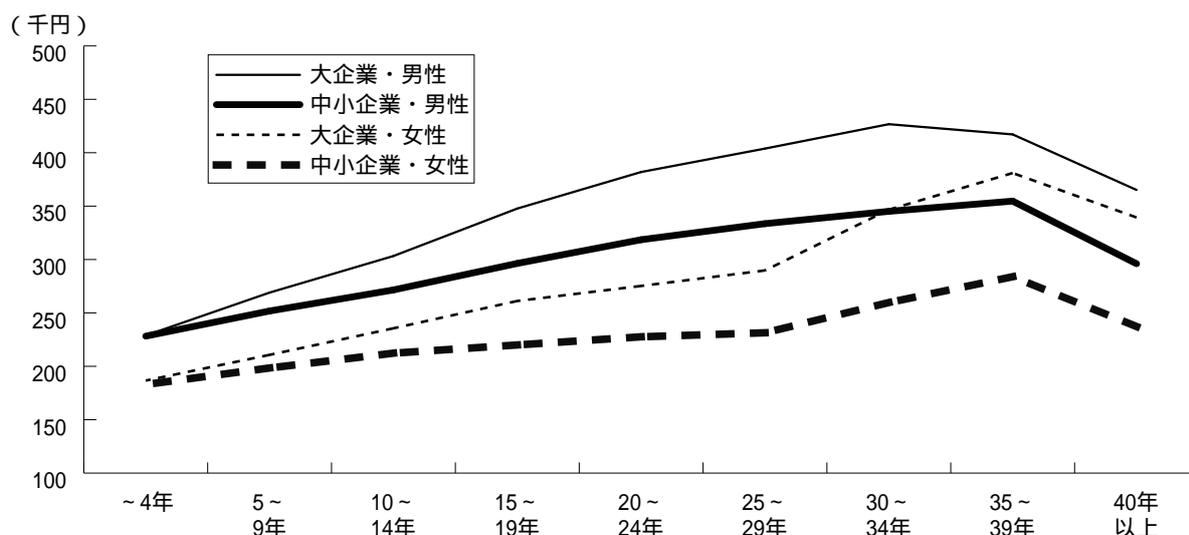
所定内賃金について勤続年数別の推移をみると、中小企業で男女とも「35～39年」、大企業では男性は「30～34年」、女性は「35～39年」がピークで、その後、下降に転じている。

また、規模別では、男女とも大企業の方が概ね勤続年数別格差が大きくなっている。(第15表、第11図)

第15表 勤続年数別所定内賃金

勤続年数	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差						
	円		円		円		円	
0 年	219,472	100.0	172,335	100.0	230,523	100.0	178,710	100.0
1 年	215,470	98.2	179,256	104.0	213,927	92.8	186,531	104.4
2 年	236,327	107.7	180,185	104.6	220,798	95.8	186,814	104.5
3～4年	235,078	107.1	193,435	112.2	240,647	104.4	191,528	107.2
5～9年	251,785	114.7	198,435	115.1	269,020	116.7	210,718	117.9
10～14年	271,517	123.7	212,297	123.2	303,280	131.6	235,593	131.8
15～19年	296,345	135.0	220,003	127.7	347,712	150.8	261,178	146.1
20～24年	318,534	145.1	227,617	132.1	381,932	165.7	275,251	154.0
25～29年	333,569	152.0	231,395	134.3	403,862	175.2	289,772	162.1
30～34年	345,107	157.2	259,698	150.7	426,718	185.1	346,641	194.0
35～39年	354,689	161.6	283,878	164.7	417,147	181.0	380,978	213.2
40年以上	296,049	134.9	237,267	137.7	365,141	158.4	339,360	189.9

第11図 所定内賃金の勤続年数別推移



10 標準労働者の所定内賃金

標準労働者（学校卒業後直ちに就職し、同一企業に継続して勤務している者）について、勤続年数「3～4年」かつ、年齢「20～24歳」の者の所定内賃金を100として、各条件別に所定内賃金をみると、男女ともに中小企業、大企業両規模で「事務・技術」が「生産」より概ね勤続年数、年齢により格差が大きくなっている。（第16表）

第16表 標準労働者の所定内賃金

【男性】

勤続年数	年齢	中小企業				大企業			
		事務・技術		生産		事務・技術		生産	
		所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差
		円		円		円		円	
0年	17歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
0年	18～19歳			168,702	87.8				
1～2年	18～19歳			169,415	88.1				
3～4年	20～24歳	198,225	100.0	192,250	100.0	184,984	100.0	180,985	100.0
5～9年	25～29歳	226,641	114.3	218,858	113.8	235,426	127.3	219,763	121.4
10～14年	30～34歳	255,557	128.9	245,269	127.6	301,677	163.1	249,871	138.1
15～19年	35～39歳	300,423	151.6	269,308	140.1	301,323	162.9	290,234	160.4
20～24年	40～44歳	313,005	157.9	281,235	146.3	350,423	189.4	292,654	161.7
25～29年	45～49歳	338,662	170.8	303,002	157.6	387,372	209.4	295,784	163.4
30～34年	50～54歳	331,751	167.4	298,142	155.1	437,605	236.6	393,195	217.3
35～39年	55～59歳	331,396	167.2	284,755	148.1	417,167	225.5	382,781	211.5
40年以上	60歳以上	288,268	145.4	229,979	119.6	273,242	147.7		

【女 性】

勤続年数	年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
		事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
		所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差
0 年	17歳以下	円	-	円	-	円	-	円	-
0 年	18～19歳	159,497	89.4	144,401	86.4	-	-	-	-
1～2年	18～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-
3～4年	20～24歳	178,463	100.0	167,044	100.0	173,114	100.0	182,234	100.0
5～9年	25～29歳	196,605	110.2	175,151	104.9	203,265	117.4	199,531	109.5
10～14年	30～34歳	211,720	118.6	190,756	114.2	232,747	134.4	213,451	117.1
15～19年	35～39歳	238,774	133.8	193,483	115.8	261,471	151.0	236,417	129.7
20～24年	40～44歳	261,160	146.3	185,642	111.1	281,329	162.5	-	-
25～29年	45～49歳	247,670	138.8	188,753	113.0	313,587	181.1	-	-
30～34年	50～54歳	300,134	168.2	191,563	114.7	331,182	191.3	-	-
35～39年	55～59歳	313,506	175.7	206,363	123.5	379,361	219.1	-	-
40年以上	60歳以上	237,353	133.0	-	-	-	-	-	-

11 所定外賃金

平成23年7月の集計労働者平均所定外賃金は、16,262円となっている。

男女別では、男性で20,063円、女性で7,863円となっている。

規模別にみると、中小企業が14,358円、大企業が21,575円と大企業の方が高くなっている。また、産業別にみると、運輸・郵便業が34,143円で最も高く、金融・保険業、生活関連サービス・娯楽業が続く、複合サービス事業が最も低くなっている。(第17表)

第17表 所定外賃金

単位：円

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
前 年 産 業 計	17,052	20,558	9,077	15,861	19,290	7,148	20,746	25,083	13,564
産 業 計	16,262	20,063	7,863	14,358	17,780	6,112	21,575	27,126	11,817
建 設 業	17,404	19,112	5,496	14,340	15,775	4,212	37,385	41,124	13,243
製 造 業	19,460	23,739	7,990	18,122	22,273	7,715	32,295	35,469	13,246
情 報 サービス業	11,241	13,656	4,574	9,995	11,767	5,164	18,978	25,090	644
運 輸 ・ 郵 便 業	34,143	35,625	20,823	31,311	32,544	16,693	41,610	44,533	26,149
卸 売 ・ 小 売 業	10,146	11,338	7,112	8,382	9,415	5,614	13,219	14,825	9,476
金 融 ・ 保 険 業	27,984	34,337	20,564	8,645	8,737	8,495	32,923	42,160	22,996
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	13,248	13,234	13,269	16,062	15,384	16,780	9,948	11,484	5,544
生 活 関 連 サービス ・ 娯 楽 業	22,443	25,806	15,651	23,085	30,532	10,343	22,015	22,942	19,915
医 療 ・ 福 祉	6,650	11,089	5,271	5,260	7,523	4,630	9,823	17,386	6,863
複 合 サービス 事 業	3,097	2,999	3,209	5,711	5,600	5,940	2,622	2,369	2,881
サ ー ビ ス 業	15,374	18,241	7,369	14,781	17,882	5,312	16,727	19,127	11,199

第4 労働日数，労働時間

1 実労働日数，実労働時間数

(1) 実労働日数

平成23年7月の実労働日数は，21.7日（中小企業22.0日，大企業21.0日）となっている。産業別にみると，宿泊・飲食サービス業が22.9日（中小企業23.1日，大企業22.6日）で最も多く，運輸・郵便業，建設業，生活関連サービス・娯楽業，サービス業，卸売・小売業が続いている。（第18表）

(2) 実労働時間数

平成23年7月の実労働時間数をみると，総実労働時間数は175.2時間（中小企業176.8時間，大企業170.8時間）であり，その内訳は所定内165.9時間，所定外9.3時間となっている。産業別の月所定内労働時間数は金融・保険業が152.3時間で最も短く，他の産業との差は2.7～22.6時間であり，産業差が広がっている。産業別の月所定外労働時間数は運輸・郵便業が23.2時間で最も長く，以下，金融・保険業，製造業，生活関連サービス・娯楽業が続いている。（第18表）

第18表 月間実労働日数，実労働時間数

区 分	月間実労働日数	月間実労働時間数			
		総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数	
前年産業計	規模計	22.0 日	177.9 時間	167.7 時間	10.2 時間
	中小企業	22.1	178.9	168.9	10.0
	大企業	21.5	174.9	164.1	10.8
産 業 計	規模計	21.7	175.2	165.9	9.3
	中小企業	22.0	176.8	167.9	8.9
	大企業	21.0	170.8	160.2	10.6
建 設 業	規模計	22.3	179.1	169.6	9.5
	中小企業	22.5	179.2	170.8	8.4
	大企業	21.0	177.9	161.4	16.5
製 造 業	規模計	21.7	178.5	167.2	11.3
	中小企業	21.8	179.4	168.2	11.2
	大企業	20.4	169.9	157.6	12.3
情報サービス業	規模計	20.8	170.7	163.9	6.8
	中小企業	20.9	172.7	166.5	6.2
	大企業	20.2	158.4	147.5	10.9
運輸・郵便業	規模計	22.6	195.3	172.1	23.2
	中小企業	22.8	194.4	173.7	20.7
	大企業	21.9	197.5	167.9	29.6
卸売・小売業	規模計	21.8	171.7	165.8	5.9
	中小企業	22.0	170.9	165.8	5.1
	大企業	21.4	173.2	165.8	7.4
金融・保険業	規模計	20.4	163.9	152.3	11.6
	中小企業	20.3	157.6	154.1	3.5
	大企業	20.4	165.4	151.8	13.6
宿泊・飲食サービス業	規模計	22.9	184.5	174.9	9.6
	中小企業	23.1	185.9	174.0	11.9
	大企業	22.6	182.9	175.9	7.0
生活関連サービス・娯楽業	規模計	22.0	177.2	166.0	11.2
	中小企業	22.7	185.4	173.2	12.2
	大企業	21.6	171.5	161.1	10.4
医療・福祉	規模計	21.0	164.3	160.7	3.6
	中小企業	21.1	164.7	161.5	3.2
	大企業	20.9	163.4	159.0	4.4
複合サービス事業	規模計	20.4	157.0	155.0	2.0
	中小企業	21.5	168.2	164.5	3.7
	大企業	20.1	154.9	153.2	1.7
サ ー ビ ス 業	規模計	22.0	176.1	165.8	10.3
	中小企業	22.5	178.9	168.6	10.3
	大企業	20.7	169.5	159.2	10.3

2 労働時間の推移（年所定・月所定内・月所定外）

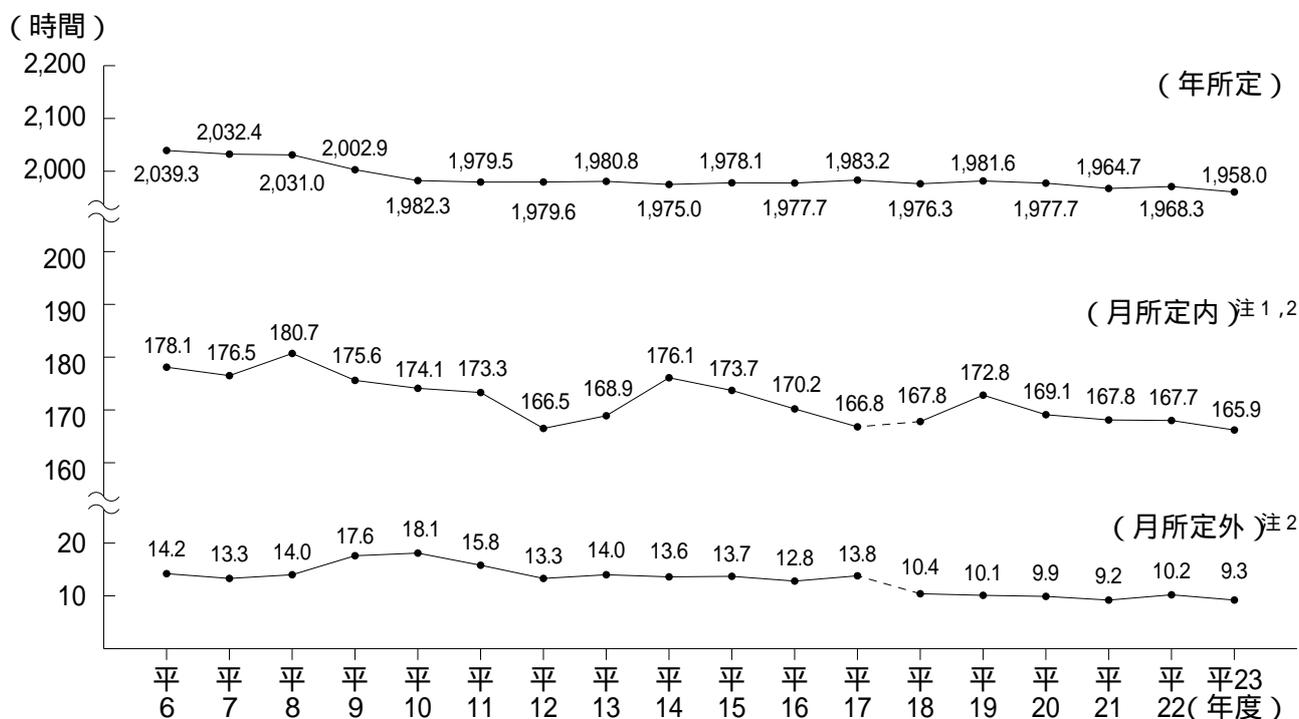
平成6年度からの労働時間の推移をみると、年所定労働時間は、年々減少傾向がみられ、平成10年度に2,000時間を切っている。

月所定内労働時間は、平成12年度までは減少傾向となっていたが、平成13年度から平成14年度まで増加に転じ、その後は再び減少傾向となっており、総じて減少傾向にあるといえる。

月所定外労働時間は、平成6年度から平成10年度までは増加傾向、平成11年度からは減少傾向となっているが、総じて横ばいにあるといえる。

なお、平成18年度からは月所定内労働時間、月所定外労働時間の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。（第12図）

第12図 労働時間の推移（年所定・月所定内・月所定外）



(注) 1 平成17年度以前は「所定労働時間」として事業所を1単位とした単純算術平均で集計，平成18年度以降は「所定内労働時間」として常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計

2 平成17年度以前は常用労働者数をウェイトとした加重算術平均で集計，18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計

3 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

4 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

3 所定労働時間

(1) 日所定・週所定・年所定労働時間

年所定労働時間は、1,958時間02分となっている。規模別にみると、中小企業は1,976時間49分、大企業は1,904時間36分で中小企業の方が長くなっている。産業別にみると、中小企業、大企業とも運輸・郵便業が最も長くなっている。(第19表)

第19表 日所定・週所定・年所定労働時間

区 分	日 所 定	週 所 定	年 所 定
	時間：分	時間：分	時間：分
前年産業計	7：39	38：40	1,968：19
規模計			
中小企業	7：38	38：46	1,981：11
大企業	7：40	38：21	1,929：49
産業計			
規模計	7：37	38：35	1,958：02
中小企業	7：38	38：49	1,976：49
大企業	7：35	37：56	1,904：36
建設業			
規模計	7：42	39：38	2,010：44
中小企業	7：41	39：40	2,020：52
大企業	7：54	39：20	1,924：49
製造業			
規模計	7：44	39：12	2,000：19
中小企業	7：44	39：13	2,004：01
大企業	7：46	38：55	1,915：06
情報サービス業			
規模計	7：57	39：43	1,942：00
中小企業	8：00	40：00	1,968：00
大企業	7：45	38：45	1,851：00
運輸・郵便業			
規模計	7：46	39：23	2,035：19
中小企業	7：49	39：46	2,055：11
大企業	7：39	38：17	1,978：20
卸売・小売業			
規模計	7：23	37：00	1,883：04
中小企業	7：19	36：43	1,872：26
大企業	7：29	37：30	1,902：48
金融・保険業			
規模計	7：28	37：09	1,852：02
中小企業	7：37	38：03	1,876：43
大企業	7：26	36：59	1,847：24
宿泊・飲食サービス業			
規模計	6：55	35：40	1,840：49
中小企業	6：56	35：59	1,862：35
大企業	6：53	34：38	1,770：05
生活関連サービス・娯楽業			
規模計	7：36	38：31	1,983：58
中小企業	7：42	39：22	2,031：34
大企業	7：31	37：52	1,947：21
医療・福祉			
規模計	7：52	39：26	1,983：00
中小企業	7：53	39：30	1,990：09
大企業	7：51	39：16	1,966：23
複合サービス事業			
規模計	7：43	38：20	1,906：24
中小企業	7：50	39：19	2,046：50
大企業	7：41	38：09	1,880：04
サービス業			
規模計	7：31	38：59	1,947：57
中小企業	7：29	39：20	1,973：47
大企業	7：36	38：07	1,884：09

(2) 1日の所定労働時間

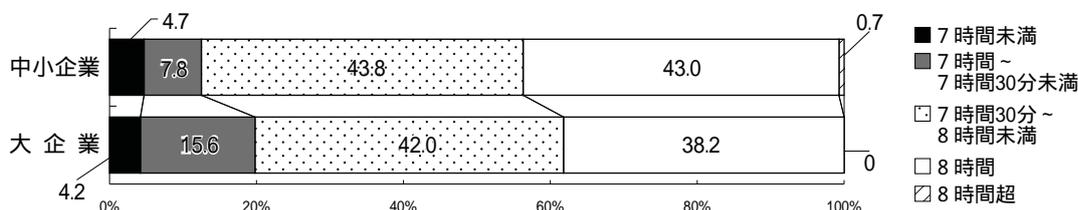
1日の所定労働時間は、7時間37分となっている。規模別にみると、中小企業は7時間38分、大企業は7時間35分でほぼ同時間となっているが、1日の所定労働時間別事業所割合では8時間未満とする割合は大企業が高くなっている。産業別にみると、中小企業では情報サービス業、大企業では建設業が最も長くなっている。(第20表、第13図)

第20表 1日の所定労働時間

単位：%

区 分	所定労働時間	1日の所定労働時間別事業所割合						
		6:29	6:30 6:59	7:00 7:29	7:30 7:59	8:00	8:01	
前年産業計	規模計	7時間39分	3.2	0.7	11.4	42.6	41.2	0.8
	中小企業	7時間38分	3.6	0.7	9.0	43.3	42.7	0.7
	大企業	7時間40分	2.1	0.8	18.7	40.7	36.5	1.2
産 業 計	規模計	7時間37分	4.3	0.3	9.8	43.4	41.8	0.5
	中小企業	7時間38分	4.4	0.3	7.8	43.8	43.0	0.7
	大企業	7時間35分	3.8	0.4	15.6	42.0	38.2	-
建 設 業	規模計	7時間42分	-	0.5	7.5	50.3	41.2	0.5
	中小企業	7時間41分	-	0.6	8.4	52.8	37.6	0.6
	大企業	7時間54分	-	-	-	28.6	71.4	-
製 造 業	規模計	7時間44分	1.9	-	6.0	53.2	38.0	0.9
	中小企業	7時間44分	1.9	-	6.3	53.1	37.7	1.0
	大企業	7時間46分	-	-	-	55.6	44.4	-
情報サービス業	規模計	7時間57分	-	-	-	11.1	88.9	-
	中小企業	8時間00分	-	-	-	-	100.0	-
	大企業	7時間45分	-	-	-	50.0	50.0	-
運輸・郵便業	規模計	7時間46分	1.7	-	6.9	37.9	53.4	-
	中小企業	7時間49分	-	-	2.3	48.8	48.8	-
	大企業	7時間39分	6.7	-	20.0	6.7	66.7	-
卸売・小売業	規模計	7時間23分	12.6	-	6.7	37.8	42.4	0.4
	中小企業	7時間19分	14.8	-	6.5	36.1	41.9	0.6
	大企業	7時間29分	8.4	-	7.2	41.0	43.4	-
金融・保険業	規模計	7時間28分	-	1.8	49.1	42.1	7.0	-
	中小企業	7時間37分	-	-	11.1	66.7	22.2	-
	大企業	7時間26分	-	2.1	56.3	37.5	4.2	-
宿泊・飲食サービス業	規模計	6時間55分	23.5	-	17.6	23.5	35.3	-
	中小企業	6時間56分	23.1	-	23.1	15.4	38.5	-
	大企業	6時間53分	25.0	-	-	50.0	25.0	-
生活関連サービス・娯楽業	規模計	7時間36分	-	-	21.7	56.5	21.7	-
	中小企業	7時間42分	-	-	20.0	30.0	50.0	-
	大企業	7時間31分	-	-	23.1	76.9	-	-
医療・福祉	規模計	7時間52分	-	-	7.1	27.4	64.6	0.9
	中小企業	7時間53分	-	-	8.9	21.5	68.4	1.3
	大企業	7時間51分	-	-	2.9	41.2	55.9	-
複合サービス事業	規模計	7時間43分	-	-	-	57.9	42.1	-
	中小企業	7時間50分	-	-	-	33.3	66.7	-
	大企業	7時間41分	-	-	-	62.5	37.5	-
サービス業	規模計	7時間31分	6.8	1.7	11.9	44.1	35.6	-
	中小企業	7時間29分	7.1	2.4	14.3	40.5	35.7	-
	大企業	7時間36分	5.9	-	5.9	52.9	35.3	-

第13図 1日の所定労働時間別事業所割合



(3) 週所定労働時間

平成23年7月の週所定労働時間は、38時間35分となっている。規模別にみると、中小企業は38時間49分、大企業は37時間56分で中小企業の方が長くなっている。産業別では、情報サービス業が39時間43分と最も長く、一方、最も短いのは宿泊・飲食サービス業の35時間40分であり、その差は4時間03分となっている。

また、週所定労働時間の分布状況をみると、40時間以下の事業所が94.1%、40時間を超え44時間以下の事業所が3.6%、44時間を超える事業所が2.3%となっている。これを産業別にみると、週40時間以下は情報サービス業、金融・保険業及び複合サービス事業で100.0%となっており、他の産業との差は1.8%～11.5%となっている。なお、40時間を超え44時間以下は生活関連サービス・娯楽業が8.6%と最も多い。週44時間を超える労働時間はサービス業で6.8%と最も多い。

規模別では、大企業の方が週40時間以下の割合が大きい。(第21表、第14図)

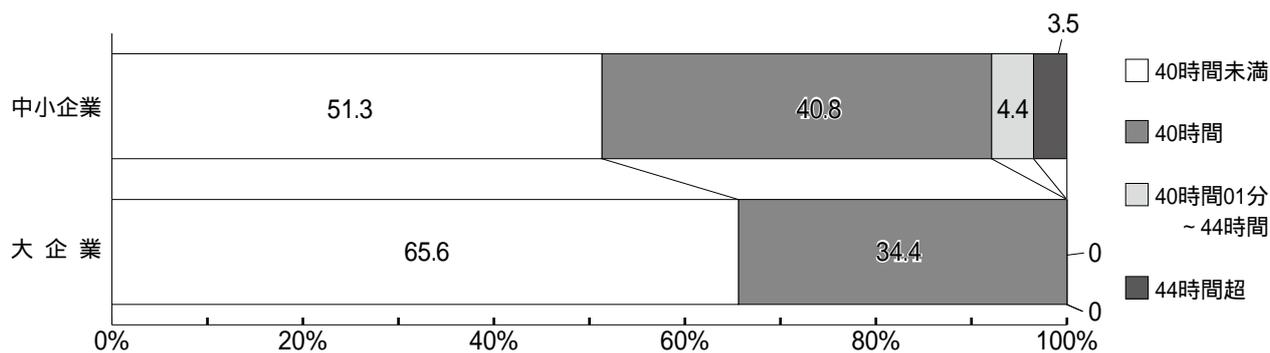
労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業では労働組合の無い事業所が、大企業では労働組合の有る事業所の方が短くなっている。(第22表)

第21表 週所定労働時間

単位：%

区 分	所定労働時間	週所定労働時間別事業所割合							
		37:59	38:00 39:59	40:00	40:01 41:59	42:00 43:59	44:00	44:01	
前年産業計	規模計	38時間40分	26.8	33.2	33.9	2.0	1.6	0.4	2.2
	中小企業	38時間46分	21.4	36.6	34.3	2.4	1.9	0.6	2.9
	大企業	38時間21分	43.2	22.8	32.8	0.8	0.4	-	-
産 業 計	規模計	38時間35分	23.8	31.3	39.1	1.6	1.7	0.3	2.3
	中小企業	38時間49分	17.7	33.6	40.8	2.1	2.3	0.4	3.1
	大企業	37時間56分	41.2	24.4	34.4	-	-	-	-
建 設 業	規模計	39時間38分	14.1	38.7	35.7	3.0	3.5	-	5.0
	中小企業	39時間40分	14.0	40.4	32.6	3.4	3.9	-	5.6
	大企業	39時間20分	14.3	23.8	61.9	-	-	-	-
製 造 業	規模計	39時間12分	15.7	42.1	35.6	1.9	1.4	0.5	2.8
	中小企業	39時間13分	15.0	43.5	34.8	1.9	1.4	0.5	2.9
	大企業	38時間55分	33.3	11.1	55.6	-	-	-	-
情報サービス業	規模計	39時間43分	11.1	-	88.9	-	-	-	-
	中小企業	40時間00分	-	-	100.0	-	-	-	-
	大企業	38時間45分	50.0	-	50.0	-	-	-	-
運輸・郵便業	規模計	39時間23分	10.3	31.0	53.4	1.7	1.7	-	1.7
	中小企業	39時間46分	7.0	32.6	53.5	2.3	2.3	-	2.3
	大企業	38時間17分	20.0	26.7	53.3	-	-	-	-
卸売・小売業	規模計	37時間00分	32.8	26.5	36.6	1.3	1.3	0.8	0.8
	中小企業	36時間43分	31.6	25.2	36.8	1.9	1.9	1.3	1.3
	大企業	37時間30分	34.9	28.9	36.1	-	-	-	-
金融・保険業	規模計	37時間09分	87.7	5.3	7.0	-	-	-	-
	中小企業	38時間03分	55.6	22.2	22.2	-	-	-	-
	大企業	36時間59分	93.8	2.1	4.2	-	-	-	-
宿泊・飲食サービス業	規模計	35時間40分	23.5	23.5	47.1	-	5.9	-	-
	中小企業	35時間59分	23.1	15.4	53.8	-	7.7	-	-
	大企業	34時間38分	25.0	50.0	25.0	-	-	-	-
生活関連サービス・娯楽業	規模計	38時間31分	34.8	43.5	13.0	4.3	4.3	-	-
	中小企業	39時間22分	30.0	20.0	30.0	10.0	10.0	-	-
	大企業	37時間52分	38.5	61.5	-	-	-	-	-
医療・福祉	規模計	39時間26分	9.7	24.8	63.7	0.9	0.9	-	-
	中小企業	39時間30分	8.9	19.0	69.6	1.3	1.3	-	-
	大企業	39時間16分	11.8	38.2	50.0	-	-	-	-
複合サービス事業	規模計	38時間20分	52.6	15.8	31.6	-	-	-	-
	中小企業	39時間19分	-	100.0	-	-	-	-	-
	大企業	38時間09分	62.5	-	37.5	-	-	-	-
サービス業	規模計	38時間59分	16.9	30.5	45.8	-	-	-	6.8
	中小企業	39時間20分	14.3	28.6	47.6	-	-	-	9.5
	大企業	38時間07分	23.5	35.3	41.2	-	-	-	-

第14図 週所定労働時間別事業所割合



第22表 労働組合有無別週所定労働時間

区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前年産業計	38時間44分	38時間46分	37時間49分	39時間05分
産業計	38時間52分	38時間48分	37時間29分	38時間50分

(4) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、63.4%となっている。形態別では、「1か月単位」が20.2%、「1年単位」が42.5%、「フレックスタイム制」が2.6%、「1週間単位」が1.2%となり、「1年単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。

規模別では、中小企業で67.1%、大企業で52.7%となっている。

産業別では、宿泊・飲食サービス業の82.4%が最も高く、つづいて運輸・郵便業の77.6%が採用の割合が高く7割を超えている。(第23表、第15図)

また、平成15年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、平成15年度から増加傾向であったが、20年度よりほぼ横ばいとなった。(第16図)

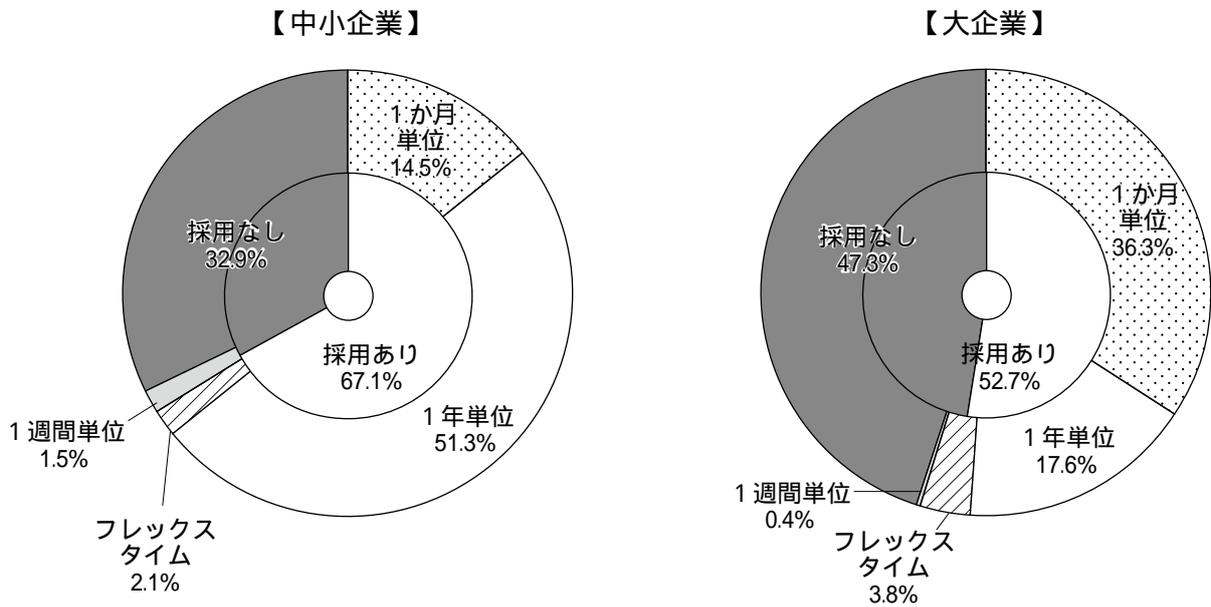
第23表 変形労働時間制の形態別事業所

単位：%

区 分	事 業 所	変 形 労 働 時 間 制 あ り					変形労働時間制なし	
		計	1か月単位	1年単位	フレックスタイム	1週間単位		
前年産業計	規模計	100.0	63.9	19.8	43.7	3.1	0.6	36.1
	中小企業	100.0	65.5	16.0	49.7	2.1	0.7	34.5
	大企業	100.0	59.3	31.1	25.7	6.2	0.4	40.7
産 業 計	規模計	100.0	63.4	20.2	42.5	2.6	1.2	36.6
	中小企業	100.0	67.1	14.5	51.3	2.1	1.5	32.9
	大企業	100.0	52.7	36.3	17.6	3.8	0.4	47.3
建 設 業	規模計	100.0	60.6	5.1	56.6	0.5	-	39.4
	中小企業	100.0	64.4	3.4	62.1	0.6	-	35.6
	大企業	100.0	28.6	19.0	9.5	-	-	71.4
製 造 業	規模計	100.0	69.9	7.4	62.0	2.3	0.5	30.1
	中小企業	100.0	70.5	6.8	63.8	1.4	0.5	29.5
	大企業	100.0	55.6	22.2	22.2	22.2	-	44.4
情報サービス業	規模計	100.0	44.4	11.1	11.1	33.3	-	55.6
	中小企業	100.0	57.1	14.3	14.3	42.9	-	42.9
	大企業	100.0	-	-	-	-	-	100.0
運輸・郵便業	規模計	100.0	77.6	24.1	51.7	3.4	-	22.4
	中小企業	100.0	79.1	20.9	55.8	4.7	-	20.9
	大企業	100.0	73.3	33.3	40.0	-	-	26.7
卸売・小売業	規模計	100.0	63.9	32.8	30.3	2.9	2.9	36.1
	中小企業	100.0	60.0	23.2	32.9	1.3	3.9	40.0
	大企業	100.0	71.1	50.6	25.3	6.0	1.2	28.9
金融・保険業	規模計	100.0	35.1	26.3	-	8.8	-	64.9
	中小企業	100.0	33.3	-	-	33.3	-	66.7
	大企業	100.0	35.4	31.3	-	4.2	-	64.6
宿泊・飲食サービス業	規模計	100.0	82.4	29.4	47.1	-	11.8	17.6
	中小企業	100.0	84.6	23.1	46.2	-	15.4	15.4
	大企業	100.0	75.0	50.0	50.0	-	-	25.0
生活関連サービス・娯楽業	規模計	100.0	56.5	34.8	17.4	-	4.3	43.5
	中小企業	100.0	80.0	40.0	30.0	-	10.0	20.0
	大企業	100.0	38.5	30.8	7.7	-	-	61.5
医療・福祉	規模計	100.0	65.5	34.5	35.4	1.8	-	34.5
	中小企業	100.0	68.4	32.9	40.5	2.5	-	31.6
	大企業	100.0	58.8	38.2	23.5	-	-	41.2
複合サービス事業	規模計	100.0	26.3	-	26.3	5.3	-	73.7
	中小企業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-
	大企業	100.0	12.5	-	12.5	6.3	-	87.5
サービス業	規模計	100.0	67.8	28.8	37.3	-	1.7	32.2
	中小企業	100.0	71.4	21.4	47.6	-	2.4	28.6
	大企業	100.0	58.8	47.1	11.8	-	-	41.2

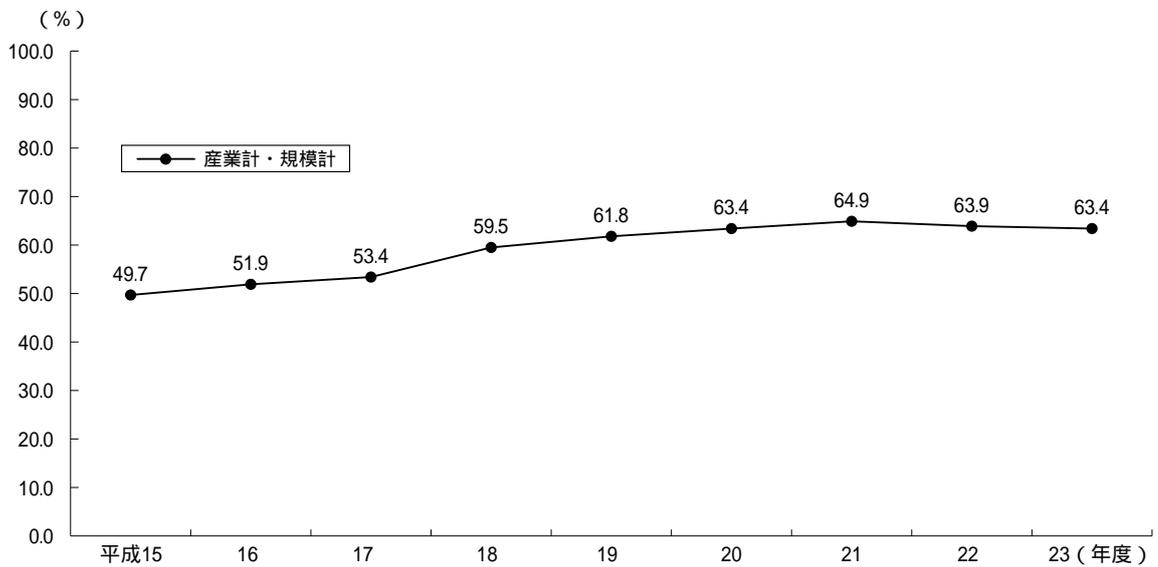
(注) 変形労働時間制の計は、複数の変形性を実施している事業所があり、内訳を合計した%と一致しないことがある。

第15図 変形労働時間制の採用状況



(注) 変形労働時間制の計は、複数の変形制を実施している事業所があり、内訳を合計した%と一致しないことがある。

第16図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

第5 休日・休暇

1 休日数

(1) 年間休日

年間休日数は、平均107.3日となっている。規模別では、中小企業が104.7日、大企業が114.7日と大企業の方が10.0日多くなっている。産業別では、金融・保険業の119.9日、情報サービス業の119.2日、複合サービス事業の114.9日が多く、他の産業では、96.4～112.5日となっている。(第24表)

また、平成15年度からの年間休日数の推移をみると、107日前後で概ね横ばいの推移となっている。(第17図)

(2) 連続休暇(それぞれの期間で連続して休日とした日数、ここでは週休日、日曜、祝日等も含む。)

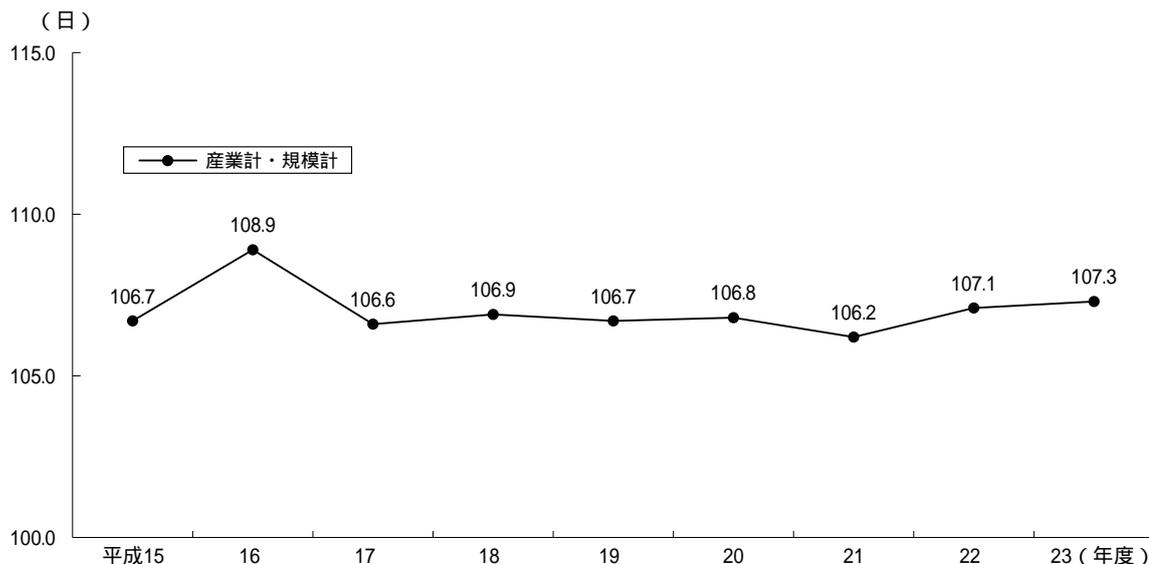
「年末年始」は平均5.5日、「ゴールデンウィーク」は平均4.0日、「夏季休暇」は平均4.3日となっている。(第24表)

第24表 年間休日状況

単位：日、()内は実施事業所%

区 分	年間休日数	連続休暇(3日以上)の状況			
		年末年始	ゴールデンウィーク	夏季休暇 (お盆休みを含む)	
前年産業計	規模計	107.1	5.5(80.6%)	4.7(74.1%)	4.3(63.1%)
	中小企業	105.2	5.7	4.6	4.2
	大企業	113.0	4.9	4.8	5.0
産 業 計	規模計	107.3	5.5(83.6%)	4.0(75.7%)	4.3(65.1%)
	中小企業	104.7	5.6	4.1	4.2
	大企業	114.7	5.2	3.8	4.8
建 設 業	規模計	104.3	6.0(99.0%)	4.4(95.5%)	4.2(93.0%)
	中小企業	102.2	6.0	4.3	4.2
	大企業	122.4	5.5	5.0	4.9
製 造 業	規模計	105.9	5.8(97.7%)	4.6(91.7%)	4.4(91.2%)
	中小企業	105.3	5.8	4.6	4.3
	大企業	118.6	6.2	5.1	5.1
情報サービス業	規模計	119.2	4.9(100.0%)	3.1(88.9%)	4.2(66.7%)
	中小企業	118.6	5.0	3.2	4.0
	大企業	121.5	4.5	3.0	5.0
運輸・郵便業	規模計	100.7	5.3(69.0%)	3.7(56.9%)	3.9(60.3%)
	中小企業	98.4	5.3	3.7	4.0
	大企業	107.4	5.5	4.0	3.6
卸売・小売業	規模計	108.5	5.3(66.2%)	3.7(54.0%)	4.5(58.2%)
	中小企業	106.9	5.0	3.5	4.2
	大企業	111.4	6.0	4.3	5.2
金融・保険業	規模計	119.9	4.1(100.0%)	3.0(98.2%)	4.7(19.6%)
	中小企業	118.8	4.1	3.2	4.3
	大企業	120.1	4.1	3.0	5.0
宿泊・飲食サービス業	規模計	96.4	10.0(11.8%)	3.0(5.9%)	18.5(11.8%)
	中小企業	93.2	14.0	3.0	32.0
	大企業	106.8	6.0	-	5.0
生活関連サービス・娯楽業	規模計	102.4	5.7(43.5%)	3.5(34.8%)	3.0(8.7%)
	中小企業	96.0	5.3	4.5	3.0
	大企業	107.4	6.0	3.2	-
医療・福祉	規模計	112.5	5.1(77.9%)	3.3(69.9%)	3.5(32.7%)
	中小企業	111.7	5.2	3.4	3.7
	大企業	114.2	5.0	3.0	3.0
複合サービス事業	規模計	114.9	4.3(100.0%)	3.8(100.0%)	5.4(26.3%)
	中小企業	99.7	6.0	3.0	4.3
	大企業	117.8	4.0	4.0	7.0
サ ー ビ ス 業	規模計	103.9	5.6(88.1%)	3.8(72.9%)	4.2(62.7%)
	中小企業	99.1	5.5	3.8	4.3
	大企業	115.9	5.8	3.9	4.2

第17図 年間休日数の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

2 週休2日制

「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の60.8%（613事業所）となっている。規模別では、中小企業が52.3%、大企業が84.7%で実施している。産業別では、情報サービス業が100%と「完全週休2日制」の実施が高く、他の産業に対し大きな割合となっている。（第25表）

また、平成15年度からの完全週休2日制採用状況の推移をみると、平成19年度以降50%台で推移していたが、23年度は平成18年度以来の60%台となった。なお、平成18年度からは「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日数を基に週休制の区分をしたことから、大幅な増加となっている。（第18図）

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形で週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の99.3%となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の82.4%となっている。（第26表）

労働組合の有無別にみると、何らかの形で週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所で100.0%、ない事業所で97.6%となっている。また、大企業では労働組合のある事業所で97.7%、ない事業所で100.0%となっている。

「完全週休2日制」については、中小企業、大企業ともに労働組合のある事業所の方が採用率が高くなっている。（第27表）

第25表 週休制の形態別採用状況（産業別事業所割合）

単位：％

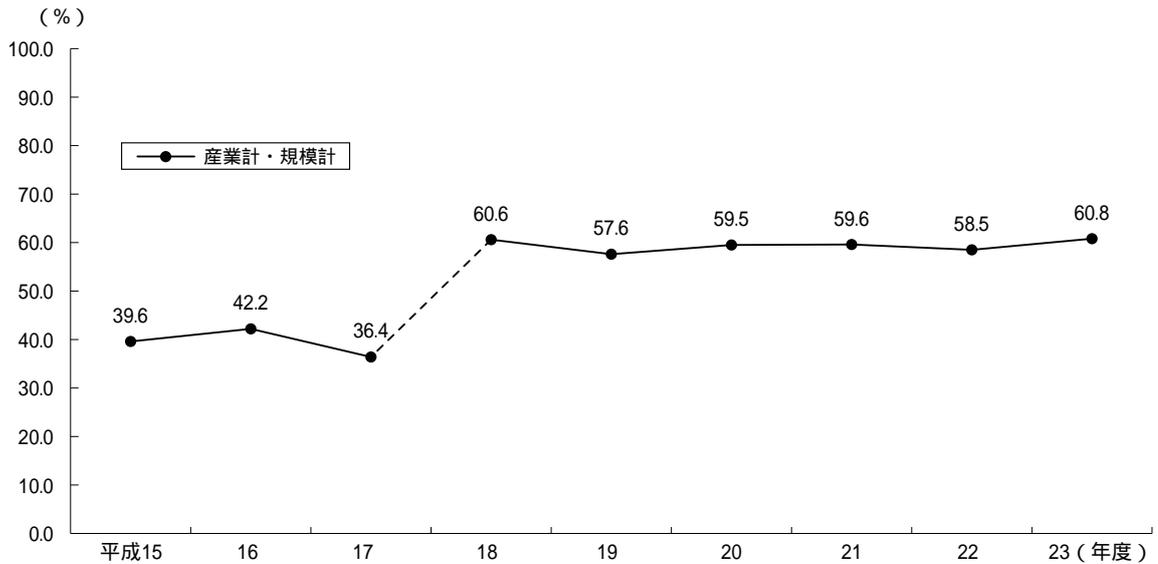
区 分	事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他	
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回		
前年産業計	規模計	100.0	96.3	58.5	27.5	7.1	2.1	1.1	3.7
	中小企業	100.0	96.4	51.5	32.1	9.0	2.5	1.3	3.6
	大企業	100.0	95.9	79.3	13.7	1.2	0.8	0.8	4.1
産 業 計	規模計	100.0	98.2	60.8	29.3	4.3	2.3	1.5	1.8
	中小企業	100.0	98.0	52.3	35.5	5.2	3.1	1.9	2.0
	大企業	100.0	98.4	84.7	11.8	1.5	-	0.4	1.6
建 設 業	規模計	100.0	99.4	43.2	41.2	8.5	5.5	1.0	0.6
	中小企業	100.0	99.5	37.1	45.5	9.6	6.2	1.1	0.5
	大企業	100.0	100.0	95.2	4.8	-	-	-	-
製 造 業	規模計	100.0	100.0	55.9	38.0	2.8	2.8	0.5	-
	中小企業	100.0	100.0	54.6	39.1	2.9	2.9	0.5	-
	大企業	100.0	100.0	88.9	11.1	-	-	-	-
情報サービス業	規模計	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	中小企業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
運輸・郵便業	規模計	100.0	100.0	48.3	39.7	3.4	3.4	5.2	-
	中小企業	100.0	100.0	37.2	46.4	4.7	4.7	7.0	-
	大企業	100.0	100.0	80.0	20.0	-	-	-	-
卸売・小売業	規模計	100.0	95.4	65.3	25.9	2.5	0.4	1.3	4.6
	中小企業	100.0	95.5	60.3	29.5	3.2	0.6	1.9	4.5
	大企業	100.0	95.2	74.7	19.3	1.2	-	-	4.8
金融・保険業	規模計	100.0	100.0	98.2	1.8	-	-	-	-
	中小企業	100.0	100.0	88.9	11.1	-	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
宿泊・飲食サービス業	規模計	100.0	100.0	23.5	35.3	11.8	11.8	17.6	-
	中小企業	100.0	100.0	23.0	30.8	15.4	15.4	15.4	-
	大企業	100.0	100.0	25.0	50.0	-	-	25.0	-
生活関連サービス・娯楽業	規模計	100.0	95.5	56.5	21.7	13.0	4.3	-	4.5
	中小企業	100.0	90.0	50.0	20.0	10.0	10.0	-	10.0
	大企業	100.0	100.0	61.5	23.1	15.4	-	-	-
医療・福祉	規模計	100.0	96.4	79.6	15.0	0.9	-	0.9	3.6
	中小企業	100.0	95.0	74.7	17.7	1.3	-	1.3	5.0
	大企業	100.0	100.0	91.2	8.8	-	-	-	-
複合サービス事業	規模計	100.0	100.0	89.5	10.5	-	-	-	-
	中小企業	100.0	100.0	33.3	66.7	-	-	-	-
	大企業	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
サービス業	規模計	100.0	96.6	55.9	27.1	10.2	-	3.4	3.4
	中小企業	100.0	95.2	45.2	33.3	11.9	-	4.8	4.8
	大企業	100.0	100.0	82.3	11.8	5.9	-	-	-

（注）1 「その他」とは週休1日制，週休1日半制など，何らかの形での週休2日制でないものをいう。

2 「1年単位の變形労働時間制」を採用している事業所については，年間休日数を基に週休制の形態を区分している。

（例：「年間休日数105日以上」であれば，「完全週休2日制」とする。）

第18図 完全週休2日制の採用状況の推移



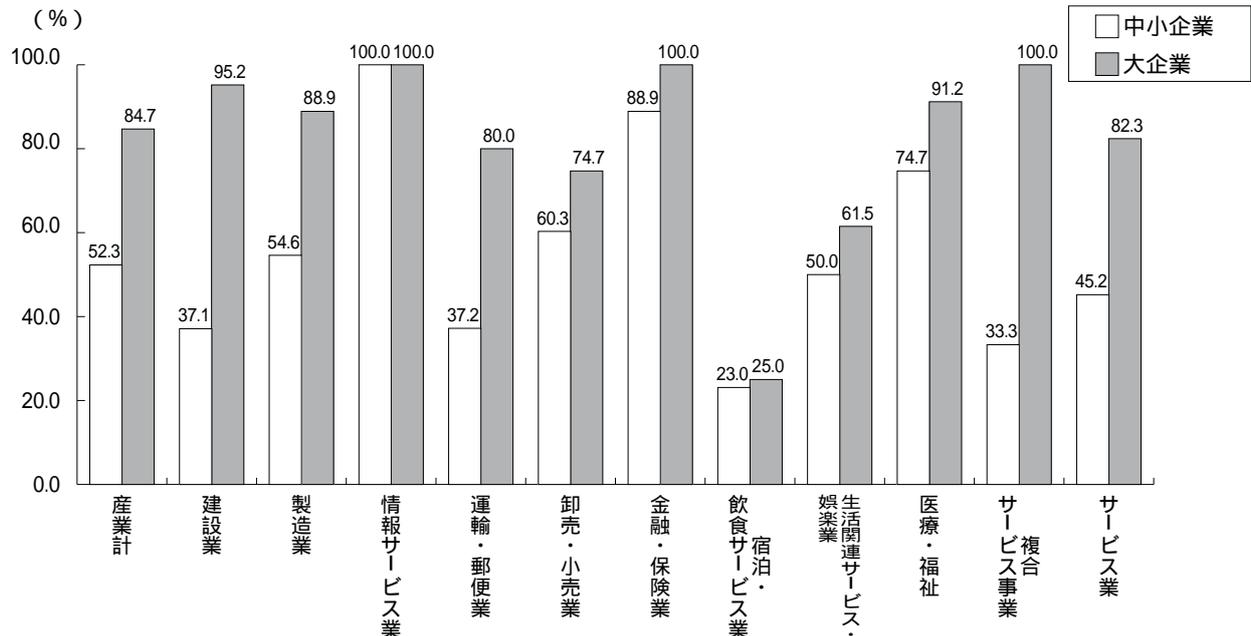
- (注) 1 平成18年度以降は「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。
 (例:「年間休日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)
- 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
- 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

第26表 週休制の形態別採用状況 (適用労働者割合)

単位: %

区分	合計	何らかの形での週休2日制					その他	
		計	完全	月3回	隔週	月2回		月1回
適用労働者								
前年規模計	100.0	95.1	72.0	20.0	2.6	0.5	0.1	4.9
規模計	100.0	99.3	82.4	15.2	0.8	0.7	0.2	0.7
中小企業	100.0	99.4	75.0	21.1	1.5	1.4	0.4	0.6
大企業	100.0	99.3	90.2	9.0	0.1	-	-	0.7

第19図 完全週休2日制の規模別採用状況 (産業別事業所割合)



第27表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況（事業所割合）

単位：％

区 分		合 計	何らかの形での週休2日制						その他
			計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	
中小企業	労 組 有	100.0	100.0	62.3	32.2	-	1.1	4.4	-
	労 組 無	100.0	97.6	51.0	35.9	5.9	3.3	1.5	2.4
大 企 業	労 組 有	100.0	97.7	87.9	9.8	-	-	-	2.3
	労 組 無	100.0	100.0	78.5	15.9	4.5	-	1.1	-

3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与日数（繰り越し分は除く）は、全体で16.4日となっている。産業別では、金融・保険業が18.3日と最も多く、情報サービス業の18.1日が続いている。規模別では、一部産業を除き大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で5.8日、取得率は35.4%となっている。取得率を産業別にみると金融・保険業の49.3%が最も高く、医療・福祉の47.2%が続き、宿泊・飲食サービス業の24.0%が最も低くなっている。（第28表）

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業で17.2日、大企業で17.1日、取得率は中小企業で40.3%、大企業で43.0%となっており、いずれも労働組合のない事業所に比べ高くなっている。（第29表）

第28表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率
	日	日	％	日	日	％	日	日	％
前 年 産 業 計	16.4	5.7	34.7	16.4	5.6	34.1	16.5	6.0	36.2
産 業 計	16.4	5.8	35.4	16.2	5.5	33.7	16.8	6.6	39.1
建 設 業	16.4	5.2	31.9	16.5	5.0	30.0	16.0	6.7	41.6
製 造 業	16.6	6.2	37.7	16.4	5.9	35.8	18.8	10.8	57.4
情 報 サービス業	18.1	6.3	35.0	18.5	6.7	36.2	16.8	5.0	30.0
運 輸 ・ 郵 便 業	15.8	4.8	30.4	14.9	5.2	34.8	17.9	3.9	21.8
卸 売 ・ 小 売 業	16.8	4.6	27.4	16.5	3.8	22.7	17.1	5.8	33.8
金 融 ・ 保 険 業	18.3	9.0	49.3	19.7	7.1	35.9	18.1	9.4	52.0
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	14.0	3.4	24.0	13.9	4.1	29.5	14.1	1.9	13.6
生 活 関 連 サービス・娯楽業	15.7	4.9	31.1	16.6	4.2	25.0	15.1	5.4	36.0
医 療 ・ 福 祉	15.6	7.4	47.2	15.5	7.6	49.2	15.7	6.7	42.9
複 合 サービス事業	17.1	4.8	28.3	17.9	6.4	35.4	17.0	4.6	27.1
サ ー ビ ス 業	15.6	6.1	38.9	15.4	5.7	37.2	16.0	6.7	42.0

第29表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	中 小 企 業						大 企 業					
	付与日数		取得日数		取得率		付与日数		取得日数		取得率	
	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無
	日	日	日	日	%	%	日	日	日	日	%	%
前年産業計	17.4	16.2	6.9	5.3	40.0	32.8	17.2	15.6	7.0	4.6	40.6	29.5
産業計	17.2	16.0	6.9	5.2	40.3	32.4	17.1	16.2	7.4	4.8	43.0	29.6

4 特別休暇

特別休暇を採用している事業所の割合は、リフレッシュ休暇で16.8%、ボランティア休暇で9.8%、自己啓発のための休暇で3.1%、男性の育児参加のための休暇で8.3%となっている。

産業別では、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇は金融・保険業が、自己啓発のための休暇は複合サービス業が、男性の育児参加のための休暇は生活関連サービス・娯楽業が他の産業と比べ高くなっている。(第30表)

第30表 特別休暇の採用状況

単位：%

区 分		リフレッシュ 休 暇	ボランティア 休 暇	自己啓発のた めの休暇	男性の育児参加 のための休暇	そ の 他
前 年 産 業 計	規 模 計	18.1	7.7	3.4	4.8	38.8
	中 小 企 業	8.7	2.8	3.7	3.4	36.0
	大 企 業	46.5	22.4	2.5	8.7	47.3
産 業 計	規 模 計	16.8	9.8	3.1	8.3	38.9
	中 小 企 業	7.1	3.2	2.7	4.7	35.3
	大 企 業	44.7	28.6	4.2	18.7	49.2
建 設 業	規 模 計	9.0	5.5	3.5	7.5	32.2
	中 小 企 業	6.2	3.9	3.4	4.5	30.9
	大 企 業	33.3	19.0	4.8	33.3	42.9
製 造 業	規 模 計	6.9	4.1	3.7	3.7	32.7
	中 小 企 業	5.8	1.9	3.4	2.4	33.2
	大 企 業	33.3	55.6	11.1	33.3	22.2
情 報 サ ー ビ ス 業	規 模 計	11.1	-	-	11.1	55.6
	中 小 企 業	-	-	-	14.3	57.1
	大 企 業	50.0	-	-	-	50.0
運 輸 ・ 郵 便 業	規 模 計	19.0	10.3	1.7	6.9	31.0
	中 小 企 業	4.7	2.3	2.3	2.3	34.9
	大 企 業	60.0	33.3	-	20.0	20.0
卸 売 ・ 小 売 業	規 模 計	18.7	5.0	2.5	9.1	34.4
	中 小 企 業	6.3	2.5	0.6	3.8	28.5
	大 企 業	42.2	9.6	6.0	19.3	45.8
金 融 ・ 保 険 業	規 模 計	61.4	68.4	-	7.0	59.6
	中 小 企 業	-	11.1	-	-	77.8
	大 企 業	72.9	79.2	-	8.3	56.3
宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	5.9	-	-	-	41.2
	中 小 企 業	-	-	-	-	38.5
	大 企 業	25.0	-	-	-	50.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	規 模 計	47.8	17.4	4.3	26.1	39.1
	中 小 企 業	40.0	10.0	10.0	10.0	20.0
	大 企 業	53.8	23.1	-	38.5	53.8
医 療 ・ 福 祉	規 模 計	20.4	8.0	4.4	15.0	59.3
	中 小 企 業	16.5	7.6	5.1	13.9	60.8
	大 企 業	29.4	8.8	2.9	17.6	55.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	10.5	26.3	5.3	10.5	73.7
	中 小 企 業	-	-	-	-	33.3
	大 企 業	12.5	31.3	6.3	12.5	81.3
サ ー ビ ス 業	規 模 計	13.6	6.8	3.4	8.5	37.3
	中 小 企 業	2.4	-	-	4.8	33.3
	大 企 業	41.2	23.5	11.8	17.6	47.1

- (注) 1 リフレッシュ休暇とは、労働者の勤続年数の節目(10年、20年等)に、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。
 2 ボランティア休暇とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇制度をいう。
 3 自己啓発のための休暇とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために取得できる休暇をいう。

第6 育児休業制度

1 育児休業制度の規定状況

回答のあった1,012事業所のうち、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は87.5%となっている。規模別では、中小企業で83.3%、大企業で99.6%と大企業の割合が高くなっている。産業別では、情報サービス業、金融・保険業、複合サービス事業が100%と最も高くなっている。

制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所のうち、取得可能な休業期間が「子が1歳6か月に達するまで」が83.8%となっている。一方、「子が2歳に達するまで」が4.2%、「子が3歳に達するまで」が3.8%、「子の小学校就学まで」が0.6%となっている。(第31表)

また、平成15年度からの育児休業制度の規定状況の推移をみると、一部を除き、年々増加の傾向にある。(第21図)

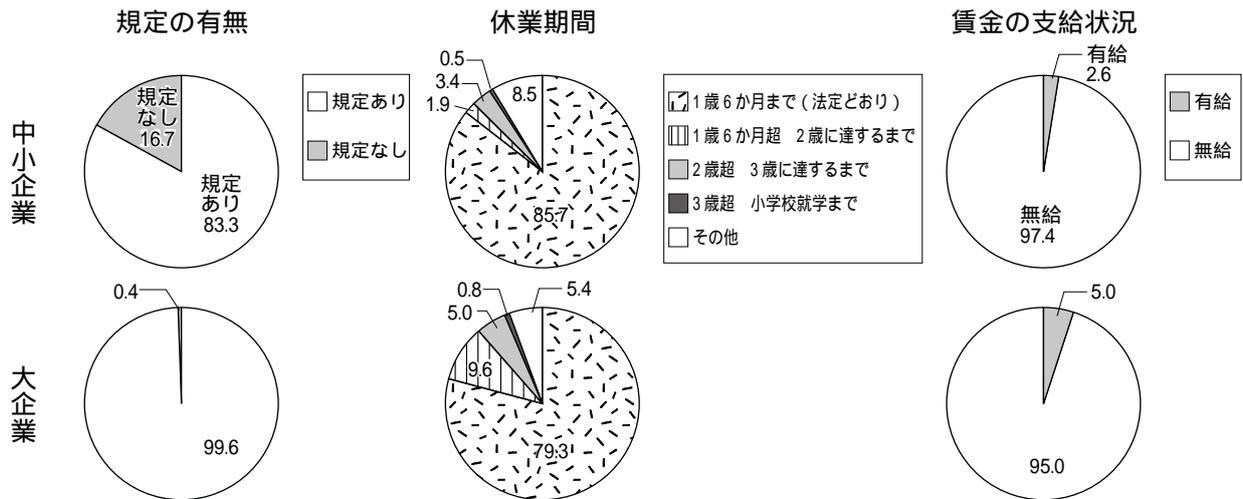
第31表 育児休業制度の規定状況

単位：%

区 分	育児休業制度を定めている事業所	休 業 期 間					有給事業所	
		1歳6か月まで (法定どおり)	1歳6か月超 2歳に達するまで	2歳超 3歳に 達するまで	3歳超 小学校 就学まで	その他		
産 業 計	規 模 計	87.5	83.8	4.2	3.8	0.6	7.6	3.3
	中 小 企 業	83.3	85.7	1.9	3.4	0.5	8.5	2.6
	大 企 業	99.6	79.2	9.6	5.0	0.8	5.4	5.0
建 設 業	規 模 計	83.9	82.6	0.6	3.6	0.6	12.6	4.2
	中 小 企 業	82.0	82.1	0.7	2.1	0.7	14.4	2.7
	大 企 業	100.0	85.7	-	14.3	-	-	14.3
製 造 業	規 模 計	84.7	88.6	0.5	2.2	0.5	8.2	4.4
	中 小 企 業	84.1	90.2	-	2.3	0.6	6.9	4.0
	大 企 業	100.0	55.6	11.1	-	-	33.3	11.1
情報サービス業	規 模 計	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
運 輸 ・ 郵 便 業	規 模 計	91.4	84.8	5.7	1.9	1.9	5.7	-
	中 小 企 業	88.4	89.5	-	2.6	2.6	5.3	-
	大 企 業	100.0	73.3	20.0	-	-	6.7	-
卸 売 ・ 小 売 業	規 模 計	85.0	83.8	4.9	4.4	-	6.9	2.9
	中 小 企 業	77.1	83.4	5.8	2.5	-	8.3	2.5
	大 企 業	100.0	84.4	3.6	7.2	-	4.8	3.6
金 融 ・ 保 険 業	規 模 計	100.0	59.7	33.3	3.5	-	3.5	3.5
	中 小 企 業	100.0	55.6	33.3	11.1	-	-	-
	大 企 業	100.0	60.4	33.3	2.1	-	4.2	4.2
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	規 模 計	88.2	93.3	-	-	-	6.7	-
	中 小 企 業	92.3	91.7	-	-	-	8.3	-
	大 企 業	75.0	100.0	-	-	-	-	-
生 活 関 連 サービス・娯楽業	規 模 計	78.3	83.3	-	-	5.6	11.1	5.6
	中 小 企 業	50.0	60.0	-	-	-	40.0	-
	大 企 業	100.0	92.3	-	-	7.7	-	7.7
医 療 ・ 福 祉	規 模 計	95.6	84.3	0.9	9.3	0.9	4.6	2.8
	中 小 企 業	93.7	83.7	1.4	12.2	-	2.7	1.4
	大 企 業	100.0	85.4	-	2.9	2.9	8.8	5.9
複 合 サービス事業	規 模 計	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	規 模 計	86.4	84.4	3.9	3.9	-	7.8	3.9
	中 小 企 業	81.0	91.2	-	-	-	8.8	2.9
	大 企 業	100.0	70.5	11.8	11.8	-	5.9	5.9

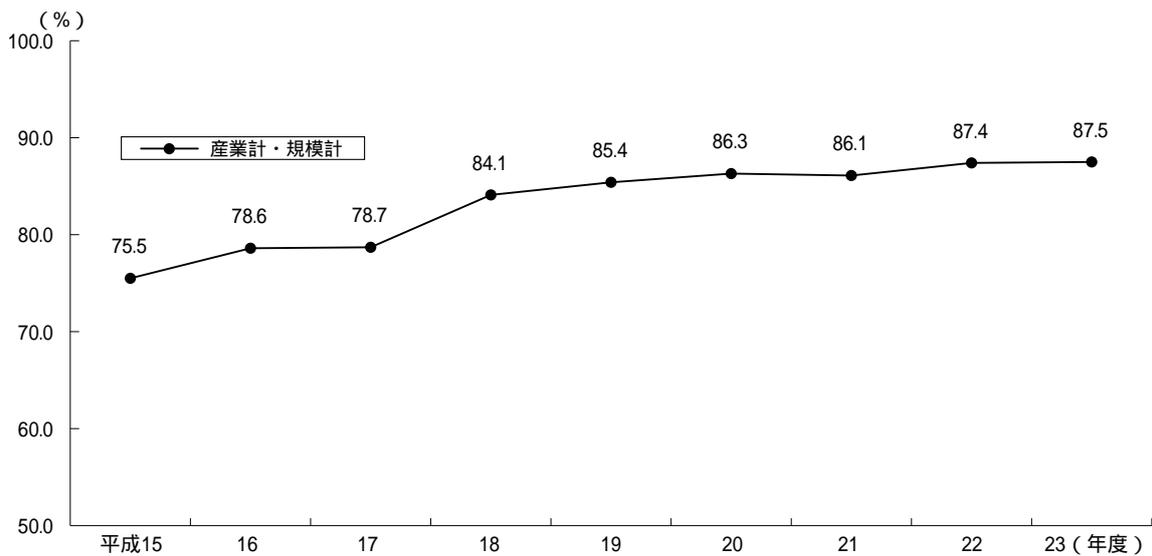
(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

第20図 育児休業制度



(注) 「休業期間」「金銭の支給状況」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

第21図 育児休業制度の規定状況の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

2 育児休業制度の利用状況

(1) 育児休業制度利用の事業所割合

平成22年7月1日から平成23年6月30日までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む）がいた事業所について、育児休業制度の利用者（予定含む）がいた事業所の割合は51.4%となっている。規模別では中小企業で49.6%，大企業で55.3%となっており，大企業での利用者割合が高くなっている。（第32表）

第32表 育児休業制度利用の事業所数

単位：事業所，()内は%

区 分	出産者がいた（配偶者が出産した男性を含む）事業所計	育児休業制度の利用者がいた事業所（予定含む）	育児休業制度の利用者がいなかった事業所
前年規模計	332 (100.0)	175 (52.7)	157 (47.3)
規模計	327 (100.0)	168 (51.4)	159 (48.6)
中小企業	224 (100.0)	111 (49.6)	113 (50.4)
大企業	103 (100.0)	57 (55.3)	46 (44.7)

(2) 育児休業制度利用の労働者割合

平成22年7月1日から平成23年6月30日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は6人で，1.2%となっている。「出産した女性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は344人で，93.0%となっている。（第33表）

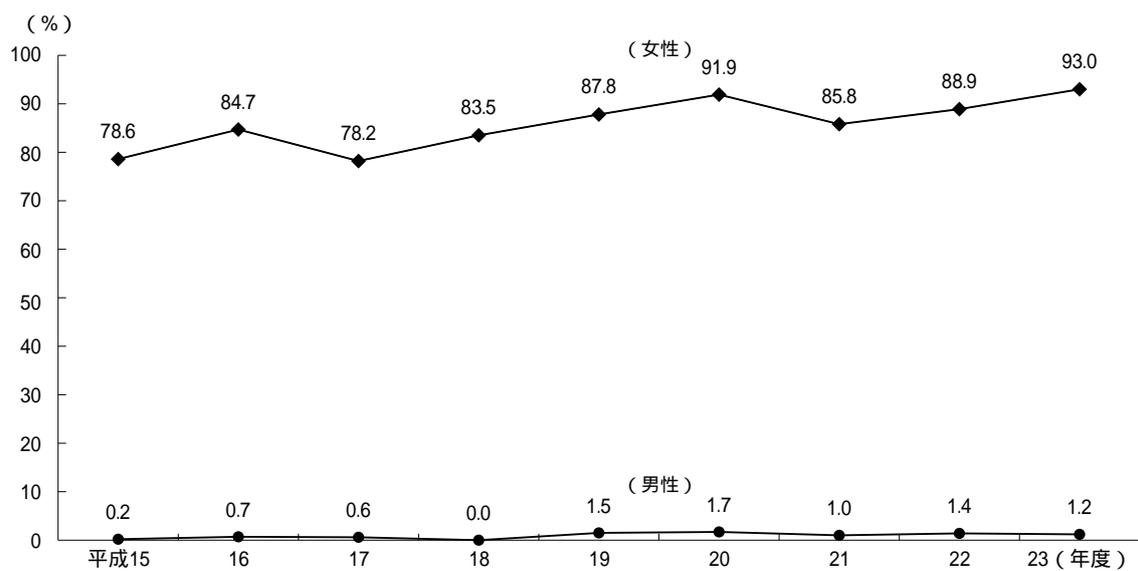
平成15年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると，「配偶者が出産した男性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については，利用状況が平成19年度より増加し，1.0%を超える。ほぼ横ばい傾向であるが，23年度は前年より0.2ポイントの減少となった。また，「出産した女性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については，平成17年度，21年度に減少した他は，増加傾向となっており，平成23年度は前年より4.1ポイントの増加となり，平成20年度以来の9割を超えた。（第22図）

第33表 育児休業制度利用の労働者数

単位：人，()内：%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が 出産した男性 労働者計	育児休業制度を 利用した男性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 男性労働者	出産した 女性労働者計	育児休業制度を 利用した女性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 女性労働者
前年産業計規模計	495(100.0)	7(1.4)	488(98.6)	370(100.0)	329(88.9)	41(11.1)
中小企業	347(100.0)	6(1.7)	341(98.3)	207(100.0)	184(88.9)	23(11.1)
大企業	148(100.0)	1(0.7)	147(99.3)	163(100.0)	145(89.0)	18(11.0)
産業計規模計	485(100.0)	6(1.2)	479(98.8)	370(100.0)	344(93.0)	26(7.0)
中小企業	317(100.0)	6(1.9)	311(98.1)	212(100.0)	196(92.5)	16(7.5)
大企業	168(100.0)	-(-)	168(100.0)	158(100.0)	148(93.7)	10(6.3)
建設業規模計	109(100.0)	1(0.9)	108(99.1)	25(100.0)	21(84.0)	4(16.0)
中小企業	63(100.0)	1(1.6)	62(98.4)	20(100.0)	16(80.0)	4(20.0)
大企業	46(100.0)	-(-)	46(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	-(-)
製造業規模計	159(100.0)	2(1.3)	157(98.7)	52(100.0)	49(94.2)	3(5.8)
中小企業	118(100.0)	2(1.7)	116(98.3)	44(100.0)	42(95.5)	2(4.5)
大企業	41(100.0)	-(-)	41(100.0)	8(100.0)	7(87.5)	1(12.5)
情報サービス業規模計	7(100.0)	-(-)	7(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	-(-)
中小企業	7(100.0)	-(-)	7(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	-(-)
大企業	-(-)	-(-)	-(-)	1(100.0)	1(100.0)	-(-)
運輸・郵便業規模計	28(100.0)	-(-)	28(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	-(-)
中小企業	21(100.0)	-(-)	21(100.0)	1(100.0)	1(100.0)	-(-)
大企業	7(100.0)	-(-)	7(100.0)	4(100.0)	4(100.0)	-(-)
卸売・小売業規模計	67(100.0)	1(1.5)	66(98.5)	65(100.0)	59(90.8)	6(9.2)
中小企業	29(100.0)	1(3.4)	28(96.6)	21(100.0)	17(81.0)	4(19.0)
大企業	38(100.0)	-(-)	38(100.0)	44(100.0)	42(95.5)	2(4.5)
金融・保険業規模計	11(100.0)	-(-)	11(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	-(-)
中小企業	6(100.0)	-(-)	6(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)
大企業	5(100.0)	-(-)	5(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	-(-)
宿泊・飲食サービス業規模計	2(100.0)	-(-)	2(100.0)	3(100.0)	2(66.7)	1(33.3)
中小企業	2(100.0)	-(-)	2(100.0)	2(100.0)	1(50.0)	1(50.0)
大企業	-(-)	-(-)	-(-)	1(100.0)	1(100.0)	-(-)
生活関連サービス・娯楽業規模計	11(100.0)	-(-)	11(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	-(-)
中小企業	7(100.0)	-(-)	7(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	-(-)
大企業	4(100.0)	-(-)	4(100.0)	1(100.0)	1(100.0)	-(-)
医療・福祉規模計	69(100.0)	2(2.9)	67(97.1)	177(100.0)	170(96.0)	7(4.0)
中小企業	48(100.0)	2(4.2)	46(95.8)	114(100.0)	111(97.4)	3(2.6)
大企業	21(100.0)	-(-)	21(100.0)	63(100.0)	59(93.7)	4(6.3)
複合サービス事業規模計	3(100.0)	-(-)	3(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	-(-)
中小企業	2(100.0)	-(-)	2(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)
大企業	1(100.0)	-(-)	1(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	-(-)
サービス業規模計	19(100.0)	-(-)	19(100.0)	23(100.0)	18(78.3)	5(21.7)
中小企業	14(100.0)	-(-)	14(100.0)	6(100.0)	4(66.7)	2(33.3)
大企業	5(100.0)	-(-)	5(100.0)	17(100.0)	14(82.4)	3(17.6)

第22図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移



- (注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値
 3 平成16年度以前は育児休業制度の利用者数に利用予定者は含まれていない。

第7 介護休業制度

1 介護休業制度の規定状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所の割合は、82.7%となっている。このうち、取得可能な休業期間が通算93日までである事業所は82.3%、「93日を超える」事業所は12.5%となっている。

「93日を超える」事業所について、産業別では、宿泊・飲食サービス業が68.8%と最も高くなっている。

なお、休業中、中小企業では3.3%、大企業では3.7%が有給となっている。(第34表)

また、平成15年度からの介護休業制度の規定状況の推移をみると、年々増加しており、平成20年度からは8割を超えている。(第24図)

第34表 介護休業制度の規定状況

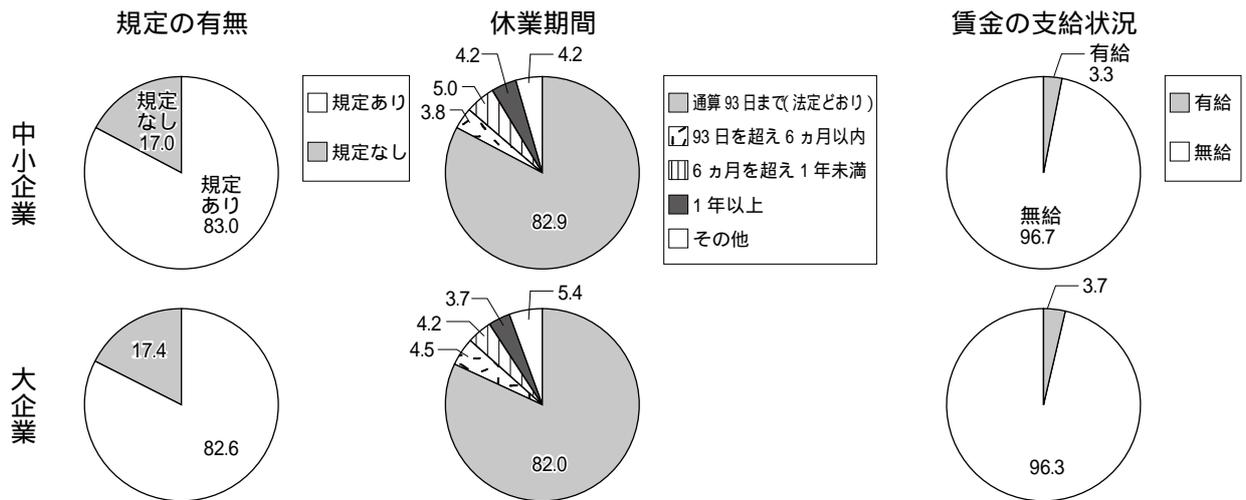
単位：%

区 分	介護休業制度 を定めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所
		通算93日まで (法定どおり)	93日を超え 6カ月以内	6カ月を超え 1年未満	1年以上	その他	
産 業 計	82.7	82.5	4.3	4.4	3.8	5.0	3.6
規 模 計							
中小企業	83.0	82.8	3.8	5.0	4.2	4.2	3.3
大企業	82.6	82.2	4.5	4.2	3.7	5.4	3.7
建 設 業	79.4	82.9	3.2	1.9	2.5	9.5	4.4
規 模 計							
中小企業	100.0	61.9	4.8	14.3	19.0	-	14.3
大企業	77.0	86.2	2.9	-	-	10.9	2.9
製 造 業	76.9	88.6	3.0	1.8	1.8	4.8	5.4
規 模 計							
中小企業	100.0	33.4	22.2	22.2	11.1	11.1	11.1
大企業	75.8	91.7	1.9	0.6	1.3	4.5	5.1
情報サービス業	100.0	88.9	11.1	-	-	-	-
規 模 計							
中小企業	100.0	50.0	50.0	-	-	-	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
運 輸 ・ 郵 便 業	91.2	88.5	-	5.8	1.9	3.8	-
規 模 計							
中小企業	93.3	64.3	-	14.3	7.1	14.3	-
大企業	90.5	97.4	-	2.6	-	-	-
卸 売 ・ 小 売 業	80.8	84.5	2.6	3.1	5.7	4.1	3.1
規 模 計							
中小企業	73.2	92.2	2.6	-	0.9	4.3	1.7
大企業	95.2	73.4	2.5	7.6	12.7	3.8	5.1
金 融 ・ 保 険 業	100.0	32.2	25.0	19.6	16.1	7.1	5.4
規 模 計							
中小企業	100.0	87.5	-	12.5	-	-	-
大企業	100.0	22.9	29.2	20.8	18.8	8.3	6.3
宿泊・飲食サービス業	88.2	93.3	-	6.7	-	-	-
規 模 計							
中小企業	92.3	100.0	-	-	-	-	-
大企業	75.0	66.7	-	33.3	-	-	-
生活関連サービス・娯楽業	73.9	82.3	-	11.8	5.9	-	5.9
規 模 計							
中小企業	50.0	80.0	-	20.0	-	-	-
大企業	92.3	83.4	-	8.3	8.3	-	8.3
医 療 ・ 福 祉	88.5	86.0	5.0	6.0	-	3.0	2.0
規 模 計							
中小企業	100.0	85.3	2.9	5.9	-	5.9	2.9
大企業	83.5	86.3	6.1	6.1	-	1.5	1.5
複合サービス事業	100.0	94.7	-	5.3	-	-	-
規 模 計							
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大企業	100.0	93.7	-	6.3	-	-	-
サ ー ビ ス 業	81.4	85.3	2.1	2.1	6.3	4.2	4.2
規 模 計							
中小企業	100.0	70.6	5.9	5.9	17.6	-	5.9
大企業	73.8	93.5	-	-	-	6.5	3.2

(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

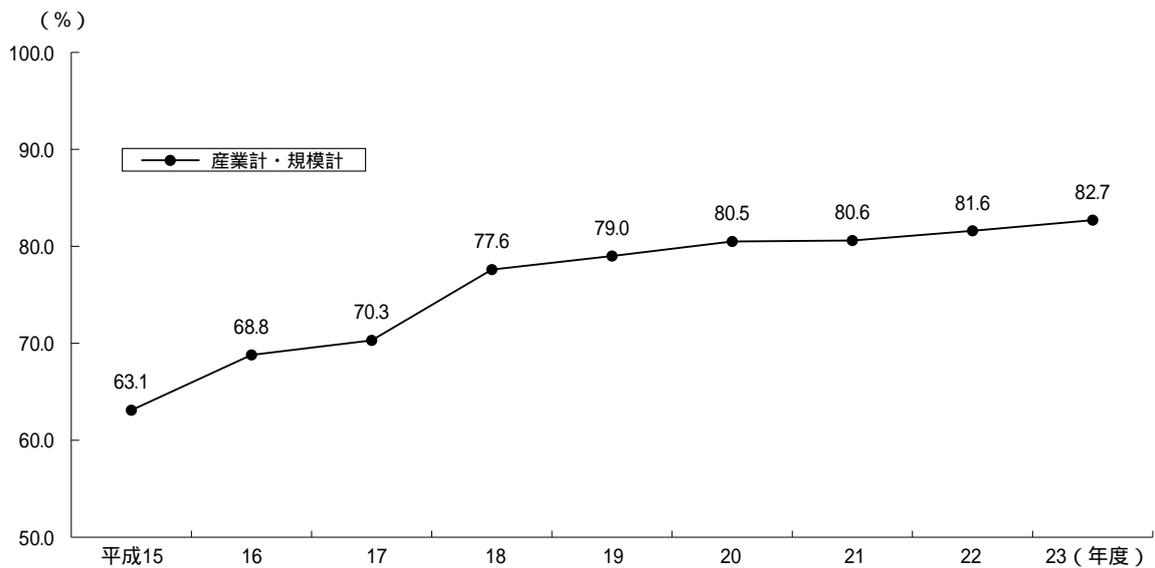
2 「休業期間」の区分については、平成19年度より「連続した3か月」「その他」を追加している。

第23図 介護休業制度



(注) 「休業期間」「金銭の支給状況」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

第24図 介護休業制度の規定状況の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

2 介護休業制度の利用状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所で、平成22年7月1日から平成23年6月30日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は2.0%となっている。規模別では中小企業で1.6%、大企業で3.1%となっており、大企業での利用者割合が高くなっている。（第35表）

また、平成15年度からの介護休業制度の利用状況の推移をみると、平成17年度を除き概ね増加傾向であったが、平成20年度の2.6%をピークに、その後は減少となった。（第25図）

第35表 介護休業制度利用の事業所数

単位：事業所，()内は%

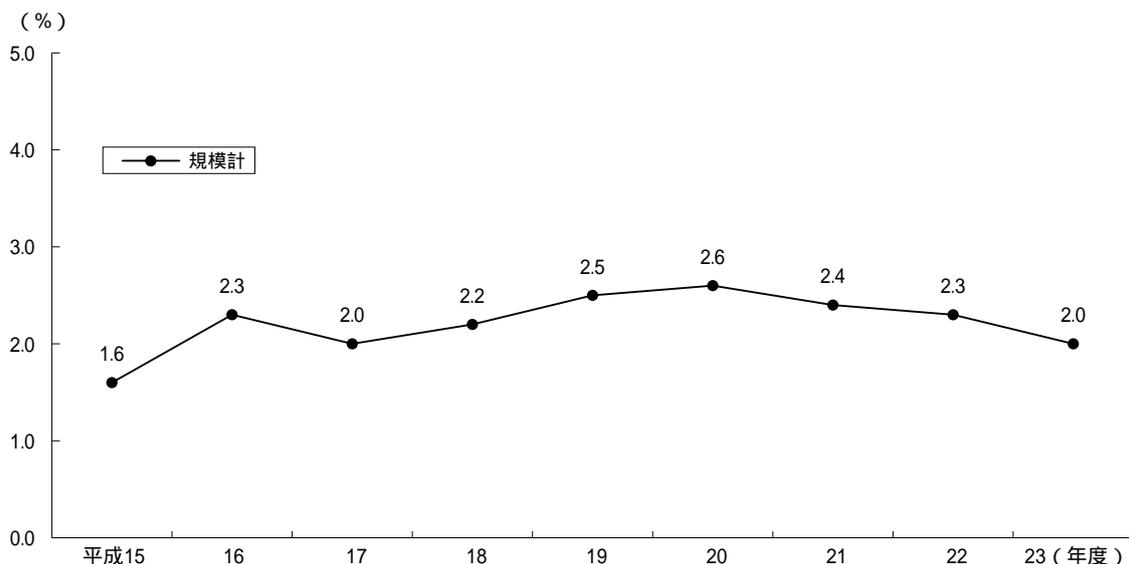
区 分	介護休業制度の 規定がある事業所計	介護休業制度の 利用者がいた事業所	介護休業制度の 利用者がいなかった事業所
前年規模計	788 (100.0)	18 (2.3)	770 (97.7)
規模計	834 (100.0)	17 (2.0)	817 (98.0)
中小企業	579 (100.0)	9 (1.6)	570 (98.4)
大企業	255 (100.0)	8 (3.1)	247 (96.9)

第36表 介護休業制度利用者数

単位：人，()内は%

規 模	利 用 者	男 性	女 性
規模計	21 (100.0)	4 (19.0)	17 (81.0)
中小企業	11 (100.0)	1 (9.1)	10 (90.9)
大企業	10 (100.0)	3 (30.0)	7 (70.0)

第25図 介護休業制度の利用状況の推移



- (注) 1 平成17年度以前は介護休業制度を労働協約・就業規則等での定めの有無を問わず、介護休業制度について回答のあった全事業所数を母数として割合を算出している。
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

第8 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、育児については66.5%となっており、規模別では中小企業で57.3%、大企業で92.7%となっている。産業別では、情報サービス業、複合サービス事業が100%で、金融・保険業が9割以上で続いている。育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「勤務時間短縮制度」で85.7%、続いて「所定外労働の免除」の63.8%、「子どもの看護のための休暇」の61.1%となっている。一方、「経費の援助措置」は2.1%、「事業所内託児所」は1.0%と少なくなっている。

また、介護については66.5%となっており、規模別では中小企業で57.3%、大企業で92.7%となっている。産業別では、情報サービス業、複合サービス事業が100%で、金融・保険業が94.7%と続いている。介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「勤務時間短縮制度」で78.5%、続いて「所定外労働の免除」の48.3%、「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」の33.8%となっている。一方、「フレックスタイム制」は7.6%、「経費の援助措置」は1.9%と少なくなっている。(第37表)

第37表 仕事と家庭の両立のための支援制度

【育児に関するもの】

単位：%

区 分	支援制度あり	うち採用している制度（複数回答）									
		勤務時間短縮制度	フレックスタイム制	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	経費の援助措置	再雇用制度	所定外労働の免除	転勤・配置転換の際の配慮	事業所内託児所	子どもの看護のための休暇	
前年産業計	65.9	83.2	7.4	39.9	1.6	9.1	65.3	21.2	0.8	55.1	
規模計											
中小企業	57.2	83.4	6.7	41.2	1.4	10.1	57.1	18.6	0.7	47.2	
大企業	92.1	82.9	8.6	37.4	1.8	7.2	80.6	26.1	0.9	69.8	
産業計	66.5	85.7	8.2	39.5	2.1	9.2	63.8	21.0	1.0	61.1	
規模計											
中小企業	57.3	86.2	7.2	40.0	1.4	8.4	55.1	18.5	0.2	53.0	
大企業	92.7	84.8	9.9	38.7	3.3	10.7	79.0	25.5	2.5	75.3	
建設業	57.3	87.7	7.0	45.6	2.6	9.6	48.2	11.4	-	50.0	
規模計											
中小企業	53.9	85.4	7.3	43.8	-	10.4	46.9	11.5	-	51.0	
大企業	85.7	100.0	5.6	55.6	16.7	5.6	55.6	11.1	-	44.4	
製造業	53.2	86.1	9.6	32.2	2.6	5.2	58.3	17.4	0.9	57.4	
規模計											
中小企業	51.2	84.9	8.5	33.0	0.9	3.8	56.6	16.0	-	55.7	
大企業	100.0	100.0	22.2	22.2	22.2	22.2	77.8	33.3	11.1	77.8	
情報サービス業	100.0	88.9	33.3	44.4	-	-	66.7	44.4	-	66.7	
規模計											
中小企業	100.0	85.7	42.9	42.9	-	-	71.4	42.9	-	57.1	
大企業	100.0	100.0	-	50.0	-	-	50.0	50.0	-	100.0	
運輸・郵便業	64.9	89.2	16.2	40.5	2.7	-	62.2	13.5	2.7	48.6	
規模計											
中小企業	54.8	87.0	13.0	39.1	4.3	-	47.8	13.0	-	43.5	
大企業	93.3	92.9	21.4	42.9	-	-	85.7	14.3	7.1	57.1	
卸売・小売業	66.3	89.9	8.2	37.7	3.1	14.5	68.6	35.8	-	59.7	
規模計											
中小企業	53.5	85.7	2.4	42.9	2.4	10.7	54.8	25.0	-	41.7	
大企業	90.4	94.7	14.7	32.0	4.0	18.7	84.0	48.0	-	80.0	
金融・保険業	94.7	53.7	3.7	35.2	-	1.9	87.0	14.8	-	85.2	
規模計											
中小企業	77.8	85.7	-	14.3	-	-	100.0	28.6	-	71.4	
大企業	97.9	48.9	4.3	38.3	-	2.1	85.1	12.8	-	87.2	
宿泊・飲食サービス業	64.7	90.9	36.4	72.7	-	45.5	54.5	45.5	-	54.5	
規模計											
中小企業	61.5	87.5	37.5	75.0	-	37.5	50.0	37.5	-	50.0	
大企業	75.0	100.0	33.3	66.7	-	66.7	66.7	66.7	-	66.7	
生活関連サービス・娯楽業	73.9	94.1	5.9	58.8	-	5.9	64.7	23.5	-	76.5	
規模計											
中小企業	50.0	80.0	-	20.0	-	-	40.0	20.0	-	60.0	
大企業	92.3	100.0	8.3	75.0	-	8.3	75.0	25.0	-	83.3	
医療・福祉	85.0	85.4	5.2	43.8	1.0	12.5	67.7	19.8	5.2	68.8	
規模計											
中小企業	82.3	89.2	6.2	43.1	1.5	13.8	66.2	24.6	1.5	69.2	
大企業	91.2	77.4	3.2	45.2	-	9.7	71.0	9.7	12.9	67.7	
複合サービス事業	100.0	100.0	-	21.1	-	-	89.5	10.5	-	89.5	
規模計											
中小企業	100.0	100.0	-	66.7	-	-	66.7	-	-	66.7	
大企業	100.0	100.0	-	12.5	-	-	93.8	12.5	-	93.8	
サービス業	67.8	90.0	5.0	35.0	2.5	7.5	55.0	10.0	-	50.0	
規模計											
中小企業	57.1	87.5	-	33.3	4.2	4.2	45.8	8.3	-	45.8	
大企業	94.1	93.8	12.5	37.5	-	12.5	68.8	12.5	-	56.3	

(注) 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

【介護に関するもの】

単位：%

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度（複数回答）							
		勤務時間 短縮制度	フレックス タイム制	始業・終業時刻の 繰下げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置転換 の際の配慮	
		前年産業計	規模計	65.9	76.3	6.9	37.8	1.6	7.8
	中小企業	57.2	75.2	6.3	37.3	1.7	8.2	42.7	17.6
	大企業	92.1	78.4	8.1	38.7	1.4	7.2	61.3	23.9
産 業 計	規模計	66.5	78.5	7.6	33.8	1.9	7.9	48.3	18.5
	中小企業	57.3	78.0	6.5	35.3	1.4	6.8	41.4	16.6
	大企業	92.7	79.4	9.5	31.3	2.9	9.9	60.5	21.8
建 設 業	規模計	57.3	79.8	7.0	39.5	3.5	7.0	40.4	9.6
	中小企業	53.9	80.2	7.3	38.5	1.0	7.3	37.5	9.4
	大企業	85.7	77.8	5.6	44.4	16.7	5.6	55.6	11.1
製 造 業	規模計	53.2	80.0	7.8	32.2	1.7	4.3	40.9	16.5
	中小企業	51.2	78.3	6.6	34.0	0.9	2.8	38.7	15.1
	大企業	100.0	100.0	22.2	11.1	11.1	22.2	66.7	33.3
情報サービス業	規模計	100.0	88.9	33.3	44.4	-	-	55.6	33.3
	中小企業	100.0	85.7	42.9	42.9	-	-	57.1	42.9
	大企業	100.0	100.0	-	50.0	-	-	50.0	-
運 輸 ・ 郵 便 業	規模計	64.9	83.8	16.2	37.8	-	-	43.2	10.8
	中小企業	54.8	87.0	13.0	39.1	-	-	34.8	8.7
	大企業	93.3	78.6	21.4	35.7	-	-	57.1	14.3
卸 売 ・ 小 売 業	規模計	66.3	84.9	8.2	35.2	3.1	13.2	57.2	35.2
	中小企業	53.5	79.8	2.4	38.1	2.4	10.7	47.6	25.0
	大企業	90.4	90.7	14.7	32.0	4.0	16.0	68.0	46.7
金 融 ・ 保 険 業	規模計	94.7	51.9	3.7	16.7	-	1.9	59.3	7.4
	中小企業	77.8	85.7	-	14.3	-	-	71.4	28.6
	大企業	97.9	46.8	4.3	17.0	-	2.1	57.4	4.3
宿泊・飲食サービス業	規模計	64.7	90.9	36.4	72.7	-	45.5	54.5	45.5
	中小企業	61.5	87.5	37.5	75.0	-	37.5	50.0	37.5
	大企業	75.0	100.0	33.3	66.7	-	66.7	66.7	66.7
生活関連サービス・娯楽業	規模計	73.9	88.2	5.9	58.8	5.9	5.9	41.2	23.5
	中小企業	50.0	60.0	-	20.0	20.0	-	40.0	20.0
	大企業	92.3	100.0	8.3	75.0	-	8.3	41.7	25.0
医 療 ・ 福 祉	規模計	85.0	74.0	4.2	32.3	-	10.4	43.8	14.6
	中小企業	82.3	72.3	4.6	30.8	-	10.8	40.0	18.5
	大企業	91.2	77.4	3.2	35.5	-	9.7	51.6	6.5
複合サービス事業	規模計	100.0	100.0	-	21.1	-	-	78.9	5.3
	中小企業	100.0	100.0	-	66.7	-	-	66.7	-
	大企業	100.0	100.0	-	12.5	-	-	81.3	6.3
サ ー ビ ス 業	規模計	67.8	67.5	2.5	22.5	2.5	5.0	42.5	7.5
	中小企業	57.1	62.5	-	16.7	4.2	-	37.5	8.3
	大企業	94.1	75.0	6.3	31.3	-	12.5	50.0	6.3

（注）「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

第9 賃金の支払い形態

1 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態は、「月給制」の労働者の割合が70.6%と最も多く、次いで、割合が大きくなり「時給制」が21.3%となっている。

また、規模別においても概ね同様の傾向となっている。(第38表)

第38表 賃金の支払い形態(労働者割合)

単位：%

区 分	時給制	日給制	月給制	年俸制	その他
前年産業計	24.0	5.8	68.9	0.7	0.6
産業計	21.3	7.2	70.6	0.6	0.3
規模計	21.3	7.2	70.6	0.6	0.3
中小企業	19.7	8.5	70.6	0.7	0.5
大企業	23.7	5.1	70.6	0.5	0.1
建設業	2.4	12.2	84.1	1.2	0.1
規模計	2.4	12.2	84.1	1.2	0.1
中小企業	2.8	15.5	80.6	1.0	0.1
大企業	1.0	2.6	94.5	1.9	-
製造業	14.1	7.9	77.1	0.6	0.3
規模計	14.1	7.9	77.1	0.6	0.3
中小企業	18.1	7.6	73.2	0.8	0.3
大企業	0.9	8.6	90.5	-	-
情報サービス業	17.4	-	81.7	-	0.9
規模計	17.4	-	81.7	-	0.9
中小企業	19.3	-	79.5	-	1.2
大企業	12.9	-	87.1	-	-
運輸・郵便業	25.3	12.6	59.7	0.1	2.3
規模計	25.3	12.6	59.7	0.1	2.3
中小企業	22.9	18.4	54.9	-	3.8
大企業	29.2	3.2	67.3	0.3	-
卸売・小売業	43.2	1.5	54.7	0.2	0.4
規模計	43.2	1.5	54.7	0.2	0.4
中小企業	28.3	1.9	69.5	-	0.3
大企業	54.8	1.2	43.2	0.4	0.4
金融・保険業	7.2	0.7	91.2	0.9	-
規模計	7.2	0.7	91.2	0.9	-
中小企業	8.7	2.8	86.5	2.0	-
大企業	6.8	0.1	92.5	0.6	-
宿泊・飲食サービス業	50.1	4.5	44.8	0.6	-
規模計	50.1	4.5	44.8	0.6	-
中小企業	57.8	7.6	34.6	-	-
大企業	38.5	-	60.0	1.5	-
生活関連サービス・娯楽業	28.2	6.3	62.8	2.2	0.5
規模計	28.2	6.3	62.8	2.2	0.5
中小企業	30.5	5.6	62.4	0.4	1.1
大企業	25.7	7.0	63.3	4.0	-
医療・福祉	15.2	2.0	81.9	0.7	0.2
規模計	15.2	2.0	81.9	0.7	0.2
中小企業	16.5	2.9	79.5	0.8	0.3
大企業	13.2	0.7	85.5	0.6	-
複合サービス事業	7.1	8.5	83.7	0.5	0.2
規模計	7.1	8.5	83.7	0.5	0.2
中小企業	-	6.3	89.0	3.1	1.6
大企業	8.0	8.8	83.0	0.2	-
サービス業	31.3	20.7	47.4	0.6	-
規模計	31.3	20.7	47.4	0.6	-
中小企業	43.0	16.4	39.6	1.0	-
大企業	15.3	26.5	58.1	0.1	-

第10 定年制度

1 定年制の有無と定年年齢

回答のあった1,009事業所のうち、定年制「あり」が970事業所（96.1%）となっている。

規模別では、中小企業で94.8%、大企業で100%の事業所が実施している。産業別では、運輸・郵便業、金融・保険業、宿泊・飲食サービス業、複合サービス事業で全事業所が採用している。

定年制「あり」とする事業所のうち定年年齢をみると、「60歳」（82.2%）とする事業所が8割を超え、「61歳以上」（14.0%）は1割程度となっている。（第39表）

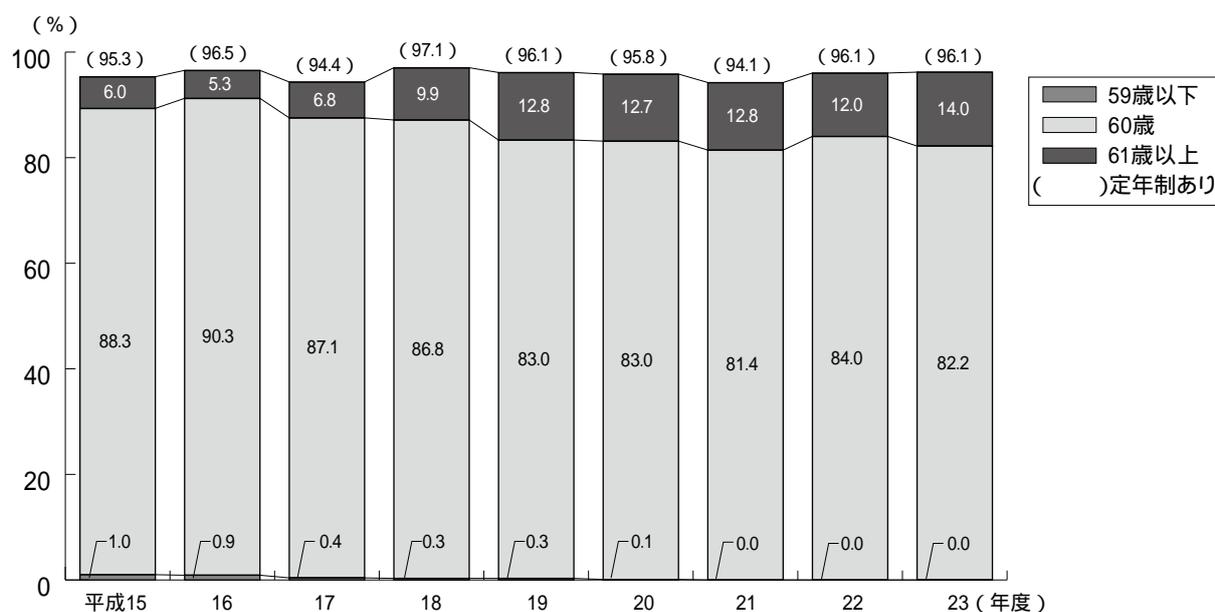
また、平成15年度からの定年制の有無と定年年齢の推移をみると、定年制の有無について、定年制「あり」の事業所は95%前後でほぼ横ばいの推移となっている。定年年齢については「59歳以下」は平成21年度以降は0%、平成22年度を除き、「60歳」とする事業所は減少、「61歳以上」とする事業所は増加傾向となっている。（第26図）

第39表 定年制の有無と定年年齢

単位：事業所、()内は%

区 分	回答事業所数	定年制あり				平均年齢	定年制なし		
		59歳以下	60歳	61歳以上					
前年産業計	規模計	964	926 (96.1)	-	-	810 (84.0)	116 (12.0)	60.6歳	38 (3.9)
	中小企業	723	685 (94.7)	-	-	583 (80.6)	102 (14.1)	60.7歳	38 (5.3)
	大企業	241	241(100.0)	-	-	227 (94.2)	14 (5.8)	60.2歳	-
産 業 計	規模計	1009	970 (96.1)	-	-	829 (82.2)	141 (14.0)	60.7歳	39 (3.9)
	中小企業	748	709 (94.8)	-	-	586 (78.3)	123 (16.4)	60.9歳	39 (5.2)
	大企業	261	261(100.0)	-	-	243 (93.1)	18 (6.9)	60.3歳	-
建 設 業	規模計	199	194 (97.5)	-	-	159 (79.9)	35 (17.6)	60.9歳	5 (2.5)
	中小企業	178	173 (97.2)	-	-	139 (78.1)	34 (19.1)	60.9歳	5 (2.8)
	大企業	21	21(100.0)	-	-	20 (95.2)	1 (4.8)	60.2歳	-
製 造 業	規模計	216	212 (98.1)	-	-	176 (81.5)	36 (16.7)	61.0歳	4 (1.9)
	中小企業	207	203 (98.1)	-	-	167 (80.7)	36 (17.4)	61.0歳	4 (1.9)
	大企業	9	9(100.0)	-	-	9(100.0)	-	60.0歳	-
情報サービス業	規模計	9	8 (88.9)	-	-	7 (77.8)	1 (11.1)	60.3歳	1 (11.1)
	中小企業	7	6 (85.7)	-	-	5 (71.4)	1 (14.3)	60.3歳	1 (14.3)
	大企業	2	2(100.0)	-	-	2(100.0)	-	60.0歳	-
運輸・郵便業	規模計	57	57(100.0)	-	-	46 (80.7)	11 (19.3)	60.7歳	-
	中小企業	42	42(100.0)	-	-	34 (81.0)	8 (19.0)	60.7歳	-
	大企業	15	15(100.0)	-	-	12 (80.0)	3 (20.0)	60.8歳	-
卸売・小売業	規模計	241	217 (90.0)	-	-	196 (81.3)	21 (8.7)	60.5歳	24 (10.0)
	中小企業	158	134 (84.8)	-	-	116 (73.4)	18 (11.4)	60.7歳	24 (15.2)
	大企業	83	83(100.0)	-	-	80 (96.4)	3 (3.6)	60.2歳	-
金融・保険業	規模計	57	57(100.0)	-	-	55 (96.5)	2 (3.5)	60.2歳	-
	中小企業	9	9(100.0)	-	-	8 (88.9)	1 (11.1)	60.6歳	-
	大企業	48	48(100.0)	-	-	47 (97.9)	1 (2.1)	60.1歳	-
宿泊・飲食サービス業	規模計	17	17(100.0)	-	-	14 (82.4)	3 (17.6)	60.8歳	-
	中小企業	13	13(100.0)	-	-	10 (76.9)	3 (23.1)	61.1歳	-
	大企業	4	4(100.0)	-	-	4(100.0)	-	60.0歳	-
生活関連サービス・娯楽業	規模計	23	21 (91.3)	-	-	21 (91.3)	-	60.0歳	2 (8.7)
	中小企業	10	8 (80.0)	-	-	8 (80.0)	-	60.0歳	2 (20.0)
	大企業	13	13(100.0)	-	-	13(100.0)	-	60.0歳	-
医 療 ・ 福 祉	規模計	112	111 (99.1)	-	-	92 (82.1)	19 (17.0)	60.8歳	1 (0.9)
	中小企業	79	78 (98.7)	-	-	67 (84.8)	11 (13.9)	60.7歳	1 (1.3)
	大企業	33	33(100.0)	-	-	25 (75.8)	8 (24.2)	61.1歳	-
複合サービス事業	規模計	19	19(100.0)	-	-	18 (94.7)	1 (5.3)	60.3歳	-
	中小企業	3	3(100.0)	-	-	3(100.0)	-	60.0歳	-
	大企業	16	16(100.0)	-	-	15 (93.8)	1 (6.3)	60.3歳	-
サ ー ビ ス 業	規模計	59	57 (96.6)	-	-	45 (76.3)	12 (20.3)	60.8歳	2 (3.4)
	中小企業	42	40 (95.2)	-	-	29 (69.0)	11 (26.2)	61.0歳	2 (4.8)
	大企業	17	17(100.0)	-	-	16 (94.1)	1 (5.9)	60.3歳	-

第26図 定年制の有無と定年年齢の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値

2 定年延長の予定

定年制を採用している事業所のうち定年延長予定「あり」の事業所は142事業所(14.6%)となっており、規模別では中小企業が18.3%、大企業が4.6%となっている。産業別では、情報サービス業が37.5%と最も高く、宿泊・飲食サービス業の23.5%が続き、複合サービス事業は0%で最も低くなっている。

延長後の定年予定年齢は、平均で65.4歳となっており、規模別では、中小企業が65.5歳、大企業が64.1歳となっている。(第40表)

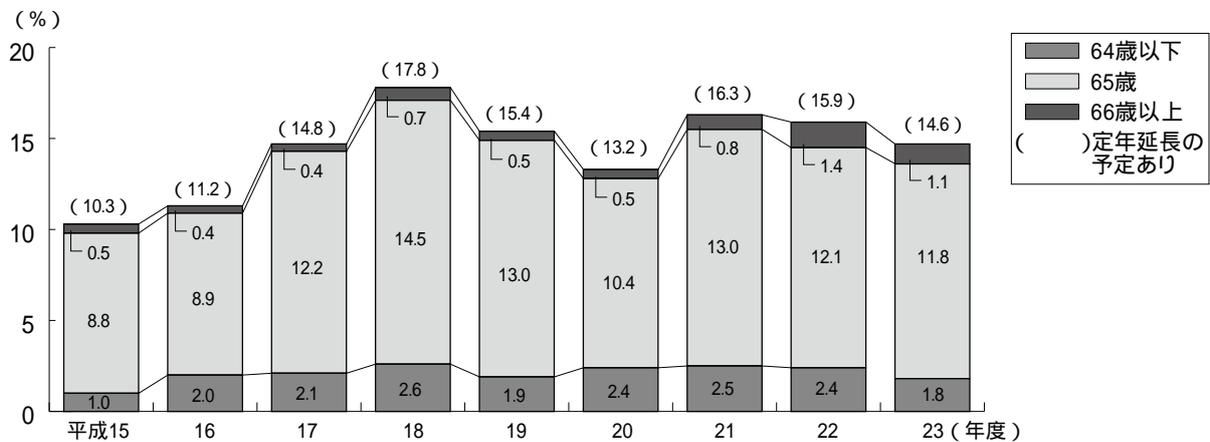
平成15年度からの定年延長の予定の有無と延長後の定年予定年齢の推移をみると、定年延長の予定の有無について、「あり」とする事業所は平成18年度以降減少していたが、21年度に増加に転じ、その後、減少している。また、延長後の定年予定年齢については、「65歳」を予定している事業所の割合が他に比べ高くなっている。(第27図)

第40表 定年延長の予定の有無と延長後の定年予定年齢

単位：事業所，()内は%

区 分	回答事業所数 定年制ありの事業所のみ	あ り	あ り			平均年齢	なし	不明	
			64歳以下	65歳	66歳以上				
前年産業計	規模計	926	147 (15.9)	22	112	13	65.3歳	605	174
	中小企業	685	131 (19.1)	18	101	12	65.4歳	437	117
	大企業	241	16 (6.6)	4	11	1	64.9歳	168	57
産 業 計	規模計	970	142 (14.6)	17	114	11	65.4歳	616	212
	中小企業	709	130 (18.3)	12	107	11	65.5歳	427	152
	大企業	261	12 (4.6)	5	7	-	64.1歳	189	60
建 設 業	規模計	194	34 (17.5)	3	28	3	65.1歳	109	51
	中小企業	173	34 (19.7)	3	28	3	65.1歳	95	44
	大企業	21	-	-	-	-	-	14	7
製 造 業	規模計	212	37 (17.5)	2	29	6	66.0歳	131	44
	中小企業	203	37 (18.2)	2	29	6	66.0歳	126	40
	大企業	9	-	-	-	-	-	5	4
情報サービス業	規模計	8	3 (37.5)	1	2	-	64.7歳	4	1
	中小企業	6	3 (50.0)	1	2	-	64.7歳	2	1
	大企業	2	-	-	-	-	-	2	-
運輸・郵便業	規模計	57	11 (19.3)	3	7	1	67.7歳	36	10
	中小企業	42	7 (16.7)	1	5	1	69.6歳	29	6
	大企業	15	4 (26.7)	2	2	-	64.5歳	7	4
卸売・小売業	規模計	217	29 (13.4)	3	25	1	65.0歳	130	58
	中小企業	134	26 (19.4)	2	23	1	65.1歳	77	31
	大企業	83	3 (3.6)	1	2	-	64.0歳	53	27
金融・保険業	規模計	57	3 (5.3)	-	3	-	65.0歳	51	3
	中小企業	9	2 (22.2)	-	2	-	65.0歳	7	-
	大企業	48	1 (2.1)	-	1	-	65.0歳	44	3
宿泊・飲食サービス業	規模計	17	4 (23.5)	-	4	-	65.0歳	12	1
	中小企業	13	4 (30.8)	-	4	-	65.0歳	8	1
	大企業	4	-	-	-	-	-	4	-
生活関連サービス・娯楽業	規模計	21	1 (4.8)	-	1	-	65.0歳	12	8
	中小企業	8	1 (12.5)	-	1	-	65.0歳	5	2
	大企業	13	-	-	-	-	-	7	6
医療・福祉	規模計	111	15 (13.5)	3	12	-	64.3歳	69	27
	中小企業	78	11 (14.1)	1	10	-	64.6歳	45	22
	大企業	33	4 (12.1)	2	2	-	63.5歳	24	5
複合サービス事業	規模計	19	-	-	-	-	-	18	1
	中小企業	3	-	-	-	-	-	2	1
	大企業	16	-	-	-	-	-	16	-
サ ー ビ ス 業	規模計	57	5 (8.8)	2	3	-	64.4歳	44	8
	中小企業	40	5 (12.5)	2	3	-	64.4歳	31	4
	大企業	17	-	-	-	-	-	13	4

第27図 定年延長の予定の有無と延長後の定年予定年齢の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値
 3 平成16年度以前は定年制採用の有無を問わず、定年制について回答のあった全事業所数を母数として割合を算出している。

3 継続雇用

定年制を採用している事業所のうち継続雇用を制度化している事業所は912事業所（94.0%）と9割を超えており、規模別では中小企業で92.5%、大企業で98.1%となっている。産業別では、情報サービス業、生活関連サービス・娯楽業が100%と最も高くなっている。一方、製造業の91.5%が最も低くなっている。

継続雇用の形態をみると、「再雇用」を採用している事業所は705事業所（72.7%）、「勤務延長」を採用している事業所は87事業所（9.0%）、「再雇用と勤務延長の併用」を採用している事業所は107事業所（11.0%）となっている。（第41表）

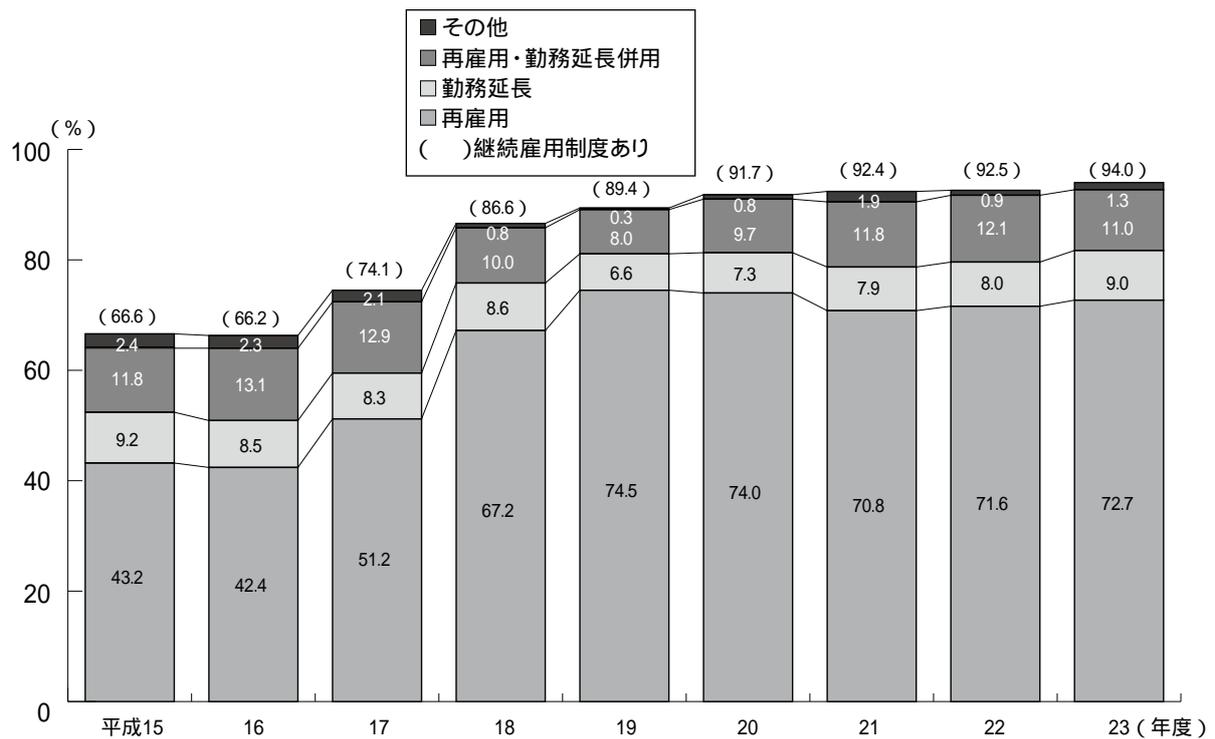
また、平成15年度からの継続雇用制度の有無と形態の推移をみると、継続雇用制度がある事業所は増加傾向となっている。また、継続雇用の形態については、「再雇用」の制度のみを採用している事業所の割合が他に比べ高くなっている。（第28図）

第41表 継続雇用制度の有無と形態

単位：事業所、()内は%

区 分	回答事業所数 (定年制ありの 事業所のみ)	あ り					制度なし	
			再雇用	勤務延長	再雇用・勤務 延長の併用	その他		
前年産業計	規模計	926	857 (92.5)	663	74	112	8	69
	中小企業	685	626 (91.4)	457	65	102	2	59
	大企業	241	231 (95.9)	206	9	10	6	10
産 業 計	規模計	970	912 (94.0)	705	87	107	13	58
	中小企業	709	656 (92.5)	479	75	93	9	53
	大企業	261	256 (98.1)	226	12	14	4	5
建 設 業	規模計	194	182 (93.8)	122	22	35	3	12
	中小企業	173	161 (93.1)	102	22	34	3	12
	大企業	21	21 (100.0)	20	-	1	-	-
製 造 業	規模計	212	194 (91.5)	151	19	19	5	18
	中小企業	203	185 (91.1)	142	19	19	5	18
	大企業	9	9 (100.0)	9	-	-	-	-
情報サービス業	規模計	8	8 (100.0)	6	1	1	-	-
	中小企業	6	6 (100.0)	4	1	1	-	-
	大企業	2	2 (100.0)	2	-	-	-	-
運 輸 ・ 郵 便 業	規模計	57	54 (94.7)	41	7	5	1	3
	中小企業	42	40 (95.2)	29	7	4	-	2
	大企業	15	14 (93.3)	12	-	1	1	1
卸 売 ・ 小 売 業	規模計	217	206 (94.9)	170	15	20	1	11
	中小企業	134	124 (92.5)	97	11	16	-	10
	大企業	83	82 (98.8)	73	4	4	1	1
金 融 ・ 保 険 業	規模計	57	56 (98.2)	53	1	2	-	1
	中小企業	9	9 (100.0)	8	-	1	-	-
	大企業	48	47 (97.9)	45	1	1	-	1
宿泊・飲食サービス業	規模計	17	16 (94.1)	11	4	1	-	1
	中小企業	13	12 (92.3)	7	4	1	-	1
	大企業	4	4 (100.0)	4	-	-	-	-
生活関連サービス・娯楽業	規模計	21	21 (100.0)	15	1	4	1	-
	中小企業	8	8 (100.0)	6	-	2	-	-
	大企業	13	13 (100.0)	9	1	2	1	-
医 療 ・ 福 祉	規模計	111	104 (93.7)	78	15	9	2	7
	中小企業	78	72 (92.3)	55	9	7	1	6
	大企業	33	32 (97.0)	23	6	2	1	1
複合サービス事業	規模計	19	18 (94.7)	18	-	-	-	1
	中小企業	3	3 (100.0)	3	-	-	-	-
	大企業	16	15 (93.8)	15	-	-	-	1
サ ー ビ ス 業	規模計	57	53 (93.0)	40	2	11	-	4
	中小企業	40	36 (90.0)	26	2	8	-	4
	大企業	17	17 (100.0)	14	-	3	-	-

第28図 継続雇用制度の有無と形態の推移



- (注) 1 平成17年度以前は継続雇用制度の形態について重複回答あり。
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値
 4 平成16年度以前は定年制採用の有無を問わず、定年制について回答のあった全事業所数を母数として割合を算出している。

第11 パートタイム労働者の賃金等

1 集計労働者数等

集計対象となったパートタイム労働者数は2,955人で、うち男性は456人（15.4%）、女性は2,499人（84.6%）と、女性が非常に高い割合となっている。

また、パートタイム労働者の平均年齢は男性で45.2歳、女性が46.1歳であり、平均勤続年数は男性で4.3年、女性が6.1年となっている。

平成23年7月の総実労働時間数は男性が111.4時間で、うち所定外労働時間数は2.6時間となっている。また、女性は109.0時間で、うち所定外労働時間数は1.2時間となっている。（第42表）

産業別での月間総実労働時間数は情報サービス業で137.1時間と最も長く、製造業の126.1時間が続いている。また、所定外労働時間数では宿泊・飲食サービス業の4.6時間が最も長く、建設業の2.8時間が続いている。（第43表）

第42表 パートタイム労働者数及び月間実労働時間等（男女別）

区 分	総人数 (人)		平均勤続年数 (年)		月間実労働日数 (日)		月間総実労働時間数(時間) 男 性			月間総実労働時間数(時間) 女 性		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	614	2,710	4.4	6.1	19.1	19.8	111.0	106.1	4.9	108.7	107.2	1.5
産 業 計	456	2,499	4.3	6.1	19.3	19.8	111.4	108.8	2.6	109.0	107.8	1.2
建 設 業	29	54	4.9	6.5	20.3	19.4	133.3	128.4	4.9	109.9	108.2	1.7
製 造 業	57	411	6.8	7.9	19.8	20.3	140.0	135.4	4.6	124.3	122.7	1.6
情 報 サービス業	-	28	-	5.9	-	20.5	-	-	-	137.1	135.9	1.2
運 輸 ・ 郵 便 業	54	66	4.3	4.0	20.6	20.7	110.0	107.4	2.6	114.7	113.0	1.7
卸 売 ・ 小 売 業	189	1,027	3.9	6.6	18.9	19.9	101.7	99.8	1.9	108.1	107.2	0.9
金 融 ・ 保 険 業	2	108	1.5	6.9	17.0	18.6	90.5	89.0	1.5	114.8	113.4	1.4
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	28	145	3.2	5.6	17.5	19.4	113.4	108.8	4.6	101.4	96.8	4.6
生 活 関 連 サービス・娯楽業	17	52	2.5	4.4	19.6	19.0	137.3	136.9	0.4	120.1	119.4	0.7
医 療 ・ 福 祉	46	422	3.4	4.4	19.1	19.2	90.0	88.4	1.6	101.2	100.8	0.4
複 合 サービス事業	1	4	1.0	3.8	13.0	18.3	104.0	104.0	0.0	118.8	118.3	0.5
サ ー ビ ス 業	33	182	5.1	4.3	19.1	20.8	116.1	114.5	1.6	91.5	89.8	1.7

第43表 月間実労働時間数

単位：時間

区 分	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計	109.2	107.0	2.2
産 業 計	109.4	108.0	1.4
建 設 業	118.1	115.3	2.8
製 造 業	126.1	124.2	1.9
情 報 サービス業	137.1	135.9	1.2
運 輸 ・ 郵 便 業	112.6	110.5	2.1
卸 売 ・ 小 売 業	107.1	106.1	1.0
金 融 ・ 保 険 業	114.3	112.9	1.4
宿 泊 ・ 飲 食 サービス業	103.3	98.7	4.6
生 活 関 連 サービス・娯楽業	124.3	123.7	0.6
医 療 ・ 福 祉	100.1	99.6	0.5
複 合 サービス事業	115.8	115.4	0.4
サ ー ビ ス 業	95.2	93.6	1.7

2 パートタイム労働者の賃金支給総額

パートタイム労働者の平成23年7月の賃金支給総額は男性が107,098円で、うち所定内賃金は104,037円、所定外賃金は3,061円となっている。女性は97,380円で、うち所定内賃金は96,109円、所定外賃金は1,271円となっている。(第44表)

また、月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除した1時間当たりの所定内賃金は905円となっている。産業別に1時間当たりの所定内賃金をみると、生活関連サービス・娯楽業が1,034円と最も高く、医療・福祉が1,022円と続く。一方、製造業の838円が最も低くなっている。(第45表)

第44表 パートタイム労働者の月間賃金支給総額(男女別)

区 分	月間賃金支給総額(円)			月間賃金支給総額(円)		
	男 性			女 性		
	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	107,468	101,929	5,539	96,839	95,336	1,503
産 業 計	107,098	104,037	3,061	97,380	96,109	1,271
建 設 業	134,336	126,343	7,993	98,426	96,147	2,279
製 造 業	141,434	136,034	5,400	102,188	100,584	1,604
情報サービス業	-	-	-	129,194	127,769	1,425
運輸・郵便業	99,476	96,969	2,507	93,608	91,950	1,658
卸売・小売業	94,419	92,061	2,358	94,780	93,839	941
金融・保険業	96,142	94,570	1,572	111,465	109,981	1,484
宿泊・飲食サービス業	100,132	95,242	4,890	85,079	80,653	4,426
生活関連サービス・娯楽業	141,194	140,495	699	128,515	127,529	986
医療・福祉	89,339	87,759	1,580	103,107	102,685	422
複合サービス事業	190,517	190,517	-	93,162	92,705	457
サービス業	120,170	118,642	1,528	76,725	75,377	1,348

第45表 1時間当たりの所定内賃金

区 分	1時間あたりの所定内賃金(円)	産 業 間 格 差
前 年 産 業 計	910	-
産 業 計	905	100.0
建 設 業	945	104.4
製 造 業	838	92.6
情報サービス業	945	104.4
運輸・郵便業	864	95.4
卸売・小売業	885	97.7
金融・保険業	963	106.4
宿泊・飲食サービス業	845	93.3
生活関連サービス・娯楽業	1034	114.2
医療・福祉	1022	112.9
複合サービス事業	992	109.6
サービス業	892	98.5

調 査 票



新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【事業所票】

新潟県統計報告
登録第23-1号

(平成23年7月31日現在)

(※ この欄には記入しないでください。)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報は守られます。

事業所番号	市町村コード			産業分類			企業規模
1~4	5	6	7	8	9	10	11

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。
お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックして、同封の返信用封筒で返送してください。
なお、その旨各お問い合わせ先まで電話でご連絡いただいても結構です。

9人以下

- ◆ 調査票記入にあたってのお願い
- ・ 太枠で囲まれた部分が回答欄です。選択番号がある場合は、○で囲み空欄の場合は数字等を記入してください。
- ・ 調査事項は、特にことわりのない限り、7月31日現在の状況を回答してください。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、9月30日（金）までに投函してください。

1 企業全体の現況

企業全体の常用労働者数					資本金または出資金				
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
10 } 29人	30 } 49人	50 } 99人	100 } 299人	300人 }	1,000万円未満	1,000万円 } 5,000万円未満	5,000万円 } 1億円未満	1億円 } 3億円未満	3億円以上

《設問2以下は、企業全体ではなく貴事業所について記入してください。》

本社等で一括記入する場合でも、調査対象になっている事業所について記入してください。

2 事業所の現況

事業所名			
所在地	(〒 -)		
業種又は 主要製品名			
記入担当者	所 属	TEL	
	フリガナ	FAX	
	氏 名		

労働組合の有無 1 ある 2 ない

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数				うちパートタイム労働者数		※ 派遣労働者数
		正社員数		その他		③	うち障害者数	
		①	うち障害者数	②	うち障害者数			
男 性	人	人	人	人	人	人	人	
女 性	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	

※ 派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。
※ この設問2以外は、派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ記入してください。

3 初任給

平成23年度の新規卒業者の初任給額・採用者数を記入してください。

- ・平成23年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄のままにしてください。
- ・金額は、所定内賃金から、家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。

	事務・技術				生産			
中学卒			円	人			円	人
高校卒			円	人			円	人
専門学校卒			円	人			円	人
短大卒 高専卒			円	人			円	人
	うち県外短大・高専出身者数→				うち県外短大・高専出身者数→			
大学卒			円	人			円	人
	うち県外大学出身者数→				うち県外大学出身者数→			

4 労働時間制度

(1) 1日・1週・1年あたりの所定労働時間

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に、最も多く適用されている労働時間を記入してください。

① 1日 時間 分 ② 1週 時間 分 ③ 1年 時間 分

(2) 変形労働時間制を採用していますか。

1	採用している	→(3)へ
2	採用していない	→(4)へ

(3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	1ヶ月（4週間）単位の変形労働時間制
2	1年単位の変形労働時間制
3	フレックスタイム制
4	1週間単位の非定型的変形労働時間制 (30人未満の小企業、旅館、和酒店、飲食店のみが該当)

(4) 以下の週休制の形態のうち、最も近いのはどれですか。（1つだけ○）

1年単位の変形労働時間制を採用している事業所は、「ア」休日カレンダーを選択してください。

1	2	3	4	5	6	7
完全週休2日制 (105日)	月3回週休2日制 (88日)	隔週週休2日制 (79日)	月2回週休2日制 (76日)	月1回週休2日制 (64日)	その他（週休1日等・休日カレンダー制、週休1日制等何らかの形で週休2日制でない場合）	

※（ ）内は、年間週休数の目安

5 年間休日数

平成23年または平成23年度について記入してください。

(1) 年間休日数を記入してください。

- ・調査期間のカレンダーは、記入要領（13ページ）を参照してください。
- ・労働者の種類、職種などにより年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

年間休日数計	<input type="text"/>	日
--------	----------------------	---

(2) 3日以上連続休暇があれば、日数を記入してください。

- ・ない場合は「0」を記入してください。
- ・週休日、国民の祝日を含めた日数を記入してください。

年末年始	<input type="text"/>	日
ゴールデンウィーク	<input type="text"/>	日
夏季休暇 (お盆休み含む)	<input type="text"/>	日

6 年次有給休暇

平成22年または平成22年度について記入してください。

【記入方法】

(1) 年休簿から労働者を抽出します。

抽出の方法は、記入要領（5ページ）を参照してください。

(2) 抽出した労働者について各個人の年休付与日数（前年の繰越分を除く）、年休取得日数をそれぞれ合計してください。

年休を付与されている常用労働者数（抽出後）	<input type="text"/>	人
年休付与日数の総計 (前年繰越分を除く)	<input type="text"/>	日
年休取得日数の総計	<input type="text"/>	日

7 特別休暇制度

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。

- ・ 労働契約・就業規則等に定めていない場合や、無給の場合も含みます。導入しているものすべてに○。
- ・ 「4 男性の育児参加のための休暇」に該当する場合は、平成22年または平成22年度について取得者の人数を記載してください。
- ・ 「5 その他」に該当する場合は、貴事業所で導入しているすべての特別休暇を記載してください。

1	リフレッシュ休暇
2	ボランティア休暇
3	自己啓発のための休暇
4	男性の育児参加のための休暇 () 人
5	その他

→ 具体例

--

8 育児休業制度

(1) 育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「9 介護休業制度」へ

(2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	1歳6か月まで(法定どおり)
2	1歳6か月超 2歳に達するまで
3	2歳超 3歳に達するまで
4	3歳超 小学校就学まで
5	その他 ()

(3) 育児休業中の賃金の支払い状況をお答えください。

※ 雇用保険の育児休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

(4) 育児休業制度の利用状況についてお尋ねします。(いない場合は「0」を記入してください。)

① 「出産者」 平成22年7月1日から平成23年6月30日までに子どもが生まれた労働者(男性の場合は配偶者が出産した場合)の数を記入してください。

② 「取得者」 ①のうち、平成22年7月1日から平成23年6月30日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。(育児休業の申し出をしている者を含む)

	女性		男性	
出産者		人		人
取得者		人		人

9 介護休業制度

(1) 介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「10 仕事と家庭の両立のための支援制度」へ

(2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	通算93日まで(法定どおり)
2	93日を超え6ヵ月以内
3	6ヵ月を超え1年未満
4	1年以上
5	その他 ()

(3) 介護休業中の賃金の支払い状況をお答えください。

※ 雇用保険の介護休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

(4) 平成22年7月1日から平成23年6月30日までの介護休業の取得者数を記入してください。

(いない場合は、「0」を記入してください。)

女性		男性	
	人		人

10 仕事と家庭の両立のための支援制度

労働協約・就業規則等に定めていない場合も含まれます。

(1) 働きながら、育児・介護する従業員に対する支援制度はありますか。

1	ある
2	ない

→ (2)へ

→ 「11 賃金の支払い形態」へ

(2) どのような制度がありますか。

育児・介護、それぞれ採用しているものに○

育 児 介 護		
1	1	勤務時間短縮制度
2	2	フレックスタイム制度
3	3	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ
4	4	経費の援助措置
5	5	再雇用制度
6	6	所定外労働の免除
7	7	転勤・配置転換の際の配慮
8		事業所内託児所
9		子どもの看護のための休暇

11 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態別の常用労働者数を記入してください。

- ・ 合計の人数は1ページ目の「2 事業所の現況」の常用労働者数と一致します。
- ・ 派遣労働者は含めないでください。
- ・ 「日給月給制（欠勤その他労働しなかった日数分だけ賃金を差し引くという形の月給制）」は「月給制」に該当します。
- ・ 「4 年俸制」の場合は、対象者の職種を記入してください。

1 時給制	2 日給制	3 月給制	4 年俸制	5 その他	対象者の職種 〔 〕
人	人	人	人	人	

12 定年制

定年制についての状況を記入して下さい。

「1 あり」の場合は、(a)定年延長の予定、(b)継続雇用制度の両方について回答してください。

1	あり (歳)
2	なし

→ (a) 定年延長の予定

→ (b) 継続雇用制度

1	あり (歳)
2	なし
3	不明

1	あり
2	なし

1	再雇用
2	勤務延長
3	再雇用・勤務延長の併用
4	その他

ご協力ありがとうございました

付 属 統 計 表

男女及び年齢段階別勤続年数・月間実労働日数・月間実労働時間数・月間賃金額（就業形態別）

一 般 勞 働 者 調 査 産 業 計

区 分	集 計 者 労働者 数	勤 年 続 数	月 間 実 働 日 数	月 間 実 働 時 間 数			月 間 賃 金 額		
				計	所 定 内	所 定 外	計	所 定 内	所 定 外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	14,749	12.6	21.7	175.2	165.9	9.3	278,291	262,029	16,262
~ 17歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18~19	77	0.4	21.9	174.4	167.4	7.0	174,953	166,250	8,703
20~24	1,115	1.7	21.6	175.1	165.6	9.5	196,445	183,556	12,889
25~29	1,606	4.3	21.7	177.2	165.5	11.7	228,454	210,598	17,857
30~34	1,866	7.4	21.8	178.0	166.1	11.9	255,100	235,433	19,668
35~39	2,202	10.9	21.8	176.7	166.0	10.6	280,876	261,817	19,059
40~44	1,940	13.2	21.7	175.8	165.8	10.0	297,573	278,219	19,354
45~49	1,701	16.2	21.7	174.3	165.7	8.7	314,240	297,451	16,789
50~54	1,636	19.6	21.7	173.5	166.0	7.5	327,846	312,799	15,047
55~59	1,506	22.1	21.8	172.1	165.7	6.3	323,444	311,773	11,671
60~64	918	18.2	21.9	172.1	166.3	5.8	253,202	244,261	8,941
65~	182	20.2	21.8	169.4	165.6	3.8	235,620	230,413	5,207
男 子 計	10,153	13.4	21.9	178.6	167.4	11.2	304,353	284,290	20,063
~ 17歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18~19	50	0.4	21.8	175.5	165.8	9.7	181,549	169,269	12,280
20~24	584	1.8	21.9	180.2	167.0	13.2	210,007	191,668	18,339
25~29	1,045	4.4	21.9	181.5	166.6	15.0	243,840	220,530	23,310
30~34	1,291	7.6	22.0	182.5	167.8	14.7	273,163	248,414	24,749
35~39	1,564	11.2	22.0	180.9	168.0	12.9	302,630	279,057	23,574
40~44	1,373	13.8	21.9	179.6	167.7	11.9	326,142	302,449	23,693
45~49	1,162	17.5	21.8	177.5	167.3	10.2	350,832	330,402	20,430
50~54	1,133	20.2	21.9	176.6	167.8	8.8	361,921	343,945	17,976
55~59	1,102	22.9	21.9	173.9	166.9	7.0	352,630	339,458	13,172
60~64	715	18.1	21.9	173.5	167.0	6.4	268,180	257,958	10,222
65~	134	19.0	21.8	170.1	166.3	3.8	236,791	231,277	5,514
女 子 計	4,596	10.8	21.3	167.6	162.5	5.1	220,717	212,854	7,863
~ 17歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18~19	27	0.3	22.0	172.3	170.2	2.0	162,737	160,659	2,078
20~24	531	1.6	21.4	169.4	164.0	5.4	181,530	174,634	6,895
25~29	561	4.3	21.3	169.0	163.5	5.5	199,794	192,096	7,698
30~34	575	7.1	21.2	168.0	162.4	5.7	214,545	206,286	8,259
35~39	638	10.3	21.2	166.2	161.2	5.0	227,548	219,555	7,993
40~44	567	11.7	21.2	166.7	161.4	5.3	228,393	219,545	8,848
45~49	539	13.2	21.4	167.5	162.2	5.3	235,354	226,414	8,940
50~54	503	18.1	21.3	166.5	161.8	4.7	251,094	242,642	8,451
55~59	404	20.0	21.4	167.0	162.5	4.5	243,831	236,256	7,575
60~64	203	18.5	21.8	167.2	163.6	3.6	200,449	196,018	4,431
65~	48	23.7	21.9	167.4	163.8	3.6	232,351	228,000	4,351

パートタイム労働者 調査産業 計

区 分	集計者 労働者 数	勤年 続数	月間 実労働 日数	月間実労働時間数			月 間 賃 金 額		
				計	所定内	所定外	計	所 定 内	所 定 外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	2,955	5.8	19.8	109.4	108.0	1.4	98,880	97,333	1,547
~ 17歳	26	0.6	16.5	61.8	61.8	0.0	44,925	44,925	0
18~19	49	0.6	16.1	76.0	75.9	0.0	57,393	57,337	57
20~24	146	1.6	18.2	105.6	104.1	1.5	91,629	90,021	1,608
25~29	147	2.7	19.8	127.0	124.3	2.7	115,125	112,229	2,896
30~34	237	3.9	19.8	118.9	117.8	1.1	109,052	107,802	1,250
35~39	303	3.9	19.9	112.4	110.6	1.8	100,920	98,981	1,939
40~44	379	4.7	19.8	110.1	108.8	1.3	96,694	95,428	1,265
45~49	384	6.4	19.8	108.5	107.3	1.2	99,740	98,514	1,226
50~54	406	7.5	20.2	111.1	109.6	1.5	99,650	98,114	1,536
55~59	396	8.6	20.2	110.1	108.9	1.2	101,221	99,904	1,317
60~64	329	8.1	19.9	106.4	104.6	1.8	95,501	93,572	1,929
65~	153	6.8	19.7	95.2	93.6	1.6	95,268	93,339	1,929
男 子 計	456	4.3	19.3	111.4	108.8	2.6	107,097	104,037	3,061
~ 17歳	12	0.8	16.8	63.1	63.1	0.0	45,983	45,983	0
18~19	25	0.6	16.0	69.9	69.9	0.0	52,496	52,496	0
20~24	65	1.7	17.2	105.3	103.9	1.4	89,482	87,846	1,636
25~29	28	1.8	19.5	137.2	131.9	5.3	124,275	118,659	5,616
30~34	34	4.7	20.3	123.6	122.0	1.6	118,189	116,332	1,857
35~39	28	3.6	21.1	131.3	126.6	4.8	127,712	121,148	6,564
40~44	19	4.2	19.5	103.3	100.4	2.8	96,158	92,935	3,223
45~49	22	4.4	20.2	112.9	110.0	2.9	115,160	111,799	3,361
50~54	24	4.4	20.8	110.3	107.6	2.7	108,835	105,548	3,286
55~59	44	6.2	21.1	122.3	119.3	3.0	126,608	123,125	3,483
60~64	78	7.0	19.5	123.9	120.7	3.2	121,358	117,635	3,724
65~	77	5.4	19.2	98.4	96.0	2.4	104,839	101,886	2,953
女 子 計	2,499	6.1	19.8	109.1	107.8	1.2	97,380	96,109	1,271
~ 17歳	14	0.5	16.1	60.6	60.6	0.0	44,018	44,018	0
18~19	24	0.7	16.2	82.3	82.2	0.1	62,494	62,379	116
20~24	81	1.4	19.0	105.9	104.3	1.6	93,353	91,767	1,586
25~29	119	2.9	19.8	124.6	122.5	2.0	112,972	110,716	2,257
30~34	203	3.8	19.8	118.1	117.1	1.0	107,521	106,373	1,148
35~39	275	4.0	19.7	110.5	108.9	1.5	98,192	96,724	1,468
40~44	360	4.8	19.8	110.5	109.3	1.2	96,722	95,560	1,162
45~49	362	6.5	19.8	108.2	107.1	1.0	98,803	97,707	1,097
50~54	382	7.7	20.2	111.2	109.8	1.4	99,073	97,647	1,426
55~59	352	8.9	20.1	108.6	107.6	0.9	98,047	97,001	1,046
60~64	251	8.5	20.0	101.0	99.6	1.4	87,466	86,094	1,371
65~	76	8.3	20.1	92.0	91.3	0.7	85,571	84,681	890

障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るために…

事業主の
みなさまへ

雇用奨励助成金

のご案内

新潟市障がい者雇用奨励援助制度

新潟市民である障がい者を、公共職業安定所の紹介により雇用し、国等の助成金（特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練費）の支給対象期間経過後も、引き続き常用労働者とする場合に、市が事業主に対して助成金を交付する制度です。

お気軽に障がい者職業アドバイザーをご利用ください

- 障がい者を雇用している事業所を訪問して、障がい者の職場定着への諸問題について相談をお受けします。
- 障がい者（その家族）の就職にあたっての諸問題の解決や、求職手続き（国の機関への取次ぎ）等について相談をお受けします。
- 雇用主等に対して障がい者の雇用の方法、助成金等について相談をお受けします。

お問い合わせ先

新潟市 経済・国際部 雇用対策課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 第一分館3階

電話 025-226-1642

雇用奨励助成金の交付

交付申請の手続きは

国等の助成金の支給経過後も引続き常用労働者として雇用し、期間が6ヶ月経過後に所定の申請書に関係書類を添えて申請してください。

詳しくは障がい者職業アドバイザーにご相談ください。

交付対象期間の始期は

国等の助成金の支給対象期間経過後の最初の月からです。

金額・交付期間

- (1) 重度障がい者並びに、その他の障がい者のうち45歳以上の者
ただし、短時間労働被保険者は(2)とする。

1人月額 10,000円を12ヶ月

- (2) その他の障がい者 1人月額 5,000円を6ヶ月

提出書類

- (1) 新潟市障がい者雇用奨励助成金交付申請書
(2) 国等の助成金の支給決定通知書(写)
又は、職場適応訓練実施決定通知書(写)

提出期限

国等の助成金の支給期間経過後、最初の月から6ヶ月経過後の1ヶ月以内です。

なお、重度障がい者は6ヶ月毎に2回提出してください。

交付方法

交付決定通知書でお知らせするとともに、申請者が指定した金融機関の預金口座に振り込みます。

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



新潟市障がい者 多数雇用事業者優遇制度

新潟市では、障がいのある方の雇用の促進とその職業の安定のために、障がい者多数雇用事業者からの物品等の調達を積極的に進めていきます。



障がいのある人もない人も
共に働き、生きがいを感じあえる
企業を応援します。

新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度



1 障がい者多数雇用事業者優遇制度とは？

市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達する制度です。



2 登録企業のメリットは？

- ①随意契約においては、「障がい者多数雇用事業者」を契約の相手方とするよう努めます。
- ②指名競争入札においては、指名業者に「障がい者多数雇用事業者」を追加選定するよう努めます。(ただし、①・②いずれの場合も工事関係のものは含まれません。)
- ③市のホームページで、障がい者雇用を推進している事業者として紹介します。



3 登録条件は？

- ①市内に本店を有する中小企業者であること。
- ②新潟市競争入札参加者名簿に登載されていること。
- ③障がい者の法定雇用率に違反していないこと。
- ④過去1年間、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が原則3.6%以上、かつ2人以上の雇用があること。



4 登録物品数

原則1企業、1物品又は1役務です。ただし、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が7.2%以上の場合、以下のメリットがあります。

障がい者雇用率7.2%以上14.4%未満	
常用労働者数(市内事業所)×7.2%(少数点以下切上げ)の半数以上の重度障がい者を雇用	その他
2品目まで	1品目

障がい者雇用率14.4%以上	
常用労働者数(市内事業所)×14.4%(少数点以下切上げ)の半数以上の重度障がい者を雇用	その他
3品目まで	2品目まで



5 登録の有効期間は？

登録日の属する年度の3月31日までです。

お問い合わせ

登録申請
については

新潟市雇用対策課

TEL 025-226-1642

契約関係
については

新潟市契約課物品契約係

TEL 025-226-2213

ホームページでもお知らせしています →

新潟市 多数雇用 |

検索



男の育休に奨励金

お父さんも育児休業を！！

男性が子育てに積極的に関われる職場づくりを応援します。

新潟市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、その事業主とご本人に奨励金を支給します。

これは、男性が積極的に子育てに関わることにより、働き方の見直しにつなげ、男女ともに仕事と家庭生活のよりよいバランスをとってもらうことを目的としています。

対象者と支給額

10日以上育休を取得した男性労働者

5万円

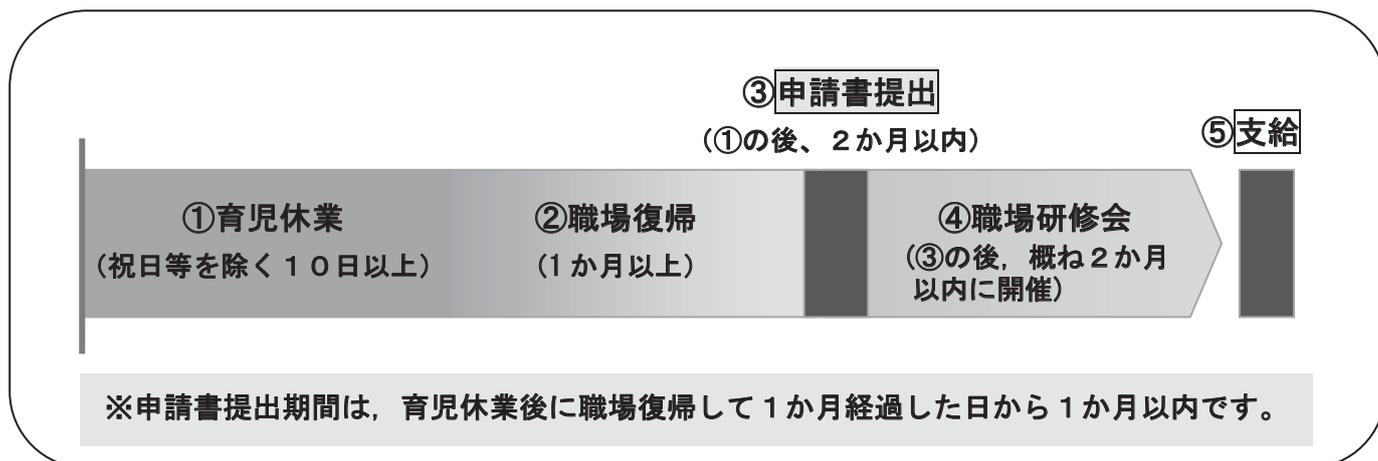
上記労働者を雇用する事業主（1回限り）

20万円

条件

- 1 新潟市内に本社又は事務所を置く、常用雇用者が300人以下の中小企業等であること
（国・地方公共団体及び国、地方公共団体から一定以上の出資又は補助金を受けている法人を除く）
- 2 雇用保険の適用事業主であり、労働基準法に基づく就業規則等に育児休業制度を設けていること
- 3 上記に雇用されている新潟市内在住の男性労働者が、その養育する3歳未満の子に対して連続する10日以上育休を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- 4 800字程度の育児休業体験記を提出すること
- 5 市が行う啓発活動に協力すること。また、市が行う男女共同参画推進に関する職場研修会を実施すること
- 6 市税の未納がないこと

支給までの流れ



必要書類

下記の書類をそろえ、お申込ください。

- 「奨励金支給申請書兼実績報告書」
- 育児休業体験記（800字程度）
- 雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者証の写し
- 育児休業に関する就業規則等の写し
- 育児休業申出書の写し
- 育児休業取得状況が確認できるもの（対象となる男性労働者の出勤簿の写し等）
- 休業取得者が新潟市内在住であること及び親子関係を証明できるもの
- 制度融資用納税証明書（本人及び事業主） ※証明書を請求する際は、下記にご注意ください。
 - ・法人の証明が必要な方は、代表者印を押印した申請書または委任状が必要です。
 - ・同居親族以外の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状が必要です。

問合せ・申請先



新潟市男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

Tel: 025-226-1061

Fax: 025-228-2219

E-mail: danjo@city.niigata.lg.jp



一人ひとりが働きやすく住みやすい新潟のために

.....
新潟市賃金労働時間等実態調査結果報告書
平成24年3月

発行
新潟市経済・国際部雇用対策課
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
電話(025)226-1642

印刷
株式会社プレスメディア
新潟市江南区曙町3丁目2番20号
.....